

推薦書原案

富士山

(Draft)

Fujisan

推薦書原案目次

1.	資産の特質 Identification of the Property	3
1.a)	締約国 Country (and State Party if different)	3
1.b)	地方 State, Province or Region	3
1.c)	資産の名称 Name of Property	3
1.d)	所在位置 Geographical coordinates to the nearest second	3
1.e)	資産範囲及び緩衝地帯の範囲図 Maps and plans, showing the boundaries of the nominated property and buffer zone	4
1.f)	資産面積及び緩衝地帯の面積 Area of nominated property (ha.) and proposed buffer zone (ha.)	4
2.	説明 Description	6
2.a)	資産の説明 Description of Property	6
2.b)	歴史と発展 History and Development	25
3.	登録の価値証明 Justification for Inscription	41
3.a)	評価基準への適合性証明 Criteria under which inscription is proposed (and justification for inscription under these criteria)	41
3.b)	顕著な普遍的価値の証明 Proposed Statement of Outstanding Universal Value	48
3.c)	比較検討による証明 Comparative analysis (including state of conservation of similar properties)	49
3.d)	完全性及び真実性 Integrity and/or Authenticity	59
4.	保全状況と資産に与える影響 State of Conservation and factors affecting the Property	63
4.a)	現在の保全状況 Present state of conservation	63
4.b)	資産に与える影響の要因 Factors affecting the property	68
1)	開発の圧力 Development Pressures (e.g., encroachment, adaptation, agriculture, mining)	68
2)	環境の圧力 Environmental pressures (e.g., pollution, climate change, desertification)	68
3)	自然災害と危機管理 Natural disasters and risk preparedness (earthquakes, floods, fires, etc.)	69
4)	来訪者及び観光の圧力 Visitor/tourism pressures	70
5)	資産と緩衝地帯の居住者人口 Number of inhabitants within the property and the buffer zone	71

5.	資産の保護と管理 Protection and Management of the Property	73
5.a)	所有関係 Ownership	73
5.b)	法に基づく指定保護 Protective designation	75
5.c)	保護の実施手段 Means of implementing protective measures	78
5.d)	推薦資産が所在する市町村・県に関する諸計画 Existing plans related to municipality and region in which the proposed property is located (e.g., regional or local plan, conservation plan, tourism development plan)	88
5.e)	資産の保存管理計画又はその他の保存管理体制 Property management plan or other management system	89
5.f)	財源及び財政的水準 Sources and levels of finance	95
5.g)	保存及び保存管理の技術における専門的知識及び研修 Sources of expertise and training in conservation and management techniques	95
5.h)	来訪者の施設と統計 Visitor facilities and statistics	96
5.i)	資産の整備・活用に関する方針・計画 Policies and programmes related to the presentation and promotion of the property	97
5.j)	専門分野・技術・管理に関する人的措置 Staffing levels (professional, technical, maintenance)	99
6.	経過観察(モニタリング)の体制 Monitoring	100
6.a)	保存状況を計測するための主たる指標 Key indicators for measuring state of conservation	100
6.b)	資産の経過観察(モニタリング)のための行政上の体制 Administrative arrangements for monitoring property	103
6.c)	以前の保全状況報告の成果 Results of previous reporting exercises	103
7.	資料 Documentation	104
7.a)	写真・スライド・画像一覧表 Photographs, slides, image inventory and authorization table and other audiovisual materials	104
7.b)	保護のための指定に関する文書、管理計画写し又は管理体制の解説及び関係諸計画(抜粋)写し Texts relating to protective designation, copies of property management plans or documented management systems and extracts of other plans relevant to the property	104
7.c)	資産関連資料 Form and date of most recent records or inventory of property	105
7.d)	資産管理機関住所(インベントリー、過去の記録などの保存場所) Address where inventory, records and archives are held	105
7.e)	参考文献 Bibliography	106
8	連絡先 Contact Information of responsible authorities	111
8.a)	申請書作成者連絡先 Preparer	111
8.b)	管理組織・官庁 Official Local Institution/Agency	111
8.c)	その他の組織 Other Local Institutions	111
8.d)	公式ウェブサイト Official Web address	111
9.	署名 Signature on behalf of the State Party	111

※ 日本語は事務局仮訳

1. 資産の特質

a) 締約国

日本国

b) 地方

山梨県・静岡県

c) 資産の名称

富士山

d) 所在位置

日本政府が世界遺産一覧表への記載を推薦する「富士山」は、東アジアの東端に当たる日本列島の本州の中央部、日本の関東地方の西部及び東海地方の東部に位置する。

推薦する資産は25の構成資産(34の構成要素(後述))から成り、現行の行政区分に基づく各構成資産の所在地については以下に記すとおりである。

構成資産所在地

No.	名称	所在地	緯度	経度
1	富士山城 (山頂の信仰遺跡、大宮・村山口登山道(現富士宮口登山道)、須山口登山道(現御殿場口登山道)、須走口登山道、吉田口登山道、北口本宮富士浅間神社、西湖、精進湖、本栖湖)	山梨県(富士吉田市・身延町・鳴沢村・富士河口湖町) 静岡県(富士宮市・富士市・裾野市・御殿場市・小山町) 県境未確定地	N35° 21' 39"	E138° 43' 39"
2	富士山本宮浅間大社	静岡県富士宮市	N35° 13' 39"	E138° 36' 36"
3	山宮浅間神社	静岡県富士宮市	N35° 16' 16"	E138° 38' 13"
4	村山浅間神社	静岡県富士宮市	N35° 15' 41"	E138° 39' 59"
5	須山浅間神社	静岡県裾野市	N35° 15' 16"	E138° 50' 56"
6	富士浅間神社(須走浅間神社)	静岡県小山町	N35° 21' 45"	E138° 51' 48"
7	河口浅間神社	山梨県富士河口湖町	N35° 31' 57"	E139° 46' 29"
8	富士御室浅間神社	山梨県富士河口湖町	N35° 30' 45"	E138° 44' 43"
9	御師住宅(旧外川家住宅)	山梨県富士吉田市	N35° 28' 48"	E138° 47' 45"
10	御師住宅(小佐野家住宅)	山梨県富士吉田市	N35° 28' 34"	E138° 47' 38"
11	山中湖	山梨県山中湖村	N35° 25' 16"	E138° 52' 32"
12	河口湖	山梨県富士河口湖町	N35° 30' 47"	E138° 44' 48"
13	忍野八海(出口池)	山梨県忍野村	N35° 27' 13"	E138° 50' 12"
14	忍野八海(お釜池)	山梨県忍野村	N35° 27' 34"	E138° 49' 53"
15	忍野八海(底抜池)	山梨県忍野村	N35° 27' 36"	E138° 49' 54"
16	忍野八海(銚子池)	山梨県忍野村	N35° 27' 35"	E138° 49' 56"
17	忍野八海(湧池)	山梨県忍野村	N35° 27' 36"	E138° 49' 58"
18	忍野八海(濁池)	山梨県忍野村	N35° 27' 36"	E138° 49' 56"
19	忍野八海(鏡池)	山梨県忍野村	N35° 27' 39"	E138° 49' 59"

20	忍野八海(菖蒲池)	山梨県忍野村	N35° 27' 41"	E138° 50' 3"
21	船津胎内樹型	山梨県富士河口湖町	N35° 27' 10"	E138° 45' 15"
22	吉田胎内樹型	山梨県富士吉田市	N35° 26' 54"	E138° 45' 37"
23	人穴富士講遺跡	静岡県富士宮市	N35° 21' 42"	E138° 35' 29"
24	白糸ノ滝	静岡県富士宮市	N35° 18' 47"	E138° 35' 14"
25	三保松原	静岡県静岡市	N34° 59' 37"	E138° 31' 22"

e) 資産範囲及び緩衝地帯の範囲図

資産と緩衝地帯の位置及び範囲を示す図面、並びに資産及びその近傍における法的保護区分を示す図面は以下のとおりである。

f) 資産面積及び緩衝地帯の面積

各構成資産の面積及びその緩衝地帯の面積、資産の総面積及びその緩衝地帯の総面積については、以下に記すとおりである。(※概算)

構成資産面積：19,970.5 ha

緩衝地帯面積：43,833.5 ha

合計：63,804.0 ha

No.	構成資産の面積(ha)	緩衝地帯の面積(ha)	合計(ha)
1	19,644.4	43,689.7	
2	7.8		
3	2.1		
4	4.2		
5	1.4		
6	2.1		
7	4.7		
8	3.2		
9	0.1		
10	0.1		
11	81.4		
12	70.6		
13	4.1		
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21	1.1		
22	1.1		
23	3.2		

2 4	19.0		
2 5	119.9	143.8	
合計	19,970.5	43,833.5	63,804.0

2. 説明

a) 資産の説明

1) 資産全体の説明

富士山は、標高3,776mと日本一の高さを誇る独立峰である。高度を増すごとに山腹の傾斜が急になる美しい懸垂曲線を呈し、類まれな優美さを持つ円錐形の山容を有した玄武岩質成層火山である。その山体は南の駿河湾の海浜にまで及び、ひとつの山体の連続的な斜面による海面から山頂までの高さは世界的にも有数である。

富士山は、日本列島のほぼ中央に位置し、フィリピン海プレート、ユーラシアプレート、北アメリカプレートの三つのプレートが会合し、さらにその下に東側から太平洋プレートが沈み込んでいる特異な地点に存在する。富士山は、おもに新生代第三紀中新世の海底火山噴出物からなる地層の上に第四紀更新世に造り上げられた先小御岳火山とそれに重なる小御岳火山を土台として、古富士、さらにそれを覆う新富士山の4層構造で構成されている。山頂部の火口はおよそ2,200年前を最後に噴火していないが、フィリピン海プレートが北進しユーラシアプレートを南南東方向から押し続けているため割れ目が発生することによって、山頂を通過して北北西に向かう方向にほぼ直線的に側火山が並び、有史以降も火山活動を行ってきた。

富士山が過去に流出した溶岩などの火山噴出物は、適度な粘度を持つために美しい裾野を持つ山容を形成しながら、山頂を中心として約15～20km(最大約30～40km)の範囲に広がった。山麓には数多くの風穴・溶岩樹型等の地形が見られ、溶岩流の末端部では富士山への降水を起源とする飲用に適した豊富な湧水(日量約450～680万 m^3 、現在最大の湧水は日量約100万 m^3 の柿田川)が見られる。富士山北麓ではこれらの湧水や降水を起源とする湖沼が点在している。

上記のような自然環境を持つ富士山は、古来自然物、特に山岳に対する信仰の伝統を持っていた日本人に畏敬の念を抱かせ、日本における様々な宗教・宗派の枠を超えて信仰の対象とされてきた。山麓から信仰心を持って富士山を仰ぎ見る遙拝や、山城・山麓での修行、神仏の在所と考えられていた山頂への登山(以下、「登拝」という。)という宗教行為が一般化すると、多くの信仰登山者(以下、「道者」という。)が山頂を目指した。そのため、山体及び山麓周辺に神社や仏教施設などが建立されるとともに、登山のための道や神社、山小屋等の諸施設及びそれを支援するシステムが整備されてきた。同時に山麓に点在する自然物・自然現象を起源とする風穴・溶岩樹型・湧水・湖沼等を霊地や巡礼地とする宗教活動も活発化した。山城の標高約2,500m付近の森林限界より上方は富士講(富士山信仰の集団の一つ)信者には「焼山」又は「ハゲ山」と呼ばれ、神聖な地域ないし他界(死後世界)と考えられていた。吉田口を拠点とした富士講信者はさらに、森林地帯を「木山」又は「深山」、地域住民による資源利用のため草原となった地帯を「草山」又は「カヤ原」と呼び習わし、俗界である「草山」と死の世界である「焼山」を往復することでこの世の罪と穢れを消すという富士登拝の思想と空間認知とを関連付けていた。また、特に山麓に広く見られる湖沼群や湧水地は、水垢離とよばれる登山前に身を清める行為に最適な場所となり、八海巡りと称する富士五湖等を巡る水垢離も行われた。現在でも柿田川をはじめ各地の湧水が「清浄な水」、あるいは「霊水」として扱われている。

また、冬季に一般的に見られる雪を戴いた姿や周辺の湖や海岸などの展望地から見られる富士山の稜線の持つ神秘的な美しさは、時代を超えて多くの人々に賞賛され、様々な芸術的な創作活動に対する意欲を掻き立ててきた。特に、富士山は標高約1,500mの地点で傾斜角の変化率が大きくなっており、それ以上が「山体」として認識されるとともに、優美な曲線を描く稜線が絵画など

の対象とされることが多い。この範囲は、各登山道における山体の神聖性に関する境界の一つである「馬返」（乗馬登山が宗教的観点から不可能になる地点）の標高以上の範囲とほぼ一致している。

2) 資産の構成

推薦資産は、日本列島のほぼ中央に位置する富士山と、周辺の浅間神社や御師住宅、霊地・巡礼地である風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水、芸術作品の視点場(又は舞台)となった地点から構成される。富士山域の中には山頂の信仰遺跡や登山道などの重要な要素が含まれている。これらの構成資産が一体となった推薦資産「富士山」は、山に対する生きた文化的伝統の物証であり、数多くの芸術作品の題材として描かれた世界的にも著名な神聖で印象的な山の景観の見本である。

表●構成資産／構成要素の分類

No.	構成資産／構成要素	文化遺産の種類
1	富士山域	遺跡
	1-1 山頂の信仰遺跡	遺跡
	1-2 大宮・村山口登山道(現富士宮口登山道)	遺跡
	1-3 須山口登山道(現御殿場口登山道)	遺跡
	1-4 須走口登山道	遺跡
	1-5 吉田口登山道	遺跡
	1-6 北口本宮富士浅間神社	遺跡、記念工作物
	1-7 西湖	遺跡
	1-8 精進湖	遺跡
	1-9 本栖湖	遺跡
2	富士山本宮浅間大社	遺跡、記念工作物
3	山宮浅間神社	遺跡
4	村山浅間神社	遺跡
5	須山浅間神社	遺跡
6	富士浅間神社(須走浅間神社)	遺跡
7	河口浅間神社	遺跡
8	富士御室浅間神社	遺跡、記念工作物
9	御師住宅(旧外川家住宅)	遺跡、記念工作物
10	御師住宅(小佐野家住宅)	遺跡、記念工作物
11	山中湖	遺跡
12	河口湖	遺跡
13	忍野八海(出口池)	遺跡
14	忍野八海(お釜池)	遺跡
15	忍野八海(底抜池)	遺跡
16	忍野八海(銚子池)	遺跡
17	忍野八海(湧池)	遺跡
18	忍野八海(濁池)	遺跡
19	忍野八海(鏡池)	遺跡
20	忍野八海(菖蒲池)	遺跡
21	船津胎内樹型	遺跡
22	吉田胎内樹型	遺跡
23	人穴富士講遺跡	遺跡
24	白糸ノ滝	遺跡
25	三保松原	遺跡

3) 構成資産の説明

富士山・展望地点

富士山には、山頂部に点在する宗教関連施設を始め、登山道とその沿道に点在する山小屋等の登拝・修行等の支援施設及び信仰行為の証として建立された石碑等が存在する。富士山城の資産範囲は、周辺の浅間神社や展望地点から見た可視領域が重なり合う範囲で、芸術・鑑賞の側面における重要性が最も高い。本栖湖は何度も紙幣の図柄に採用された写真の撮影地であり、三保松原は富士山を描く典型的な構図に含まれる景勝地であり、ともに主要な展望を供する展望地点である。このうち本栖湖からの展望については、日本の紙幣の図様として使用された、湖面を前景として豊かな樹叢を含み富士山頂に至る景観全体を資産範囲としている。さらに富士山城の範囲は、山体の神聖性の境界の一つである「馬返」以上に該当する標高約1,500m以上の区域でもあり、その中でも、他界(死後世界)と考えられた森林限界より上方の区域、富士山本宮浅間大社の境内地とされた八合目(登山道を10区間に分割した目安の一つ。登山道ごとに異なり標高約3,200~3,375m)以上の区域と、山頂に近い区域ほどより強い神聖性を持つようになると認識されてきた。

- 1 富士山城
- 1-1 山頂の信仰遺跡
- 1-9 本栖湖
- 2 5 三保松原

(写真複数、地図挿入)

登山道

富士山には、麓の浅間神社を起点として山頂に至る登山道が複数存在する。12世紀前半から中頃にかけての修行僧である末代上人(1103-?)の活動がきっかけになったと考えられる大宮・村山口登山道や、六合目から1384年の銘のある掛仏が出土した須走口登山道などがある。吉田口登山道は、富士講信者の登山本道とされ、18世紀後半以降、最も多くの道者(他の登山口の合計と同程度)によって利用された。登山道沿いには要所要所に祠や石碑が設置され、随所に小屋や石室が設けられており、富士独特の登拝システムを語る上で、登山道は欠かすことのできない枢要の要素である。

1-2 大宮・村山口登山道(現富士宮口登山道)

1-3 須山口登山道(現御殿場口登山道)

1-4 須走口登山道

1-5 吉田口登山道

(写真複数、地図挿入)

浅間神社・御師住宅

溶岩流の末端や登山道の起点、山麓には浅間神社が建立されている。古くから富士山は遥拝の対象であり、浅間神社のうちいくつかは神話の時代に建立されたと、各神社の社伝には記述されている。特に山宮浅間神社などは古代からの祭祀の形をとどめているとされる。その後、富士山では8世紀末からの噴火活動の活発化を受け、律令国家によって9世紀前半に富士山を神体とする浅間神社(後の富士山本宮浅間大社)が、9世紀後半には北麓にも噴火を鎮めるための神社が祭祀された。11世紀後半の噴火を最後に火山活動が休止期に入ると、日本古来の山岳信仰と密教・道教(神仙思想)が習合した修験道の道者による活動が活発化し始め、修験者の拠点が後に村山浅間神社や富士御室浅間神社へと発展していった。登拝の大衆化に伴って、須山浅間神社や富士浅間神社(須走浅間神社)など、登山口の起点にも浅間神社が建立されたと考えられる。なかでも、吉田口登山道の起点には、富士登拝の仲立ちや宿泊の世話をを行った御師住宅と、登拝前にお参りする北口本宮富士浅間神社が連なり、江戸を中心に流行した富士講の隆盛期(18世紀後半～19世紀)の様子を今日によく伝えている。

- 2 富士山本宮浅間大社
- 3 山宮浅間神社
- 4 村山浅間神社
- 5 須山浅間神社
- 6 富士浅間神社(須走浅間神社)
- 1-6 北口本宮富士浅間神社
- 9 御師住宅(旧外川住宅)
- 10 御師住宅(小佐野家住宅)
- 7 河口浅間神社
- 8 富士御室浅間神社

(写真複数、地図挿入)

霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湧水地・湖沼

18世紀後半から爆発的に流行した富士講の信者は、山頂を目指して富士山に登るだけでなく、周辺の風穴・溶岩樹型や湧水地などを巡り、巡礼や修行を行っていた。特に先達になる人は必ずそうした。

富士講の開祖とされる長谷川角行(1541－1646)は、16～17世紀にかけて人穴(人穴富士講遺跡内)で修行をし、富士五湖を始めとした8つの湖沼や白糸ノ滝で水行を行ったとされている。後の富士講信者はこれらの地へ参詣し、開祖に倣って修行を行う者もいた。また、長谷川角行の八海修行になぞらえ「富士山根元八湖」と唱えられた忍野八海や、彼が北麓の洞穴で浅間大神を祀ったことにちなんで整備された船津胎内樹型や吉田胎内樹型など、特定の富士講にとっての霊場・巡礼地となっている資産もある。

- 1 1 山中湖
- 1 2 河口湖
- 1-7 西湖
- 1-8 精進湖
- 1-9 本栖湖
- 1 3 忍野八海(出口池)
- 1 4 忍野八海(お釜池)
- 1 5 忍野八海(底抜池)
- 1 6 忍野八海(銚子池)
- 1 7 忍野八海(湧池)
- 1 8 忍野八海(濁池)
- 1 9 忍野八海(鏡池)
- 2 0 忍野八海(菖蒲池)
- 2 1 船津胎内樹型
- 2 2 吉田胎内樹型
- 2 3 人穴富士講遺跡
- 2 4 白糸ノ滝

(写真複数、地図挿入)

1. 富士山域

説明

構成資産・富士山域は、『信仰の対象』及び『芸術の源泉』としての富士山の顕著な普遍的価値を表す枢要の要素である。

富士山域の資産範囲は、周辺の展望地点から見た可視領域が重なり合う範囲で、神聖性の境界の一つである「馬返」以上に該当する標高約1,500m以上の区域である。

このうち八合目以上(標高約3,200～3,375m以上)は、1779年以降、富士山本宮浅間大社の境内地とされている。これは、山頂にある噴火口(内院)の底部には浅間大神が鎮座するという考え方から、その底部とほぼ同じ標高である八合目から山頂までが神聖な地と捉えられたからだという。

標高約2,500m付近の森林限界より上方は、富士講信者に「焼山」又は「ハゲ山」と呼ばれ、神聖な地域ないし他界(死後世界)と考えられていた。ほぼこの境域に沿って富士山体を一周する巡礼道は、富士講の開祖とされる長谷川角行によって16～17世紀頃に開かれたとされ、その後、「大沢崩れ」という危険箇所を通るため富士講信者により修行の道として大いに人気を博し、「御中道」と呼ばれた。

構成資産範囲内には、山頂の信仰遺跡や登山道、主要な展望景観を供する展望地点といった、富士山の顕著な普遍的価値を語る上で重要な役割を担う、次(1-1～1-9)のような9つの構成要素が存在する。

法的保護、修理・整備の経緯

- 1924年に史蹟名勝天然紀念物保存法の下に名勝に仮指定された。
- 1936年に国立公園法の下に(富士箱根)国立公園に指定された。
- 1951年に国有林野の経営管理に関する法律が制定された。
- 1952年に文化財保護法の下に名勝、ついで特別名勝に指定された。
- 1966年に特別名勝の指定区域が拡大された。
- 1969年に国が大沢崩れに対する砂防事業に着手(継続中)。
- 1996年に国・県が台風による森林の風倒被害に対する対策に着手(継続中)。
- 2011年に文化財保護法の下に史跡に指定された。

1-1. 山頂の信仰遺跡

山頂の信仰遺跡は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を表す枢要の要素である。

富士山山頂部には、火口壁に沿って神社等の複数の宗教関連施設が所在する。富士山への信仰登山が開始されると、修験道の影響を受け山頂部において寺院の造営や仏像等の奉納がおこなわれるとともに、山頂部での宗教行為が体系化されていった。道者は山頂周辺において「御来迎(仏の来迎と見なされたブロッケン現象)」(のち「ご来光(日の出)»)を拝み、噴火口に鎮座するとされる神仏(浅間大神や、その本地仏とされる大日如来)を拝し賽銭(散銭)をささげ、火口壁にいくつかあるピークを仏教の曼荼羅における仏の世界に擬して巡拝する「お鉢めぐり(八葉めぐり)」という行為を行なうことが一般的であった。山頂部の宗教的施設は、12世紀中頃修行僧の末代上人により建立された施設が最初とされ、その後、経典(12世紀末～13世紀前半と推定されるものが最古)・懸仏(銅などの円板上に神像・仏像の半肉彫りの鑄像をつけたりして、内陣にかけて拝んだもの。1482年の銘のあるものが最古)・仏像等(1303年の銘があるものが最古)の山頂部への埋納・奉納や火口部に当たる内院への散銭が行われた。また、遅くとも17世紀には、大宮・村山口山頂部に大日堂(現在は浅間大社奥宮が所在)が、吉田・須走口山頂部に薬師堂(現在の久須志神

社)が造営された。

1874年、山頂の仏教的施設及び仏像は神仏分離の影響によって撤去され、仏の名にちなんだピークの名称も変更され、寺院は神社に改変された。しかし、山頂部に対する信仰自体は変化することなく、「ご来光(日の出)」を拝むことや「お鉢めぐり(八葉めぐり)」は現代も登山者の多くが行っており、これらを通じて富士信仰の核心が現代に受け継がれている。

法的保護、修理・整備の経緯

- 1924年に史蹟名勝天然記念物保存法の下に名勝に仮指定された。
- 1936年に国立公園法の下に(富士箱根)国立公園に指定された。
- 1952年に文化財保護法の下に名勝、ついで特別名勝に指定された。
- 1966年に特別名勝の指定区域が拡大された。
- 1969年に国が大沢崩れに対する砂防事業に着手(継続中)。
- 2011年に文化財保護法の下に他の文化財とともに史跡富士山として指定された。

1-2. 大宮・村山口登山道(現富士宮口登山道)

大宮・村山口登山道(現富士宮口登山道)は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を表す枢要の要素である。

富士山南西麓の富士山本宮浅間大社(その所在である富士宮市はかつて大宮と呼ばれた。)を起点とし、村山浅間神社(興法寺)を経て山頂南側に至る登山道である。12世紀前半から中頃の、修行僧の末代上人の活動により、富士山南麓における登山が開始されたとされ、14世紀初頭には修験者による組織的登山が始まったとされる。17世紀以降19世紀後半まで、「村山三坊」と呼ばれた3つの有力な坊が村山浅間神社(興法寺)と登山道の管理を行うとともに所属の修験者が登山道等を利用して修行を行った。また、一般人の登拝も開始され、その様子は16世紀の作である《絹本著色富士曼荼羅図》などに描かれている。

道者の数は18世紀後半から19世紀初頭の宿坊(大鏡坊のみ)の記録より、御縁年(富士山出現伝説に由来する60年に1回の記念の年)で2,000人前後、平年で数百名程度と推測できる。また1860年、外国人として初の登山を行った英国公使オールコックがこの登山道を利用した。

1906年、大宮から村山を経由せず現在の六合目(標高2,600m)へ至る新道が建設されたため、ルートから外れた部分は登山道としての機能を失った。この区間は一部を除き登山道跡の推定が困難な状態である。現在は1970年に標高2,400m地点まで開通した自動車道を利用しての登山が行われている。(登山道としての推薦範囲は六合目以上である。現在は五合目から山頂までの区間を「富士宮口登山道」と呼称している。)

法的保護、修理・整備の経緯

- 1924年に史蹟名勝天然記念物保存法の下に名勝に仮指定された。
 - 1936年に国立公園法の下に(富士箱根)国立公園に指定された。
 - 1951年に国有林野の経営管理に関する法律が制定された。
 - 1952年に文化財保護法の下に名勝、ついで特別名勝に指定された。
 - 1966年に特別名勝の指定区域が拡大された。
 - 1996年に国・県が台風による森林の風倒被害に対する対策に着手(継続中)。
- 文化財保護法の下に史跡富士山として追加指定される予定。

1-3. 須山口登山道(現御殿場口登山道)

須山口登山道(現御殿場口登山道)は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を表す枢要の要素である。

富士山南東麓、須山浅間神社を起点とし、山頂南東部に至る登山道である。その起源は明確ではないが、1486年の『廻国雑記』の中でその存在が確認できる。1707年の宝永噴火では、登山道至近で噴火が発生したことで壊滅的な被害を受け、一部ルートを変更した登山道が完全に復興したのは1780年であった。

登山道および山頂部の井戸である銀明水は須山浅間神社及びその所在地の須山村(現裾野市須山)により管理されていた。また、登山道のいくつかの宗教施設は村山の修験者の行場(参拝所)としても使用された。

道者については詳しい研究が進んでいないが、1800年(御縁年)に約5,400人、1840年代前半は年平均約1,700人、1860年(御縁年)は約3,600人であった。

1883年、須山口二合八勺(標高2,050m)に接続する御殿場口登山道が開削され、1889年、東海道本線開通による御殿場口利便性の向上は須山口よりの道者を奪い、さらに1912年、一部が陸軍演習場となり使用不可能となったため、須山口からの登拝は衰退し現在に至っている。二合八勺以下の登山道で当時の道が確認できる部分は一部のみである。(登山道としての推薦範囲は現在「御殿場口」の名称で使用されている二合八勺以上の部分及び遊歩道として整備された旧須山口の一部である)

法的保護、修理・整備の経緯

1924年に史蹟名勝天然記念物保存法の下に名勝に仮指定された。

1936年に国立公園法の下に(富士箱根)国立公園に指定された。

1951年に国有林野の経営管理に関する法律が制定された。

1952年に文化財保護法の下に名勝、ついで特別名勝に指定された。

1966年に特別名勝の指定区域が拡大された。

1996年に国・県が台風による森林の風倒被害に対する対策に着手(継続中)。

文化財保護法の下に史跡富士山として追加指定される予定。

1-4. 須走口登山道

須走口登山道は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を表す枢要の要素である。

富士山東麓の富士浅間神社を起点とし、須走口八合目(標高約3,350m)で吉田口登山道と合流し山頂東部に至る登山道である。その起源は明確ではないが、旧六合目(標高約2,967m)からは富士山への奉納物としては現存最古の例である1384年の銘のある掛仏が出土しており、『妙法寺記』では1500年にその存在を確認できる。

登山道は遅くとも17世紀までに、富士浅間神社及びその所在地の須走村が登山道の山頂部までを支配し、山頂部における散銭取得権の一部などを得ていた。山頂部の権利については富士山本宮浅間大社と争いになり、須走村は18世紀(1703年と1772年)、幕府に裁定を求め、幕府によって須走村の権利として認められた。

1707年の宝永噴火の際、これらの施設及び富士浅間神社、須走村は噴砂に覆われ壊滅したが、江戸幕府の支援を受け翌年には復興を完了し、多くの道者を集めた。18世紀後半、他の霊場とセットにされた参詣の流行で道者数は年平均約1万人、1800年の御縁年に23,700人とピークを迎えた。

1959年、バス道路の完成により、新五合目(標高約2,000m)以下の登山道の利用はほとんどなくなり、一部道としての確認ができない区間がある。(登山道としての推薦範囲は現在も利用されている新五合目以上である。)

法的保護、修理・整備の経緯

- 1924年に史蹟名勝天然紀念物保存法の下に名勝に仮指定された。
 - 1936年に国立公園法の下に(富士箱根)国立公園に指定された。
 - 1951年に国有林野の経営管理に関する法律が制定された。
 - 1952年に文化財保護法の下に名勝、ついで特別名勝に指定された。
 - 1966年に特別名勝の指定区域が拡大された。
 - 1996年に国・県が台風による森林の風倒被害に対する対策に着手(継続中)。
- 文化財保護法の下に史跡富士山として追加指定される予定。

1-5. 吉田口登山道

吉田口登山道は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を表す枢要の要素である。

北口本宮富士浅間神社を起点とし、富士山頂東部を目指す登山道である。15世紀には、富士山への登拝が、修験者だけでなく、ごく一般の人々の間にも広まっていた。吉田口は14世紀後半には参詣の道者のための宿坊も出来始め、大勢の人々が登るための設備が整うようになった。

16世紀から17世紀、長谷川角行が吉田口を利用して修行を行い、18世紀前半には富士講隆盛の礎を築いた食行身禄(1671-1733)が、入定(宗教的自殺)にあたって信者の登山本道をこの吉田口と定めた。このため、富士講の信者が次第に増加した18世紀後半以降は、最も多くの道者(他の登山口の合計と同程度)が吉田口登山道を登って山頂を目指している。しかも、古道としては唯一徒歩で麓から頂上まで登れる重要な道である。(推薦範囲は登山道全体である。)

法的保護、修理・整備の経緯

- 1924年に史蹟名勝天然紀念物保存法の下に名勝に仮指定された。
 - 1936年に国立公園法の下に(富士箱根)国立公園に指定された。
 - 1951年に国有林野の経営管理に関する法律が制定された。
 - 1952年に文化財保護法の下に名勝、ついで特別名勝に指定された。
 - 1966年に特別名勝の指定区域が拡大された。
 - 1969年に国が大沢崩れに対する砂防事業に着手(継続中)。
 - 1996年に国・県が台風による森林の風倒被害に対する対策に着手(継続中)。
 - 1998～2000年に吉田口登山道馬返及び鈴原社整備。
 - 2011年に文化財保護法の下に山頂の信仰遺跡及び吉田口登山道が他の文化財とともに史跡富士山として指定された。
- 吉田口登山道以外の各登山道も、文化財保護法の下に史跡富士山として追加指定される予定。

1-6. 北口本宮富士浅間神社

説明

北口本宮富士浅間神社は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を表す枢要の要素である。

北口本宮富士浅間神社は、富士講や吉田御師と密接な関係を持ちながら発展した神社である。

富士山の遥拝所に祀られていた浅間大神を起源とし、1480年には「富士山」の鳥居が建立され、16世紀中頃には浅間神社の社殿が整っていた。その後、1561年に現在の東宮本殿、1594年に西宮本殿、1615年には本殿が建立された。富士講とのつながりが強く、1730年代に富士講の指導者である村上光清(1682-1759)の寄進によって境内の建造物群の修復工事が行われ、現在にみる境内の景観の礎が形成された。

本殿は、一間社入母屋造・檜皮葺の本殿に唐破風付向背をつけた形式で、正面と側面に挿肘木の腰組をもって支える擬宝珠高欄付の切目縁をめぐらしている。東宮本殿・西宮本殿はともに桧皮

葺・一間社流造である。3本殿とも、各部に漆塗り、極彩色をほどこし、彫刻・金具を配して、それぞれの時代の装飾的特色がよく表されている。

江戸時代(19世紀後半まで)の北口本宮富士浅間神社はその運営を吉田の御師が掌握しており、官司や禰宜等の神官は御師から選ばれた者が務めた。

社殿の背後には登山門があり、この神社を起点として富士山頂まで吉田口登山道が伸びている。富士講信者は、懸念仏を唱えながら御師住宅から北口本宮富士浅間神社にやって来て、神社の拝殿に上がって参拝した後、富士山頂を目指した。古くから富士山の登拝期間は7月1日からと決まっており、開山日には北口本宮富士浅間神社でも夏山の安全を祈願する神事が行われてきた。今日ではその前日に盛大な開山パレードや、登山口の注連縄を切り落とす儀式などが行われ、実質的な開山祭となっている。山じまいとなり、8月26日に吉田の火祭りが開催されるまで、山頂を目指す多くの富士講信者で賑わった。

またこの地(現北口本宮富士浅間神社の摂社である諏訪社)では、16世紀中頃より富士山登拝者のために神楽が舞われていたことがわかっているが、17世紀以降に現在の神楽の奉納形態が確立し、北口本宮富士浅間神社の太々神楽として現在も継承されている。

法的保護、修理・整備の経緯

- 1907年に東宮本殿が古社寺保存法の下に特別保護建造物に指定された。
- 1929年の国宝保存法制定に伴い、本殿は国宝とされた。
- 1936年に国立公園法の下に(富士箱根)国立公園に指定された。
- 1950年の文化財保護法制定に伴い、東宮本殿は重要文化財とされた。
- 1953年に本殿及び西宮本殿が文化財保護法の下に重要文化財に指定された。
- 1952年に東宮本殿の解体修理工事が行われた。
- 1962～63年に西宮本殿の解体修理工事が行われた。
- 1973～74年に本殿、西宮本殿及び幣殿の部分修理工事が行われた。
- 1981～82年に東宮本殿の部分修理工事が行われた。
- 1997年に本殿の部分修理工事が行われた。
- 2011年に文化財保護法の下に他の文化財とともに史跡富士山として指定された。

1-7. 西湖

説明

西湖は『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を表す枢要の要素である。

富士山の火山活動によって形成された堰止湖である本栖湖と剱(せ)の海に、9世紀の噴火でさらに溶岩が流れ込み現在の地形を形成した。富士山周辺の湖を巡って修行する内八海巡りが多くの富士講信者によって行われたが、16世紀後半の長谷川角行の水行からいつの時代も変わらず巡礼の対象として数えられたのが、この西湖並びに後述の山中湖、河口湖、精進湖、本栖湖(総称して「富士五湖」という。)である。また、景勝の地でもあり、多くの写真が撮影されている。

法的保護、修理・整備の経緯

- 1936年に国立公園法の下に(富士箱根)国立公園に指定された。
- 文化財保護法の下に名勝として指定される予定。

1-8. 精進湖

説明

精進湖は『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を表す枢要の要素である。

富士山の火山活動によって形成された堰止湖である本栖湖と剱(せ)の海に、9世紀の噴火でさら

に溶岩が流れ込み現在の地形を形成した。富士山周辺の湖を巡って修行する内八海巡りが多くの富士講信者によって行われたが、16世紀後半の長谷川角行の水行からいつの時代も変わらず巡礼の対象として数えられたのが、この精進湖を含む富士五湖である。精進湖は近代においていち早く海外に紹介された歴史を有する。精進湖から見た富士山の秀逸な景観は、古くから観光絵葉書の図柄として取り上げられた。

法的保護、修理・整備の経緯

1936年に国立公園法の下に(富士箱根)国立公園に指定された。

文化財保護法の下に名勝として指定される予定。

1-9. 本栖湖

説明

本栖湖は『信仰の対象』及び『芸術の源泉』としての富士山の顕著な普遍的価値を表す枢要の要素である。

富士山の火山活動によって形成された風致景観の優秀な堰止湖である。富士山周辺の湖を巡って修行する内八海巡りが多くの富士講信者によって行われたが、16世紀後半の長谷川角行の水行からいつの時代も変わらず巡礼の対象として数えられたのが、この本栖湖を含む富士五湖である。また、景勝の地でもあり、多くの芸術作品とゆかりが深い。

本栖湖は特に、日本の紙幣の図柄として複数回使用された写真の撮影地点であり、重要な展望地点である。富士山は、プロ・アマ問わず多くの写真家に愛され、撮影されてきた。なかでも、生涯にわたり富士山を追い続けた岡田紅陽が、1935年に本栖湖北西岸の峠道から湖面に映える「逆さ富士」を撮影した《湖畔の春》という写真は有名である。この写真は、1984年に採用された五千円札及び2004年に採用された千円札の図柄として使用された。山体の裾野が湖まで広がり一体の景観を構成している本栖湖からの展望は、《湖畔の春》に撮影された富士山とほぼ同じ姿のまま現在も残している。

法的保護、修理・整備の経緯

1926年に展望面である「富士山原始林」が史蹟名勝天然記念物保存法の下に天然記念物に指定された。

1936年に国立公園法の下に(富士箱根)国立公園に指定された。

2010年に「富士山原始林」の天然記念物指定区域が拡大され、「富士山原始林及び青木ヶ原樹海」に名称変更された。

文化財保護法の下に名勝として指定される予定。

2. 富士山本宮浅間大社

説明

富士山本宮浅間大社は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を表す枢要の要素である。

社伝には806年に、富士山により近い遥拝所であった山宮浅間神社から現在地に遷宮されたと記されており、古くから富士山南麓地域の中心的神社であった。現在全国に多数ある浅間神社の総本宮とされ、広く信仰されている。また、各時代の権力者とのつながりも深かった。

本神社は、富士山を遥拝し噴火を鎮めるために創建されたものであり、朝廷は853年に従三位の神階を与え、これを順次高めていくことで浅間大神を慰撫し、噴火を鎮めようとした。その後、15世紀頃登拝が盛んになるにつれて、富士山本宮浅間大社(以下「浅間大社」という。)は村山浅間

神社(興法寺)とともに大宮・村山口登山道の起点となり、宿坊が周辺に建設された。登拝の拡大に伴い、富士山中での諸権利が構築されていく中で、浅間大社は徳川家康(約150年間の戦乱期をおさめ統一政権である江戸幕府を開いた人物)の庇護の下、1604年「浅間造り」と呼ばれる二層構造の独特な構造を持った現在の本殿等が造営されるとともに、1609年には山頂部の散銭取得における優先権(山頂の噴火口へ投げ入れられた賽銭を回収する権利)を得た。これを基に浅間大社は山頂部の管理・支配を行うようになり、1779年、幕府による裁許によりこの八合目以上の支配権が認められた。八合目以上は明治政府により国有地とされたが、1974年の最高裁判決に基づき、2004年浅間大社に譲渡(返還)された。

浅間大社境内には富士山の湧水を起源とする湧玉池がある。浅間大社は、富士山の噴火を湧水によって鎮める考えや、富士山を聖なる水源の山として崇める考え方から、豊富な湧水量(日平均14万㎡)を持つ湧玉池のほとりに置かれたとする説が有力である。

なお、16世紀の《絹本著色富士曼荼羅図》や17世紀初頭の旅行記では、湧玉池で水垢離(道者が身を清める)する様子が確認できる。この水垢離は1920～30年代まで行われた。なお、現在でも湧水を聖なる水として利用する人が多くいる。

法的保護、修理・整備の経緯

- 1907年に本殿が古社寺保存法の下に特別保護建造物に指定された。
- 1923～26年に本殿・拝殿・楼門等の補修が行われた。
- 1929年の国宝保存法制定に伴い、本殿は国宝とされた。
- 1933～34年に楼門の修理を行った。
- 1936年に袖廊・廻廊を附した。
- 1941年に湧玉池が史蹟名勝天然記念物保存法の下に天然記念物に指定された。
- 1950年の文化財保護法制定に伴い、本殿は重要文化財とされた。
- 1951～52年、1970年、1988年に本殿の屋根の修理等が行われた。
- 1952年に湧玉池が文化財保護法の下に特別天然記念物に指定された。
- 1969～70年に本殿の屋根の修理等が行われた。
- 1987～88年に本殿の屋根の修理等が行われた(部分補修)。
- 2005年に本殿の屋根の修理等が行われた。
- 2011年に文化財保護法の下に他の文化財とともに史跡富士山として指定された。

3. 山宮浅間神社

説明

山宮浅間神社は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を表す枢要の要素である。

富士山本宮浅間大社の社伝によれば、浅間大社の前身とされる。本来社殿が位置すべき場所には建物がなく、石列でいくつかに分けられた遥拝所が設置されるのみという特異な形態は、古代からの富士山祭祀の形を止めていると推定されている。この遥拝所の主軸は富士山方向を向いている。

具体的な創建年代は不詳(社伝では神話の時代に創建されたとする。)だが、発掘調査では神事に使用されたと推定される12～15世紀の土器が出土し、文献上(今川義元の朱印状)では1551年にその存在が確認できる。

また、1577年の『富士大宮御神事帳』に記述があることから、この頃までには浅間大社との間で「山宮御神幸」といわれる儀式が始められていたとされる。これは4月と11月に神の宿った鉾を持ち、浅間大社と山宮浅間神社を往復する行事である。現時点では神が4月に旧跡に戻るとい

う解釈と、山にいる神が4月に田の神として里へ降りるという解釈がある。この行事は1874年まで行われていた。

なお、「山宮御神幸」に使用される経路を御神幸道という。道には1691年に置かれた距離を示す石碑が少なくとも四箇所残っているが、正確な道筋は現在確認されていない(緩衝地帯を含む)。

法的保護、修理・整備の経緯

1985年に富士宮市の史跡に指定される。

2011年に文化財保護法の下に他の文化財とともに史跡富士山として指定された。

4. 村山浅間神社

説明

村山浅間神社は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を表す枢要の要素である。

12世紀前半から中頃の修行僧である末代上人によって創建されたとされ、1868年の神仏分離令までは神仏習合の宗教施設として興法寺(富士山興法寺または村山興法寺)と呼ばれていた(資産範囲には浅間神社と寺院である大日堂が含まれる)。なお、周辺には興法寺の維持・運営にあっていた宿坊の村山三坊(池西坊・大鏡坊・辻之坊の三箇所)の跡がある。14世紀初頭には、僧の頼尊による組織化によって、富士山における修験道の中心地になったと考えられている。15～16世紀には修験者によって導かれた一般の道者の登拝も増加し、その様子が16世紀の制作とされる《絹本著色富士曼荼羅図》に描かれている。興法寺は修験道の中心的寺院である京都の聖護院と関係を持ち、主に富士山より西側の地域の道者をまとめていた。

1868年、神仏分離令により興法寺は浅間神社と大日堂に分離され、1872年の修験道の禁止により大日堂は衰微したとされる。ただし、修験者の活動は1940年代まで継続されていた。

法的保護、修理・整備の経緯

2001年から2003年にかけて富士宮市教育委員会により発掘を含む調査が行われた。

2011年に文化財保護法の下に他の文化財とともに史跡富士山として指定された。

5. 須山浅間神社

説明

須山浅間神社は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を表す枢要の要素である。

須山口登山道の起点として遅くとも1524年には存在していた神社である(棟札による。なお、社伝では神話の時代に創建されたとする)。現在の本殿は1823年に再建されたものである。1486年の須山口登山道に関する記述や16世紀前半の地元支配者(武田氏)の寄進状からこの時期には富士山南東麓の信仰登山活動に大きな意味を持っていたと考えられている。1780年登山道が宝永噴火の被害から本格的復興を果たすと富士山よりも東側(西側もあり)を中心とした道者が立ち寄っている。

法的保護、修理・整備の経緯

2011年に文化財保護法の下に他の文化財とともに史跡富士山として指定された。

6. 富士浅間神社(須走浅間神社)

説明

富士浅間神社(須走浅間神社)は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を表す枢要の要素である。

社伝では807年に社殿を造営したとされ、須走口登山道の起点となった神社である。16世紀には地元支配者(武田氏)の保護を受け、山頂部の散銭取得権の一部を得ている。このことなどや1500年における須走口登山道についての記録から、この時期には富士浅間神社が富士山東麓の信仰登山活動に大きな意味を持っていたと考えられている。

社殿は1707年の宝永噴火で崩壊し1718年に再建された。その後もこの際の部材の一部を使用し、2009年の修理も含め何回かの修理がおこなわれている。

神社には特に18世紀後半から富士山よりも東側の道者が多く訪れ、須走口を下山道として利用することが多かった富士講信者も多く立ち寄り、20世紀前半を中心に登拝回数の達成(33回がひとつの区切り)等の記念碑を約80基造営した。

法的保護、修理・整備の経緯

2006年に社殿が小山町の有形文化財となる。

2009年に本殿・参道の修理が行われた。

2011年に文化財保護法の下に他の文化財とともに史跡富士山として指定された。

7. 河口浅間神社

説明

河口浅間神社は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を表す枢要の要素である。

河口浅間神社は、864～866年に富士北麓で起こった噴火を契機に、北麓側に初めて建立された浅間神社であると伝えられている。

浅間神社を中心とした河口の地は、甲府盆地から続く官道の宿駅という役割に加え、富士登拝が大衆化した16世紀頃から御師集落として発展を遂げた。しかし、江戸における富士講の大流行と、それに伴う吉田御師の隆盛により、河口の御師集落としての機能は、19世紀以降衰退してしまった。ただし、河口浅間神社は、現在も富士山と密接に結びついた宗教行事を行っている。4月25日に開催される孫見祭では、祭神である木花咲耶姫が産着を持って神社から孫のいる河口湖畔の産屋ヶ崎へ神幸がなされる。古くは産屋ヶ崎の岩から富士山に向かって奉幣し、神霊を鎮め祀った。多くの道者で賑わった夏山期(現在は7月28日)には太々御神楽祭が開かれ、神社に参集する道者等の祈願成就を目的に、古くは御師たちによって、太々神楽が奉納された。また、いずれの祭りでも河口に住む少女が舞を奉納する稚児舞が行われているが、その源流は太々神楽の巫女舞にある。これらは、御師集落としての機能が失われた現在も継承して、執行されている。

法的保護、修理・整備の経緯

1936年に国立公園法の下に(富士箱根)国立公園に指定された。

2011年に文化財保護法の下に他の文化財とともに史跡富士山として指定された。

8. 富士御室浅間神社

説明

富士御室浅間神社は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を表す枢要の要素である。

富士御室浅間神社の本宮(もとみや)は、吉田口登山道二合目の地に、9世紀の初頭に建立されたことの伝承があり、『甲斐国志』によると富士山中に最も早く祀られた神社である。

富士山における修験道の拠点(南西の村山浅間神社(興法寺))であるが、北面の二合目、御室浅間神社が鎮座する御室の地にも山内の信仰拠点として役行者堂が整備された。

山中という厳しい条件の下に所在するためたびたび破損し、1189、1275、1475、1525年と加修され、1564年には地元領主による大修理が行われている。現在の本殿は1612年建立と認められ、その後も1698年、1867年に修復が行われていた。1973～74年には里宮の地にそのままの形で移設された。里宮は、二合目の本宮が冬季の参拝に苦渋するために河口湖畔に建てられた。なお本神社では、現在4月29日に流鏝馬祭が開催されている。修験や登拝といった様々な富士信仰の拠点として位置づけられる二合目の本宮と、土地の産土神としての里宮が一体となって機能してきた神社である。

法的保護、修理・整備の経緯

- 1936年に国立公園法の下に(富士箱根)国立公園に指定された。
- 1973～74年に吉田口登山道二合目にあった本殿が里宮の地に移築された。
- 1985年に移築された二合日本殿が文化財保護法の下に重要文化財に指定された。
- 2011年に文化財保護法の下に他の文化財とともに史跡富士山として指定された。

9. 御師住宅(旧外川家住宅)

説明

御師住宅は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を表す枢要の要素である。

御師は、夏季に道者へ登拝のための宿屋や食事を始め一切の世話をするとともに、日常は富士山信仰の布教活動と祈禱を行うことを業とした。富士山御師を代表する吉田の御師は、吉田口登山道の起点となる北口本宮富士浅間神社へ続く南北に伸びる道路の左右に大規模な御師集落を形成していた。これらの御師屋敷の多くは間口が狭く、奥に長い短冊状の地形に建てられ、表通りに面して導入路を設け、敷地を流れる水路の奥に住宅兼宿坊の建物が建っている。式台玄関から奥へ客室が続き、最奥部や主屋の奥に増築された離座敷には神殿が設けられている。導入路を通り水路で手足を清めて御師住宅に着くと、先達は式台玄関から、その他の富士講信者は庭の縁側から屋敷に入り、神殿に集まって拝みを行い、登拝の準備をした。また、富士山から下山すると御師の家に戻り、無事に登山できたことを祝って酒宴を開き、翌朝帰路についた。

1768年に建てられ最古の部類に数えられる旧外川家住宅は、富士講の隆盛によって爆発的に増加する道者に対応するために19世紀中頃に御神殿をもつ離座敷を増築した。

法的保護、修理・整備の経緯

- 2011年に文化財保護法の下に重要文化財に指定された。

10. 御師住宅(小佐野家住宅)

説明

御師住宅は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を表す枢要の要素である。

御師は、夏季に道者へ登拝のための宿屋や食事を始め一切の世話をするとともに、日常は富士山信仰の布教活動と祈禱を行うことを業とした。富士山御師を代表する吉田の御師は、吉田口登山道の起点となる北口本宮富士浅間神社へ続く南北に伸びる道路の左右に大規模な御師集落を形成していた。これらの御師屋敷の多くは間口が狭く、奥に長い短冊状の地形に建てられ、表通りに面して導入路を設け、敷地を流れる水路の奥に住宅兼宿坊の建物が建っている。式台玄関から奥へ客室が続き、最奥部や主屋の奥に増築された離座敷には神殿が設けられている。導入路を通り水路で手足を清めて御師住宅に着くと、先達は式台玄関から、その他の富士講信者は庭の縁側から屋敷に入り、神殿に集まって拝みを行い、登拝の準備をした。また、富士山から下山すると御師の家に戻り、

無事に登山できたことを祝って酒宴を開き、翌朝帰路についた。

格式的な構えが確立した頃の1861年に新築された小佐野家住宅は、富士講最盛期の御師住宅の典型例である。

法的保護、修理・整備の経緯

1976年に文化財保護法の下に重要文化財に指定された。

1979年に屋根の修理等が行われた。

1996～98年に腐敗修理等が行われた。

11. 山中湖

説明

山中湖は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を表す枢要の要素である。

富士山の火山活動によって形成された風致景観の優秀な堰止湖である。富士山周辺の湖を巡って修行する「内八海巡り」が多く、富士講信者によって行われたが、長谷川角行の水行からいつの時代も変わらず巡礼の対象として数えられたのがこの山中湖を含む富士五湖である。

また、景勝の地でもあり、私製葉書が1900年に認可されて以降、絵葉書として頻繁に登場している。特に、湖面に映える富士山は「逆さ富士」と呼ばれ、名所として有名である。多くの芸術家、特に文学者とのゆかりが深い。

法的保護、修理・整備の経緯

1936年に国立公園法の下に(富士箱根)国立公園に指定された。

文化財保護法の下に名勝として指定される予定。

12. 河口湖

説明

河口湖は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を表す枢要の要素である。

富士山の火山活動によって形成された風致景観の優秀な堰止湖である。富士山周辺の湖を巡って修行する「内八海巡り」が多く、富士講信者によって行われたが、長谷川角行の水行からいつの時代も変わらず巡礼の対象として数えられたのがこの河口湖を含む富士五湖である。

また、景勝の地でもあり、湖面に映える富士山は「逆さ富士」と呼ばれ、名所として有名である。また多くの芸術家とゆかりが深く、風光明媚な景観を題材にした文学や絵画が富士五湖中最も多い。代表的なものとしては葛飾北斎の「甲州三坂水面」と歌川広重の「甲斐御坂越」が挙げられる。

法的保護、修理・整備の経緯

1936年に国立公園法の下に(富士箱根)国立公園に指定された。

文化財保護法の下に名勝として指定される予定。

13. 忍野八海(出口池)、14. 忍野八海(お釜池)、15. 忍野八海(底抜池)、16. 忍野八海(銚子池)、17. 忍野八海(湧池)、18. 忍野八海(濁池)、19. 忍野八海(鏡池)、20. 忍野八海(菖蒲池)

説明

忍野八海は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を表す枢要の要素である。

富士山の伏流水による8つの湧水から成り、それぞれに八大竜王を祀る富士信仰に関わる巡拝地であった。富士登山を目指す道者たちはこの水で穢れを祓った。16～17世紀頃に長谷川角行は

富士八海修行を行ったが、この地でもそれになぞらえて「富士山根元八湖」と呼ばれる巡礼が行われた。忍野八海を巡るこの巡礼は、1843年に富士講信者によって再興されたとされる。

法的保護、修理・整備の経緯

1934年に史蹟名勝天然記念物保存法の下に天然記念物に指定された。

2.1. 船津胎内樹型

説明

船津胎内樹型は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を表す枢要の要素である。

1617年に長谷川角行が富士登拝した際、北麓に洞穴(船津胎内樹型指定範囲内に点在する小規模な溶岩樹型のひとつと考えられる)を発見し、浅間大神を祀った。1673年には富士講信者によって現船津胎内樹型が発見され、浅間大神が遷宮された。

富士登拝の際に、樹型に入って身を清める風習(これを「胎内巡り」という。)があり、洞穴内外の地形空間に宗教的な意義付けが行われるとともに、奥には、富士講にとって、浅間大神の化身であるとともに、富士山の祭神でもあるとされる木花開耶姫などが祀られている。

法的保護、修理・整備の経緯

1929年に史蹟名勝天然記念物保存法の下に天然記念物に指定された。

1936年に国立公園法の下に(富士箱根)国立公園に指定された。

2.2. 吉田胎内樹型

説明

吉田胎内樹型は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を表す枢要の要素である。

1892年に富士講信者によって「御胎内」として整備された溶岩樹型である。富士講信者は、昼までに御師の家に着き、夕方まで胎内巡りをし、翌朝富士山に登山したという。

本穴については、古くから富士山北口御師団が管理している。

法的保護、修理・整備の経緯

1929年に史蹟名勝天然記念物保存法の下に天然記念物に指定された。

1936年に国立公園法の下に(富士箱根)国立公園に指定された。

2.3. 人穴富士講遺跡

説明

人穴富士講遺跡は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を表す枢要の要素である。

長谷川角行が修行を行い、入滅したとされる溶岩洞窟の人穴と富士講信者によって造立された約230基の碑塔群が残る遺跡である。

『吾妻鏡』では人穴探検の様子が描かれ、「浅間大神の御在所」とみられていたとされている。この内容は遅くとも1602年までに、浅間大神の霊験譚として説話化され、その存在が広く知られていた。

富士講関連の文書によれば人穴は16世紀から17世紀にかけ、長谷川角行が修行により浅間大神の啓示を得た場であり、入滅した場だとしている。また、角行は人穴を「浄土(浄土門)」と述べ、これらの結果人穴には熱心な富士講信者が参詣し、修行を行う者も見られた。また、信者は角行などの供養・顕彰碑や登拝回数等の記念碑などを建立した。

1942年、付近が軍用地となり、人穴の浅間神社や周辺の住民は一時移転した。1954年神

社は現在地に復興されたが、富士講自体が衰退したことで参詣者はみられるものの1964年以降碑塔の建設は行われていない。

法的保護、修理・整備の経緯

1936年に国立公園法の下に(富士箱根)国立公園に指定された。

1999年に富士宮市の史跡となる。

文化財保護法の下に他の文化財とともに史跡富士山として追加指定される予定。

24. 白糸ノ滝

説明

白糸ノ滝は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を表す枢要の要素である。

富士山の湧水を起源とする数百の流れを持つ滝である。滝の名前は湧水(1日平均15～16万m³)の湧出が数百条の白糸が垂れているように見えることをその由来とする。

白糸ノ滝は富士講関連の文書によれば長谷川角行が人穴での修行と合わせて水行を行った地とされ、富士講信者を中心に人々の巡礼・修行の場となった。また、景勝地としても有名であり、『白糸漠図』などの絵画及び源頼朝の作とされる和歌などの題材にもなっている。

法的保護、修理・整備の経緯

1936年に国立公園法の下に(富士箱根)国立公園に指定された。

1936年に史蹟名勝天然記念物保存法の下に名勝及び天然記念物に指定された。

25. 三保松原

説明

三保松原は、『芸術の源泉』としての富士山の顕著な普遍的価値を表す枢要の要素である。

三保松原は、富士山頂の南西約4.5kmに位置する長さ約7kmの砂嘴(三保半島)上の松原である。現在、約5万本の黒松が外海側海岸線4kmを中心に繁茂し、その中でも天女(富士山と関わりがある)と地元漁師との交流を描いた「羽衣伝説」の舞台とされる「羽衣の松」付近は、松原越しに富士山を望む景勝地として知られている。

三保松原は、古来多くの芸術作品に取り上げられ、文学では8世紀に日本の代表的な歌集である『万葉集』が編纂されて以降、歌枕として和歌の題材となり、「羽衣伝説」を題材とした謡曲『羽衣』も制作された。この『羽衣』は19世紀後半、海外へ伝えられ、イェーツ、パウンドといったモダニズムの作家に影響を与えると同時に、日本の伝統芸能である「能」が世界に広まるきっかけを作った作品の一つである。絵画においては16世紀以降富士山を描く際の典型的な構図に含まれる景勝地となった。三保松原と富士山を組み合わせた多くの絵画は歌川広重等の作品をはじめ海外にも広く知られている。

法的保護、修理・整備の経緯

1922年に史蹟名勝天然記念物保存法の下に名勝に指定された。

1951年に国立公園法の下に(日本平)県立自然公園に指定された。

b) 歴史と発展

山容の形成

富士山の原型は、40～10万年前頃、周辺の火山(南麓に隣接する愛鷹山など)とともに先小御岳火山として形成され、これを覆うように標高2,500mの小御岳火山が、約10万年前にはその麓に古富士火山が誕生して爆発的噴火や山体崩壊等を繰り返し、小御岳火山をほぼ山体に納める形で3,000mを超える火山に成長した。約1万年前からは大量の溶岩を噴出しながら現在の富士山(新富士火山)が成長を始めて、古富士火山を覆い尽くし、約5,600～3,500年前にはほぼ現在の形状となった。

山麓には、繰り返された溶岩の流出によって何層にもわたる溶岩層が形成され、周辺に広大な裾野が広がった(三島溶岩流など一部の溶岩は山頂より30～40kmまで到達した)。その先端部には富士山への降水を起源とする湧水が、各溶岩層の隙間より湧出する形で各所に形成された。特に三島溶岩流先端部に位置する柿田川は日本最大の湧水量を誇る湧水である。富士山北麓においてはこれらの湧水や降水が北側の山地との間の低地にたまり、富士五湖等や湿地が形成された。また、溶岩層の中には数多くの風穴、溶岩樹型が形成された。

山頂からの本格的噴火は2,200年前の噴火を最後に起こっていないが、歴史時代になっても北北西～南南東方向に連なる側火山からの噴火を続け、1,200年前から後には少なくとも800～802、864～866、937、999、1033、1083、1435～1436、1511、1707年の九つの時期の噴火が確認されている。

信仰心と芸術的創作活動の萌芽

このような噴火や溶岩の流出を繰り返す富士山は恐ろしくかつ神秘的な山と考えられたために、古くから遥拝の対象であった。富士山周辺には富士山を意識したのではとの学説もある13,000年前～14,000年前の住居址や配石遺構がいくつか発見されている。その後日本における古代国家の統治システムがほぼ整った8世紀後半以降は、繰り返す噴火を鎮めるため、富士山そのものあるいは富士山に鎮座する神を浅間大神として祀るようになり、各地に遥拝所としての浅間神社が建立され、国家の宗教政策の一端に位置づけられるようになった。当時の朝廷は噴火を鎮めるために浅間大神に対して叙位し、噴火のたびに上位の位階を授けていった。

また、富士山の神々しく秀麗な姿と周辺の自然環境が芸術の対象とされるようになり、日本最古の歌集である『万葉集』(8世紀中頃)や日本最古の物語とされる『竹取物語』(9世紀後半)をはじめとして、数多くの和歌・物語など文学の題材となったほか、現存するものとしては最古となる《聖徳太子絵伝》(11世紀制作)をはじめ、数多くの絵画作品に取り上げられるようになった(表●参照)。特に12世紀後半以降、日本の政治的中心が京都から鎌倉に移動し、この二つの都市を結び富士山南麓を通る街道の交通量が増加したことで、富士山の情報は多くの人に記録され、広く知られるようになった。

修験道—日本古来の山岳信仰と外来宗教の習合及び普及—

また、12世紀頃より噴火活動が沈静化したことで富士山は日本古来の山岳信仰と密教・道教(神仙思想)が習合した修験道の道場ともなり、修験者等が山中に分け入り、靈力を獲得するために修行する山へと変化していった。この頃修行を行った人物としては、数百度登山し、山頂に大日寺を構えたと諸種の記録に現れる末代上人が最も有名である。当時一般的であった神仏習合思想(本地垂迹説)により、山頂部は仏の世界(又は仏が神の形となって現れる場所)として認識され、山頂部

に至ることが重要な意味を持つようになった。この結果15～16世紀には、修験者に引率された衆人による信仰登山が盛んになり、登拝する山として一般に広く知られるようになった。登山道はいずれも14～15世紀後半に開かれたとされている。この頃には参詣の道者のための宿坊も出来始め、大勢の登山者のための設備が整い始めた。

登拝の大衆化—富士講—

17世紀前半、約150年にわたる日本国内での戦乱状態が終了し、江戸幕府の下で治安が安定し経済的な発展もあってより多くの人々が富士山を目指すようになった。

このような中で、16～17世紀に富士山体や周辺の風穴(特に「人穴」)などで修行し、宗教的覚醒を得た長谷川角行は、江戸(現在の東京)を中心とした庶民の現世利益的な要求にこたえて、後に「富士講」と呼ばれる富士信仰の基礎をつくったとされる。角行の法脈は弟子たちに代々受け継がれたが、とりわけ村上光清と食行身禄が後の「富士講」発展に大きく寄与した。村上光清は山麓の浅間神社などを修理し、当初身禄派を凌駕していた。食行身禄は、庶民の苦しみを救うという世直しの理想のため、吉田口登山道七合五勺の烏帽子岩で入定(宗教的自殺)を遂げたが、これが後の富士講隆盛の画期となる。その教えは、次第に呪術性を脱却して、筋道の立てられた教義をもとに独自の実践道徳をもつものとして発展していき、18世紀中頃には民衆の宗教的団結を警戒した政府より「富士講」禁止令が出されるほどに広がりを見せ、組織化されていった。

富士講信者や他の登拝者は原則として固定的・継続的關係を持った「御師(宿坊を経営する神職)」の家や宿坊に宿泊し、祈祷や宗教的指導を受け、湧水等で水垢離をとり、浅間神社に参拝した後、頂上を目指した。登山道には茶屋や山小屋が建てられ、多くの登拝者の活動を支える施設が体系的に整備されたのもこの頃である。また、富士講においては長谷川角行ら指導者の言動にならって周辺の風穴・溶岩樹型や湖沼・滝なども修行の地とされ、ここにおいて富士山と周辺の宗教施設・霊地・巡礼地は庶民の信仰の場として定着し、山の結界が開放される二ヶ月間に年平均1～2万人の人々が信仰を目的とした登山を行うようになった。

芸術作品の多様化とジャポニスム

芸術面においては、室町時代(14～16世紀)以降、富士山を題材とした絵画作品が多数描かれ、富士山の形が定型化していくが、江戸時代(17～19世紀中頃)には、文学、絵画、工芸、庭園等のモチーフとして多岐にわたって取り上げられ、三保松原と富士山を描いた絵画など多様な表現が追究されるようになった(表●、■参照)。特に葛飾北斎らは富士山から多大なインスピレーションを喚起され、連作「富嶽三十六景」に代表される浮世絵の数々を残した。そして、斬新な構図と鮮明な色彩で描かれたそれらの作品は、西洋の画家たちに文化的衝撃を与えた。19世紀後半には「ジャポニスム」という芸術上の画期的な転機を惹き起こし、印象派や世紀末の芸術家の作品に影響を与えるとともに、その富士山を含んだ構図は海外において日本のイメージの一つとされてきた(表▲参照)。日本を訪れた外国人が富士山からインスピレーションを得て記述した紀行文(表▼参照)の中でも、富士山のアイコン的側面を綴ったものが多い。近世以前も富士山は日本一有名な山であったが、19世紀後半の開国によって日本が近代国家としての体制を整えるにつれて、日本を代表する山から日本を象徴する山へと変貌した。

廃仏毀釈後—登山の利便性向上—

19世紀中頃より、明治政府を中心に行われた日本の近代化・西欧化政策は富士山信仰にも影響

を与えた。政府が神仏分離や修験道禁止の方針を打ち出したことや、これを契機に発生した廃仏毀釈の運動により、仏教的施設は神道系の施設に再編されたが、1872年の(信仰の山における)女人禁制解禁の影響もあり富士山への登拝は継続ないし拡大した。19世紀末以降の鉄道・自動車道の開通も、登山者の利便性を格段に向上させた。南麓へは1889年に東海道線が開通し、北麓へは1900年前後に馬車鉄道と中央線が開通したことによって、東京からの登山がさらに活発になった。自動車道としては、1929年に北口本宮富士浅間神社から馬返(標高1,450m)まで自動車専用道路が開削され、1937年には大型バスによる輸送も始まった。

第二次大戦以降、富士山への登山は、富士信仰の核心を受け継ぎつつも、日本人の価値観や経済状況の変化により、登拝を中心としたものから、富士山への憧れを主な動機とするものに変化した。また、1964年に中腹までの自動車道として、北麓の富士スバルラインが、1970年に南麓の富士山スカイラインが開通し、これ以降、中腹(標高2,300~2,400m)を起点とした登山が主流になった。この結果富士山への登山者は急増し、年間約30万人に達するに至った。これらの登山者の行動様式の中には富士山への信仰の核心が受け継がれている。

最近の保全の歴史

富士山体は文化財としては、1924年に史蹟名勝天然記念物保存法により、山麓の幅広い地域が名勝に仮指定された。1936年には、この名勝仮指定範囲に加え富士五湖や白糸ノ滝の周辺一帯を含む範囲が、国立公園法(現在の自然公園法)により国立公園の一部として指定され、現在も我が国の風景地を代表するに足る傑出した自然の風景地として保全の対象となっている。文化財としての保護措置は、第二次世界大戦前の史蹟名勝天然記念物法による名勝仮指定に代わって、第二次世界大戦後の1952年には、新たに文化財保護法によって、御中道以下500mより上及び一部の登山道などが名勝として(同年、特別名勝として)指定され、1966年には指定区域を拡大した。さらに2011年には、同法により八合目以上が史跡としても指定された。山梨県は1978年(のち、1999年及び2006年に改定)、静岡県は2006年に「特別名勝富士山」の保存管理計画を、2011年に両県で「史跡富士山」の保存管理計画を策定し、適切な保存と活用を図っている。

周辺の浅間神社や御師住宅の近代以前の修理や保存の状況は2a)で述べたところだが、それらを含めた富士山に関わる記念工作物・遺跡は、1907年以降、古社寺保存法(1897~1929年)、国宝保存法(1929~1950年)、史蹟名勝天然記念物保存法(1919~1950年)、文化財保護法(1950年~現在)により、名勝、特別天然記念物又は天然記念物、重要文化財、史跡等に指定され、文化財ごとに保存管理計画が策定されており、それぞれの価値が最もよく表れる時代の状態が保たれるように細心の注意が払われている。

また、周辺に位置する個々の文化財は、2011年●月より実施される「包括的保存管理計画」によって、富士山体も含めた統一的な保存・管理が行われることとなる。

この他に富士山の自然保護・環境保護活動が行政機関や多数のNPO法人、民間団体によって行われ、登山道・山麓におけるごみの回収、柿田川をはじめとする各地の湧水の保護やその水源を保護するための植林活動、自然林の回復活動などが行われている。これらの活動は富士山への信仰や富士山を愛する気持ちがその動機の一つとなっている。

表▼：外国人の見た富士山

人物	人物解説
生没年 富士山に関する記述	
出典	
エンゲルベルト・ケンペル 1651-1716	ドイツ人であるが、オランダ商館の医師として、1690年から2年間の滞在中に、2度江戸参府をしている。帰国後「日本誌」を刊行。
<p>ここより初めて驚くに堪えたる高嶺にして <u>世界の最も美しき富士山</u> を仰ぎ得たり。</p> <p>富士はテネリッファの如く測り知られぬ高さなるが、彼と異なりて周囲の群山は低き邱陵なるに過ぎず。我旅路に於ても、里程許多なる遠方より道しるべとなりて仰ぎ望むべく、殊に余に取りては我地図の尺度となり(之を引き之を正すに此山に負ふ所少なからざり)しなり。その状貌は円錐の如く(大なる底部より尖細くなり)、四方より望みて形均しく(姿態絶美)、規模雄大にして、之を世界無比の麗はしき山と謂ひつべく(略)日本の詩人画家は(その筆を以て)此山の高き美きを記述し賞賛しながら、それにて十分に(此靈山を)宣揚するとは思はぬなり。</p> <p style="text-align: right;">「ケンペル江戸参府紀行」(呉秀三訳、駿南社)</p>	
申維翰(しんゆはん) 1681-?	1719年、第9回朝鮮通信使の製述官として日本を訪れた。
<p>余は輿を停めてこれを眺めた。すなわち、一朵が亭々として白い玉簪の如くまっすぐ青天を挿し、中腹から下は雲霞におおわれて翳となる。これあたかも太華山の玉井、白蓮花を露出するに似る。ほとんど世間で恒に見られるところのものではない。もし秦の始皇帝が瑯●(おうへんに柳のつくり)台でこの光景を得たならば、まさにふたたび滄海に駕して真仙を呼んだことであろう。(略)海外の諸山を考うるに、富士山に並ぶものはないであろう。</p> <p>倭人は、その山の真面目を見るを得て、賀をなす。けだし、万丈の高峰が屹然として空につっぱね、その状はあたかも円簪の如し、そして山の頭部は、白玉の如くにして、一塵も染まぬ。</p> <p style="text-align: right;">「海游録」(姜在彦訳、平凡社)</p>	
カール・ツンベルグ 1743-1828	スウェーデンの著名な自然科学者。日本の動植物研究のため、1775～76年に滞在した。
<p>数日前から富士山の山顛を見て来た。(略)この山はこの島第一の高山で、常時雪に蔽われている。眩しい程白いその頂は雲を貫き、雪を透して輝いている。麓は大きく頂に至って尖形をなしているの、方に塔糖或は犀の角の形をしている。日本人はこの山に風神を詣でに登るが、頂上まで六千歩もあって、登るに三日かかる。然し、下山は容易で、且つ速い。数時間で済む。</p> <p style="text-align: right;">「ツンベルグ日本紀行」(山田珠樹訳、駿南社)</p>	
ファン・オーフルメール・フィッセル 1800-1848	1822年、長崎出島にあったオランダ商館の事務官。商館長ヤン・コック・ブロンホフの江戸参府旅行に随行した。
<p>日本人がこの山をさまざまな線画や写生画によって紹介しようとしていることは何ら不思議とするに当たらない。われわれはその眺望に飽くことなく、幾度となく立ち止まれば、美しくまた誇るべき自然を賞賛したのであった。</p> <p>日本で最も美しい山の一つは有名な富士山である。(略)八月は、人々が信仰にもとづき、ここに巡礼を行ない、頂上の石の祠の中に安置されている神々を礼拝するために、登山する唯一の時期である。私がこの目で実際に見たところがあるが、富士の姿を描いた多くの絵や、いろいろな種類の鋳物の類、また富士山を歌い、記した多くの小説や詩が証明するように、日本人はこの山とその周辺の美しさと肥沃さに飽くことを知らぬくらい心酔しているということも、私には十分に理解することができることなのである。</p> <p style="text-align: right;">「日本風俗備考」(庄司三男／沼田次郎訳、平凡社)</p>	

人物	人物解説
生没年	
富士山に関する記述	
出典	

フィリップ・フランツ・フォン・シーボルト	ドイツの医師、博物学者。外国に対して門戸を閉ざしていた時期の日本において、西洋文化の紹介に尽力した。1823～28年、1859～63年に日本滞在。
1796-1866	
曇り空のため富士山は見えない。しかし昼頃天候が少しよくなり、まだ雪におおわれた富士山のそびえ立つ山頂を思わず感嘆して眺め入った。いうまでもなくこの山の下に向かっている深い山麓だけは雪におおわれていて、長く白い帯状をなして、山頂から山の背の半ばまで輝いていた。この山麓の非常に美しい景色を見るのもまた楽しかった。	
「江戸参府紀行」(斎藤信詔、平凡社)	

サミュエル・ウェルズ・ウィリアムズ	アメリカの言語学者、宣教師。鎖国をしていた日本へ来航し、開国させたことで知られるマシュー・ペリーの日本遠征(1853～54年)に随行した。
1812-1884	
この日は艦隊がこの湾に到着して以来一番靄の深い日であった。あの偉大な陸標一巖ヶたる富士の峰も全然見えなかった。因みに富士山は一般に日中よりも夕方になるに従って鮮やかに見えるのであって、また日の出頃にははっきりと美しく見えたことも屢々である。その時には頂上がすばらしい真紅の後光に輝くのを常とした。	
「ペルリ日本遠征記」(フランシス・L・ホークス編)(土屋喬雄/玉城肇共訳、岩波書店)	

タウンゼント・ハリス	初代駐日本アメリカ合衆国弁理公使。日米修好通商条約を締結したことで知られる。1856～62年滞在。
1804-1878	
それは名状することが出来ない偉大な景観であった。	
それは雪で蔽われていた。輝いた太陽の中で、凍った銀のように見えた。その荘厳な孤高の姿は、私が1855年1月に見たヒマラヤ山脈の有名なドヴァルギルよりも目ざましいとさえ思われた。	
「日本滞在期」(坂田精一訳、岩波文庫)	

ヘンリー・ヒュースケン	日米修好通商条約調印の際のアメリカ側全権使節ハリスの通訳兼書記として活躍した。1856年から滞在。1861年日本で没。
1832-1861	
とある山をひと巡りすると、立並ぶ松の枝ごしに太陽に輝く白峰が見えた。それは一目で富士ヤマであることがわかった。今日はじめて見る山の姿であるが、一生忘れることはあるまい。この美しさに匹敵するものが世の中にあろうとは思えない。	
富士山より三倍も高い山はある。スイスの氷河は確かに印象的で、壮大である。ヒマラヤの最高峰、崇高なタワギリは、神々しい額をはかり知れぬ高さに掲げている。しかしそれは周囲に立ちほだかる他の山々に登らなければ見ることができない。氷と氷河しかない世界で、どちらを向いても雪ばかりである。ところがここでは、稔りゆたかな田園の只なかに、大地と齡を競うかのような松の林や、楠の老樹がミヤ、すなわちこの帝国の古い社々の祠堂に深い影をさしかけると、ゆたかさや清けさのこの殿堂を背後から包むようにして、たぐいぬ富士ヤマのすっきりとした稜線が、左右の均整を保ちながら高く聳えたち、清浄な白雪は夕陽に映えて、あたかもコイヌール(109カラットの有名なダイヤモンド)のように、青い山脈を薄墨色に上げさせている。私は感動のあまり思わず馬の手綱を引いた。脱帽して、『すばらしい富士ヤマ』と叫んだ。頭に悠久の白雪をいただき、緑なす日本の国原に、勢威四隣を払って聳えたち、この東海の王者に永遠の栄光あれ！並ぶものなきその秀容は羨むべきかな。	
「日本日記」(青木枝朗訳、岩波文庫)	

人物	人物解説
生没年	
富士山に関する記述	
	出典

ローレンス・オリファント	南アフリカ生まれのイギリス人旅行家、著述家。対清特派使節に秘書として随行し、1858年日英通商修好条約締結のため来日。1861年には在日イギリス公使館の書記官に任ぜられた。
1829-1888	
<p>ところで富士山は信仰の対象とみなされているが、同時にその景色の美しさ、見事な形状、優れた高さ、また火山性格によっても讃美され、日本の美術的心情に深い印象を与えている。それはほとんどすべての絵の背景となり、また漆器や陶器の意匠に好んで用いられる。ときには雪に覆われ、ときには噴火の様相を示している。その恐ろしい自然の激動の際の姿は、口碑によって伝えられている。</p> <p>一方、その円錐形の山頂を遠く青空にそびえ立たせて、昔のままの富士山が画面の壮大な背景を形作っていた。その絵は、この巨峰が、大日本の王都の上に君臨して長い世紀の間かつて見ることのなかったものである。</p>	
「エルギン卿遣日使節録」(岡田章雄訳、雄松堂書店)	

ラザフォード・オールコック	初代イギリス駐日総領事、特命全権公使。1859年来日。1860年に外国人として初めて富士登山を行った。
1809-1897	
<p>『他にぬきんでて異彩をはなつ』この富士山は、キャンプファーがのべているように、『美しい点ではおそらくほかに匹敵するものがない。』晴れた夏の夕方には、80マイルほど離れている江戸からも見えることがある。そういうときには、雲の上にその頭を高くもちあげており、夕日とその背後に沈むので、その深紅色の大きなかたちが金色のついたての上にすっかり浮き出しになって見える。また早朝には、朝日の光が頂上の雪に反射して、その円錐形が輝いて見える。いずれのばあいでも、たしかに風変わりであり、絵画的であって、広大なすそ野から急におどりがあってほとんど完全な円錐形をなしており、そのいちばん尖端だけは切り取られているとはいえ、周囲をとりまいているすべての山脈のうえにそびえ立っている。とにかく世界人(コスモポリタン)ではない日本人にとっては、キャンプファーがいつているように、『詩人はことばを見いだしえないし、画家も当然その山にふさわしいと考えるとおりにそれを再現するに十分な技術や色彩を見出しえない』ような『無二の』存在であろう。</p> <p>川岸においてゆく途中、富士山がはじめて見えた。それは、すばらしいながめで、富士山がこれほどりっぱに見えたことはいまだかつてなかった。東の太陽の最初の光線が頂上を照らし出し、ふわふわした雲が斜面にマントのようにはりついていて、それは、友人のなつかしい見なれた顔のようだった。わたしが帽子をとって敬礼すると、日本人たちはたいそうよろこんだ。かれらはきつとそれを、かれらの霊峰の威厳にたいして敬意を表したにちがいないと感じたのであろう。</p>	
「大君の都」(山口光朝訳、岩波書店)	

フリードリッヒ・アルブレヒト・ツォー・オイレンブルク	プロイセン王国の外交官、政治家。画家のA・ベルク(1825-1884)らを伴って1860年来日し、翌年日普修好通商条約を成立させた。
1815-1881	
<p>実にすばらしい朝であった。日本の景観の輝くばかりのすばらしさは、まさに別れのために準備したように、そのすべての特色を示してくれた。空は青く澄み、ただ雪の積った山々の上にだけ、重たい灰色の層雲が横たわっていた。その上には富士山の壮大な円錐形が白い巨人のようにそびえ立っていた。何千という白帆は、わずかに小波の立つ湾内に雪片のように浮んでいた。そして、この待ち望んだ静かな海を漁りに利用するために、隊を組んで湾外へ出て行くのだった。</p>	
「オイレンブルク日本遠征記」(中井晶夫訳、雄松堂書店)	

エーメ・アンベール	1863年、スイスと日本との間に修好通商条約を結ぶため、主席全権として来日した。
1819-1900	
<p>幻想の追求は、江戸郊外の茶屋で見出される魅力とは無関係ではない。それらのあるものは、富士山を眺めるにもっとも都合のよい場所に建てられている。この非凡な山の景色を日の出、日の入りや、澄んだ空の下や、雷雨の中で見ると、その姿はどんな空想的な想像力でも満足させる。</p>	
「アンベール幕末日本図絵」(高橋邦太郎訳、雄松堂書店)	

人物	人物解説
生没年	
富士山に関する記述	
	出典

ハリー・パークス	1865年オールコックの後任の駐日英国公使として来日。1866年夫人らと富士登山を行う。当時富士山は女人禁制の山とされており、外国人女性が登頂したのは夫人が初めてであった。
1825-1885	
<p>旭日既に昇り山気忽ち露る、眺望礙無く、箱根の諸山直ちに目前に在、游覧の間赤幾個の池澤有るを見る、實に天然巧緻の畫圖来りて我か眼を襲ふと謂ふへし、氣候は酷寒にして殆ど堪へ難し、寒暑計35度。</p>	
「日本新聞」(「幕末明治新聞全集巻一」より)(世界文庫)	

ヴィットリオ・アルミニオン	イタリアの海軍軍人で、1866年に通商を求めて来日し、同年、日伊修好通商条約を締結した。
1830-1897	
<p>空はどんより曇っていた。然し急に雲が晴れて、地平線の雲の上に荘嚴な富士山が現はれた。我々はこの山から八十哩の地点にあったのである。富士山といふのは「秀れた山」といふ意味である。日本使節の一行は欧羅巴から帰った時この山を眺めて小躍りして喜んだものである。(略)富士山は凡ゆる絵草子類に描かれている。宗教的伝統によって神聖化された山なのである。多数の巡礼がこの山の麓に出かけて仏道の信心を行ふ。夏は火口まで登って、昔居た神道の大法師一此地に棲み此地に死した一の靈に祈願する。</p>	
「幕末日本記」(田沼利男訳、三学書房)	

アーネスト・サトウ	イギリスの外交官。英国公使館の通訳、駐日英国公使などを歴任し、英国における日本学の基礎を築いた。1862～83、1895～1900年滞在。
1843-1929	
<p>翌朝六時に起きると、不二山(二つとない名山)の秀麗な姿が見えた。旅舎のほとんどの真裏の方角にそびえ、地平線上に渦巻き流れる一帯の雲を抜いて、青空高く美しい山頂を見せていた。</p> <p>前方を見渡すと、この偉大な山の裾野は蒲原近くの海へ達している低い山脈のうしろにかくれて、白雲がその中腹を取り巻いていた。ワーグマンは腰をおろして写生をやり出したが、その折りの一枚を、私は今でも保存している。</p> <p>この時に、まるで海の中から屹立して、海のかなたになだらかに裾をひいているような富士山を見たのである。</p>	
「一外交官の見た明治維新」(坂田精一訳、岩波書店)	

人物	人物解説
生没年	
富士山に関する記述	
	出典

ジョルジュ・ブスケ	フランス人法律家。日本の法制度が機能するために、「法律学校見込書」を建白して、司法省法学校を作るきっかけを与えた。1872～76年滞在。
1846(?)-1937	
そして富士ヤマは比べるもののない鮮明さで我々の頭上に聳えている。	
火山が太陽の円い面を覆いかくして、紫色の外套を着、輝く後光で頭のまわりを囲まれた教会の巨大な聖人のように、力強く聳え立っている。この思いがけないものの出現に恍惚として、我々は異教的な眼のくらむ思いが我々の脳裡に上がってくるのを感じず。そして我々は自然の諸力のうっとりとするようなこの展開を前にして、危うく崇敬の念に陥りそうになる。原始時代の人間は、彼の目にこのような壮大な祭を示してくれた全能の星に対し、叡知・意志・神性をどうして拒否することができたであろうか。	
後ろをふりむくと、壮大な景色が眺められる。我々がその全長にわたって沿って進んでいる湖の向こう側には、山々が末広がりに広がり、山と山との間に残されている間隙には、花の真ん中の巨大な雄芯のように、全能の、神々しい、永遠の富士ヤマがばら色にかすんで聳えている。ペンだけでは描けないその印象を詳しく記すためには、山の絶えず変化する美しさを述べるためには、何巻の書と何ヶ月かが必要だろう。しかし記憶はこれらの思い出の魅力を保つ、ちょうど瓶がそれに入れられた香水の魅力を保つように。ラテン詩人と共に次のように言うことのできるのは、確かにこのような旅についてのことである、『思出だすも時に一興ならん』	
「日本見聞記」(野田良之/久野桂一郎訳、みすず書房)	

イサベラ・バード	イギリス人女性旅行家。62歳で、女性として初めて英国地理学会の特別会員に選ばれている。はじめて訪れた東京湾上で富士山を遠望している。
1831-1904	
甲板では、しきりに富士山を賛美する声があるので、富士山はどこかと長い間さがして見たが、どこにも見えなかった。地上ではなく、ふと天上を見上げると、思いもかけぬ遠くの空高く、巨大な円錐形の山を見た。(略)トリスタン・ダークナ山(南米最南端の火山)ーこれも円錐形の雪山だが一を途いては、これほど荘厳で孤高の山を見たことがない。近くにも遠くにも、その高さや雄大さを減殺するものが何物ないのである。富士山は神聖な山であり、日本人にとっては実になつかしいものであるから、日本の芸術はそれを描いて飽くことがない。	
「日本奥地紀行」(高梨健吉訳、平凡社)	

バジル・ホール・チェンバレン	イギリス生まれ。アーネスト・サトウやウィリアム・ジョージ・アストンとともに、19世紀後半～20世紀初頭の最も有名な日本研究家の一人。1873～1911年来日。
1850-1935	
日本人も外国人も、芸術家も行楽客も、優美と荘厳を融合させて、屹然と独り立っている姿を賞賛する。	
「日本事物誌」(高梨健吉訳、平凡社)	

アルフレッド・パーソンズ	イギリス人水彩画家。1892年の日本滞在の様子をまとめ、「Notes in Japan」という書名で4年後に出版している。
1847-1920	
日本の偉大なる山は我々外国人にもよく知られている。その姿は数えきれないくらい多くの映画などに紹介されており、その外国名“Fusiyama”はモンブランやパイクス・ピークと同じように広く親しまれている。(略)しかし、いかなる名前であろうとも、富士山には独特の魅力がある。たとえば、横浜で散歩をしている時に見る富士、東京の上野あたりから霞のように縦横に張りめぐらされた電話線の向こうに見える富士、また駿河湾の波を切って走る蒸気船の甲板から見る富士等々、いずれの光景も初めて見る旅行者の心にはっきりと焼きつけられるほど素晴らしい。	
富士山はちょっととび出しすぎた感じがするくらい高く見える。海岸から1万2千フィートの高さまで限りなく上り続ける長くゆるやかな曲線、周囲に高さを競う山が全く存在しないこと、そして広い麓に対して狭い頂上が殊更誇張された遠近画法的に眺められることなどが、そうした印象を更に強くするのだ。またその場合、潜在的に欲張った魂が、富士山はそれほどまでに優れた高地であることを熱望させていることも事実である。	
”Notes in Japan「日本の特徴」”(「富嶽歴覧一外国人の見た富士山」より)(伏見功訳)	

人物	人物解説
生没年	
富士山に関する記述	
	出典

ウォルター・ウェストン	イギリス人宣教師。1888～1894年に日本を訪れ、趣味として飛騨山脈、木曾山脈、赤石山脈を巡った。1902～1906年と1911～1915年にも日本に滞在した。
1861-1940	
<p>一度、南方はるかに富士のうす黒い円錐体が姿をのぞかせたが、それは天と地の間に浮いているように見えた。</p> <p>夕陽は富士のうしろに沈んだが、はるかに箱根連山の頂には残光がゆらめいていた。広々とした裾野は何ともいえないほど美しい。</p> <p>眺望はよく、靴の紐を結んでいる間にも、いく度か景色を覗かないではいられないほどだ。箱根連山方面はとくに展望が優れていた。高く登れば登るほど、眺望は展げてきた。今や海は大きく見え、景色の大部分を占めるようになった。眺望が広闊で変化に富んでいることが、富士登山を非常に興味深いものにする。スイス・アルプスの山岳展望より、いろいろの点で、ずっと印象的のように思われる。もちろんスイス・アルプスでも、ときにスイスやイタリアの山湖を見下ろすことがあるが、広大な太平洋の青海原は富士登山者に全く異なった深い感銘をあたえる。</p> <p>山頂からの展望は、湖水や森林、海洋や平原などあって、色彩と明暗の変化に富む大模型地図を見ているようだ。足下の雪の死んだような蒼白さから目を転じて、春の新鮮な生命に満ちみちた広大な国土を越え、はるかに遠く波立つ海洋まで眺め渡すと、じつに素晴らしい。この珍しい風景に接して味った新鮮爽快な気分はまた格別だ。神の造った一番美しい国の最も美しい山の頂上から眺めたこの見事な風光の印象を、私は決して忘れない。たいせつな宝物のように、この景色の楽しい想い出をながく胸の奥ふかく秘めておこう。</p>	
「五月のフジヤマ」(広瀬潔訳、東京創元社)	

小泉八雲 (パトリック・ラフカディオ・ハーン)	ギリシャ生まれの新聞記者(探訪記者)・紀行文作家・随筆家・小説家・日本研究家。1890年に来日し、1896年に帰化。1898年に登山している。
1850-1904	
<p>雲一つない晴れた日の、わけても春秋の二季、山容のあらましを残雪か、さては初雪に蔽われながら、遠くの空のかなたに突兀と浮かび立つ富士の麗容、これこそは日本の国の最もうわしい絶景、否、まさしく世界の絶景のひとつだ。雪をかぶらぬ山裾は、これまたほとんど空と見まがう碧一色ゆえ、人はただ、冲天高くかかる白皚々たる円錐形をそれと見るばかり。(略)扇よりもまたひときは軽やかなその姿態は、むしろ扇の精か幻かとさえ見えるくらいだが、そのくせ百マイルかなたに聳える山そのものは、世界の山岳のなかへ出して堂々たるもので、高さ一万二千五百フィート、十三の国々から望み見られる山だ。</p> <p>頂上まで素裸で、とてつもなく大きく、大地から今しがたのつと聳え立ったかと思われるばかりのすばらしさだ。こんな美しいものはまたとあるまい。(略)それにしても、此の山容の美しさは、色彩美よりもむしろ均斉美にあると言える。</p>	
「富士山」(平井呈一訳、修道社)	

テオドール・フォン・レルヒ	日本で初めて本格的なスキー指導をおこなった、オーストリア＝ハンガリー帝国の軍人。1912年、富士山の山頂から初めてスキーをした。1910～12年来日。
1869-1945	
<p>私がこの最初の瞥見から離れようとしたとき、突如私には終生忘れることのできない光景が現われた。霧の空の光る一点、輝く白いピラミッドだ。平地はまだほの暗いが、富士山はすでに陽に輝いていた。雲が雪山をかくしているものとばかり思っていた私には、この光景は奇異にさえ見えた。日出ずる国の私に対する歓迎の挨拶として、これより美しいものがまたとあろうか。私はしばしこの天然の奇観に恍惚として立ちつくした。富士の頂は3800メートル。高く天に聳え、日本のシンボルとして世界中に普ねく知られている。</p> <p>われわれスキーヤーがジグザグ登行している間に、目の前の霧の海がポーと明るくなってきた。そうしてわれわれは緩帳の裏から前へ出るように、自由の天地へと飛出した。ああ、富士の全貌！ その頂上まで、晃々たる陽の光に輝いている。その上には澄み切った紺碧の天—まったく別天地だ。</p>	
「明治の日本の思い出—日本スキーの父の日記—」(中野理訳、中外書房)	

人物	人物解説
生没年	
富士山に関する記述	
	出典

ポール・クローデル	20世紀フランスを代表する劇作家で詩人。外交官としても優れ、駐日フランス大使在任中には日仏の経済・文化交流の促進に尽力した。1921～27年日本滞在。
1868-1955	
<p>そして、この国全体の上に、平野や山々、島々や大洋を見おろして聳え立つ山があります。自然がその「創造主」のために打ち立てた最も壮大なる祭壇のように、あるいは、太陽が人影に見えぬ海上を長い間進んで来た後にいよいよ人間の活躍する舞台の中にその進路をとろうとする、まさにその地点にふさわしい里程標(りていひょう)のように、富士山の巨大な塊が聳えているのです。</p>	
「朝日の中の黒い鳥」(内藤高訳、講談社)	

キャサリン・サンソム	英国大使館に勤める外交官の夫とともに、1928～39年に東京滞在。1937年に英国で『東京に暮す 1928-1936』を出版。
1883-1981	
<p>東京湾のかなたに、きらきらと輝く朝日を浴びて富士山が立っていました。私は富士山を「空高く聳え立つ巨人」などと呼ぶ気にはなりません。富士山は不思議なくらい軽やかで、まるで天から垂れ下がっているようだからです。それでつい見すごしてしまうのです。あるはずの方向に眼をやってもみつからないのです。探しながら眼を上げていくと、ほら、ありました。あの有名な頂きは私たちが考えているよりはずっと高い、層雲の上の方にあるのです。富士山には氷で覆われた他の高い連峰が持つ男性的な雄大さはありません。富士山はむしろ夢であり、詩であり、インスピレーションです。久しぶりに見た瞬間、心臓が止まってしまいました。それほど美しいのです。富士山が日本人の想像力と美的感受性に強い影響を与えている理由がよくわかります。</p>	
「東京に暮らす 1928-1936」(大久保美春訳、岩波書店)	

ブルーノ・タウト	第2次世界大戦前のドイツを代表する世界的建築家。1933年5月、ナチス政権に追われ日本インターナショナル建築会の招きに応じて来日し、1936年10月までの日本滞在中に、伊勢神宮、桂離宮等の建築の美しさや日本の伝統文化の素晴らしさを数々の著作により世に伝え、大きな反響を呼んだ。
1880-1938	
<p>富士山はいつ見ても驚異だ。明るい雲の上に現れる山容は他に比類がない。軽雲はしばしば大気のように見える。時には山頂を露わすこともある。物質には違いないが、極度に醇化されている。まことに日本文化の象徴だ。</p> <p>富士山は自然の奇蹟だ、清純な輪郭が雲霄に聳立している様は孤絶と言いたい。しかし富士山は元来小さな山だ、ガウリサンカルに比すれば侏儒にすぎない。それだからこそ天の選民なのだ！</p> <p>昨日の夕方、富士山が神々しく輝いていた。実に自然の奇蹟だ、まるで『巧みにつくった』物のようだ。『山』というものの課題は、『アルプス建築』の立場からも剩すところなく解決せられている。自然と形—これが日本の秘密だ。</p> <p>神々の山だ。ここに日本、神道及びその文化の起源がある。世界で最も醇雅なこの山の姿は天と地をつなぐものである。</p> <p>日本人はこれを眺めて感歎を禁じ得ないのだ(洋服を『ヨーロッパ風』に着こなしている紳士とても例外ではない)、ここに偉大な『芸術家』の創った日本人の生ける理想が如実にその姿を顕示しているのだ。</p>	
「日本」(篠田英雄訳、岩波書店)	

表▲：日本の絵画に影響を受けたとされる作品

画中画として浮世絵が描かれている作品(*は模写)の例

作者	作品	取り上げられた日本の作品
フィンセント・ファン・ゴッホ	《タンギー親爺の肖像》	歌川広重「五十三次名所図会」 《原》ほか
	《浮世絵のある自画像》	大円齋芳丸《芸者》
	《カフェ「ル・タンブラン」に坐る女》	？
	《耳に包帯をした自画像》	？
	《花咲く梅の木》*	歌川広重「名所江戸百景」《亀戸梅屋舗》
	《雨中の橋》*	歌川広重「名所江戸百景」《大橋、あたけの夕立》
	《花魁》*	溪齋英泉《花魁》

モチーフを転用した作品の例

作者	作品	基となった日本の作品
フェリックス・ブラックモン フランソワ=ウジューヌ・ルソー	セルヴィス・ルソー(陶器セット) 花器「富士山」ほか	葛飾北斎『北斎漫画』初編ほか
エドゥアール・マネ	ステファヌ・マラルメ『牧神の午後』の挿絵	葛飾北斎『北斎漫画』初編
ジュール・ヴィエイヤール	(陶器)	葛飾北斎『北斎漫画』七編《馬櫃尊神》ほか
エドガー・ドガ	《たらい》	葛飾北斎『北斎漫画』九編《士卒の英気養図》
	《起床(パン屋の娘)》	葛飾北斎『北斎漫画』十一編
	《出走前の競馬馬》	葛飾北斎『北斎漫画』六編
	《カフェ・コンセール「アンバサドゥール」で歌うベガ嬢》ほか	葛飾北斎『踊獨稽古』《あくだまおどり》
クロード・モネ	《舟遊び》	鈴木春信《蓮池舟遊び》

画面構成の影響を受けた作品の例

作者	作品	基となった日本の作品
バカラ・クリスタル製造所	《竹文花瓶》	葛飾北斎『富嶽百景』《竹林の不二》
		葛飾北斎『富嶽百景』《田面の不二》
アルノルド・クロー カミーユ・クローデル	花瓶 《波(浴女たち)》	葛飾北斎『富嶽百景』《海中の不二》
J・タッシュナー	《電気》(マルティン・ゲルラッハ『寓意 新シリーズ』)	葛飾北斎『富嶽三十六景』《神奈川沖浪裏》
ヘルミーネ・オスターゼッツァー	《ネレイスとトリトンの小皿》	葛飾北斎『富嶽百景』《蘆中筏の不二》
ジャン=レイ・フォラン	《釣り人》	葛飾北斎『富嶽百景』《竹林の不二》
フェリックス・レガメ	エミール・ギメ『日本散策』の扉絵	葛飾北斎『富嶽百景』《竹林の不二》
クロード・モネ	《木の間越しの春》	葛飾北斎『富嶽百景』《竹林の不二》
	《ボルディゲラ》	
	《オリーブの木の習作》	歌川広重「木曾街道六十九次」《本山》

画面構成の影響を受けた作品の例(続き)

作者	作品	基となった日本の作品
クロード・モネ (続き)	《サン=タドレスのテラス》	葛飾北斎「富嶽三十六景」《五百羅漢寺さざゑ堂》
	《ヴァランジュヴィルの教会》	葛飾北斎「富嶽三十六景」《石班沢》
	《イタリアのボルディゲラ》	歌川広重「東海道五十三次」《由井》
	《エトルタのマンヌポルト》	歌川広重「六十余州名所図会」《相模 江ノ島岩屋の口》
	《マントン近くの赤い道》	歌川広重「東海道五十三次」《白須賀》
	《エトルタの断崖》	昇亭北寿《勢州二見ヶ浦》
	《ベリールのポール=コトンの針岩》	歌川広重《阿波の鳴門之風景》 歌川広重「六十余州名所図会」《薩摩坊ノ津 雙剣石》
	《ベリール=アン=メール》	
	《ポプラ並木》	歌川広重「木曾街道六十九次」《板鼻》
	《舟遊び》	鈴木春信《蓮池舟遊び》
ギュスターヴ・カイユボット	《ヨーロッパ橋》	
フィンセント・ファン・ゴッホ	《種播く人》	歌川広重「名所江戸百景」
	《アルルの眺め》	
	《アリスカンの並木道》	歌川広重《義経一代図会》
カール・オットー・チェシュカ	《ジークフリートの冒険》(フランツ・クライン『ニーベルンゲン』の挿絵)	葛飾北斎『北斎漫画』七編《隠岐焚火の社》

連作という発想に着想を得たとされる作品の例

作者	連作	基となった代表的なシリーズ
アンリ・リヴィエール	「エッフェル塔三十六景」	葛飾北斎『富嶽百景』 葛飾北斎「富嶽三十六景」 歌川広重「東海道五十三次」ほか
クロード・モネ	「サン・ラザール駅」	
	「積み藁」	
	「ポプラ並木」	
	「ルーアン大聖堂」	
ポール・セザンヌ	「サント=ヴィクトワール山」	

影響が見られるその他の作家

ピエール・ボナール、エドゥアール・マネ、アンリ・トゥールーズ=ロートレック、メアリー・カサット、ピエール=オーギュスト・ルノワール、ジェームズ・マクニール・ホイッスラー、カミーユ・ピサロ、ポール・ゴーギャン、クリムト、モーリス・ドニなど

表■：富士山を描いた代表的な美術作品

時代	《作品名》 作者	ジャンル
古代(Kodai) (~12C後半)	ショウトクタイシエデン ハタノチテイ 《聖徳太子絵伝》 秦致貞	絵画
中世(Chusei) (12C後半~16C)	イッペンヒジリエ エニイ 《一遍聖絵》(第六卷第三段) 円伊	絵画
	ユギョウショウニンエンギエ 《遊行上人縁起絵》(第二卷、第八卷) 作者不詳	
	イセモノガタリエマキ 《伊勢物語絵巻》(第九段) 作者不詳	
	フガクス ショウケイ 《富嶽図》 伝祥啓	
	ツキナミフウゾクス 《月次風俗図》(八曲一双のうち第七扇) 作者不詳	
	フガクス チュウアンシンコウ 《富嶽図》 仲安真康	
	フジセイケンジズ セツシュウ 《富士清見寺図》 伝雪舟	
フジハツケイズ シキブテルタダ 《富士八景図》 式部輝忠		
ケンボンチャクショクフジマンダラス カノウ モノブ 《絹本着色富士曼荼羅図》 伝狩野元信		
フジホマツハラズ ゼアン 《富士三保松原図》 是庵		
近世(Kinsei) (17C~19C後半)	フジサンズ カノウタンユウ 《富士山図》 狩野探幽	絵画
	ムサンノズビョウフ 《武蔵野図屏風》 作者不詳	
	ソガモノガタリス 《曾我物語図》 作者不詳	
	フジホマツハラズ カノウサンセツ 《富士三保松原図》 狩野山雪	
	フガクス オダノオタク 《富嶽図》 小田野直武	
	フジホノマツハラズビョウフ マルヤマオウキョ 《富士三保松原図屏風》 円山応挙	
	フジジュニケイズ イケノタイガ 《富士十二景図》 池大雅	
	ショウリンフジズ ヨサブン 《松林富士図》 与謝蕪村	
	フジサンズ ソウシセキ 《富士山図》 宋紫石	
	フジダイミョウキョウレツ ハクインケイカク 《富士見大名行列》 白隠慧鶴	
	スンシュウサツタサンフジエンボウス シバコウカン 《駿州薩陀山富士遠望図》 司馬江漢	
	コウギョクフヨウホウス ノロカイセキ 《紅玉芙蓉峰図》 野呂介石	
	フガクサンジュウロツケイ カツシカホクサイ 《富嶽三十六景》 葛飾北斎	
	フジサンジュウロツケイ ウタガワヒロシゲ 《不二三十六景》 歌川広重	
	フジサンズビョウフ タニブンチョウ 《富士山図屏風》 谷文晁	
	サンコクダイイチヤマノズ ウタガワサダヒデ 《三国第一山之図》 歌川貞秀	
	フジシンカモンクロキラシャジンバオリ 《富士御神火文墨黄羅紗陣羽織》 作者不詳	工芸
	フジサンシカズシッポウコツカ 《富士山鹿図七宝小柄》 作者不詳	
	フジサンズシッポウコツカ 《富士山図七宝小柄》 作者不詳	
	サビエ フジサンガタコウロ ノノムラニンセイ 《錆絵 富士山形香炉》 野々村仁清	
フガクス センメンハリマゼテハコナカゴオモテ オガタコウリン 《富嶽図(扇面貼交手箱中籠表)》 尾形光琳		
カイフガクスカシツバ 《甲斐富嶽図透鏤》 作者不詳		
フジサンズシッポウコツカ 《富士山図七宝小柄》 作者不詳		
トウカイドウゴジュウサンツギマキエイノロウ 《東海道五十三次図蒔絵印籠》 作者不詳		
タカラブネフジサンズマキエケン 《宝船富士山図蒔絵櫛》 作者不詳		
イロエバカウソモンフジサンガタサラ 《色絵梅花鶴文富士山形皿》 作者不詳		
手拭い「富士筑波」 シンバタゼン 柴田是真図案		
トウカイドウゴジュウサンツギマキエテバコ 《東海道五十三次蒔絵手箱》 作者不詳		
シロラクチャワンメイ フジサン ホンアマコウエツ 《白薬茶碗 銘 不二山》 本阿弥光悦		

時代	《作品名》 作者	ジャンル
近代(Kindai) (19C後半～20C 初頭)	シミズ フジ ゴセダヨシマツ 《清水の富士》 五姓田義松	絵画
	フジサンズ トミオカテッサイ 《富士山図》 富岡鉄斎	
	ミホフジズビョウブ シモムラカンザン 《三保富士図屏風》 下村観山	写真
	フジ カジマセイベイ 《富士》 鹿島清兵衛	
現代(Gendai) (20C前半～)	フジ カワグチコ ワダエイサク 《富士(河口湖)》 和田英作	絵画
	フガクチャエン マツオカエイキョウ 《富嶽茶園》 松岡映丘	
	オコ フジ カワバタリュウシ 《怒る富士》 川端龍子	
	チョウヨウ ウメハラリュウザブロウ 《朝陽》 梅原龍三郎	
	ア ヒ タイヘイヨウ ヨコヤマタイカン 《或る日の太平洋》 横山大観	
	フジ トクオカシンセン 《富士》 徳岡神泉	
	アカフジ ヨコヤマミサオ 《朱富士》 横山操	
	アカフジ ハヤシタケシ 《赤富士》 林武	
	ハコネアカフジ タザキヒロスケ 《箱根朱富士》 田崎廣助	
	シロフジ コマツヒトシ 《白富士》 小松均	
	サンジュウロクフジ ハギワラヒデオ 《三十六富士》 萩原英雄	
	ツラガマエカツシカホクサイ カタオカタマコ 《面構葛飾北斎》 片岡球子	
オシノアカフジ コハン ハル オカダコウヨウ 《忍野赤富士》《湖畔の春》 岡田紅陽	写真	

表●：重要な要素として富士山が登場する代表的な文学作品

時代		『作品』 作者等
古代(Kodai) (～12C後半)	上代(Jodai) (～8C)	ヒタチノクニフドキ 『常陸国風土記』 編者不詳
		マンヨウシュウ ヤマベノアカヒト・タカハシムシマロ 『万葉集』 山部赤人・高橋虫麻呂ほか
	中古(Chuko) (8C末～12C後半)	ニホンリョウウイキ キョウウカイ 『日本霊異記』 景戒編
		フジサンノキ ミヤコノヨシカ 『富士山記』 都良香
		コキンワカシュウ キノツラユキ・キノトモノリ 『古今和歌集』 紀貫之・紀友則等撰
		タケトリモノガタリ 『竹取物語』 作者不詳
		シヨウトクタイシデンリヤク フジワラノカネスケ 『聖徳太子伝暦』 伝藤原兼輔
		イセモノガタリ 『伊勢物語』 作者不詳
		サラシナニツキ スガワラタカスエノムスメ 『更級日記』 菅原孝標女
		フウリヤツキ コウエン 『扶桑略記』 皇円撰
		コンジャクモノガタリシュウ 『今昔物語集』 編者不詳
		シンコキンワカシュウ ミナモノミチトモ・フジワラサダイエ 『新古今和歌集』 源通具・藤原定家等撰
		サイショウ ウシテンノウインシヨウ ウジワカ コトバイン 『最勝四天王院障子和歌』 後鳥羽院ほか
		ダイリメイシヨウ ヒヤクシュ ジュントクテンノウ フジワラサダイエ 『内裏名所百首』 順徳天皇・藤原定家ほか
ジュウギョクシュウ ジエン 『拾玉集』 慈円		
中世(Chusei) (12C後半～16C)	カイドウキ 『海道記』 作者不詳	
	トウカンキコウ 『東関紀行』 作者不詳	
	イザヨイニツキ アブツニ 『うたたね』『十六夜日記』 阿仏尼	
	ハル ミヤマジ アスカイマサアリ 『春の深山路』 飛鳥井雅有	
	ゴフククサイニンジョウ ウ 『とはすがたり』 後深草院二条	
	ソガノモノガタリ マナホン 『曾我物語 真名本』 作者不詳	
	フジキコウ アスカイマサヨ 『富士紀行』 飛鳥井雅世	
	チクリンシヨウ ソウギ 『竹林抄』 宗祇撰	
	ホツコクキコウ ギョウエ 『北国紀行』 義恵	
	カイククザツキ ドウコウ 『廻国雑記』 道興	
	バイカムジンゾウ バンリシュウキョウ 『梅花無尽蔵』 万里集九	
	ハゴロモ 謡曲「羽衣」 作者不詳	
	フジサン ゼアミ 謡曲「富士山」 伝世阿弥原作	
	フジマツ 狂言「富士松」 作者不詳	
	フジ ヒトアナソウシ 『富士の人穴草子』 作者不詳	
	フジサン ホンチ 『富士山の本地』 作者不詳	
	ジョウハフジミチノキ ジョウウハ 『紹巴富士見道記』 紹巴	
	近世(Kinsei) (17C～19C後半)	ヘイシンキコウ ハヤシラザン 『内辰紀行』 林羅山
		チクサイ 『竹斎』 作者不詳
		ミナセドノフジハクシュ ミナセウジナリ 『水無瀬殿富士百首』 水無瀬氏成
トウカイドウメイシヨウ キ アサイリョウウイ 『東海道名所記』 浅井了意		
ノ キコウ マツオバシヨウウ 『野ざらし紀行』 松尾芭蕉		
キカニツキ イノウエツウジョ 『帰家日記』 井上通女		

時代	『作品』 作者等	
近世(続き)	エイフジサンヒヤクシュワカ ケイチユウ 『詠富士山百首和歌』 契沖	
	シヨウトクタイシエデンキ テカマツモンザエモン 『聖徳太子絵伝記』 近松門左衛門	
	オリ シバ キ アライハクセキ 『折たく柴の記』 新井白石	
	コウシミチ キ スズキタケヅヨ 『庚子道の記』 鈴木武女	
	オカベニツキ カモノマブチ 『岡部日記』 賀茂真淵	
	カナデホンチュウシングラ ニセイタケダイズモ 『仮名手本忠臣蔵』 二世竹田出雲等	
	フソクハイクシュウ ヨサフソク 『蕪村俳句集』 与謝蕪村	
	フジ ジュウコウ 『うら不二』 重厚編	
	トウカイドウチュウヒザクリゲ ジッペンシヤイツク 『東海道中膝栗毛』 十返舎一九	
	コバヤシイツサ 『句集』 小林一茶	
	ナカゾラ ニツキ カガワカゲキ 『中空の日記』 香川景樹	
	コツケイフジモウデ カナガキロブン 『滑稽富士詣』 仮名垣魯文	
	近代(Kindai) (19C後半～)	フガク シンシ オモ キタムラトウコク 『富嶽の詩神を思ふ』 北村透谷
		タケノサトウタ マサオカシキ 『竹乃里歌』 「句集」 正岡子規
シゼン ジンセイ トクミロカ 『自然と人生』 『富士』 徳富蘆花		
タカハマキョシ 「句集」 高浜虚子		
フジサン コジマウスイ 『不二山』 ほか 小島烏水		
オンナケイズ イズミキョウ ウカ 『婦系図』 泉鏡花		
シヨウネンコウ ナカムラセイコ 『少年行』 中村星湖		
グビジンソウ サンシロウ ナツメノウセキ 『虞美人草』 『三四郎』 夏目漱石		
ウミ コエ ワカヤマボクスイ 『海の声』 若山牧水		
ヤマ イワヤサザナミ 『ふじの山』 巖谷小波		
ヒヨリゲタ ナガイカフウ 『日和下駄』 永井荷風		
キララシュウ カンソウ アキ キタハラハクシュウ 『雲母集』 『観相の秋』 北原白秋		
フジ タイカン オオマチケイゲツ 『富士の大観』 大町桂月		
イチロ キノシタリゲン 『一路』 木下利玄		
フジ タ カゲ シライキョウウジ 『富士に立つ影』 白井喬二		
カツシカ ミズハラシュウオウシ 『葛飾』 水原秋桜子		
サンロシュウ イイダゴツ 『山廬集』 飯田蛇笏		
フガクヒヤツケイ ダザイオサム 『富嶽百景』 太宰治		
フジ ウタ マエダユウグレ 『富士を歌ふ』 前田夕暮		
フジ ワタナベスイハ 『富士』 渡辺水巴		
フジサンチョウウ ハシモトエイキチ 『富士山頂』 橋本英吉		
ゴウリキデン イカ フジ ニツタジロウ 『強力伝』 『怒る富士』 ほか 新田次郎		
ナミ トウ マツモトセイチョウウ 『波の塔』 松本清張		
ニホンヒヤクメイザン フカダキョウヤ 『日本百名山』 深田久弥		
フジ タケダタイジュン 『富士』 武田泰淳		
フジサン クサノシンベイ 『富士山』 草野心平		
フジニツキ タケダユリコ 『富士日記』 武田百合子		

3. 登録の価値証明

a) 評価基準への適合性証明

1) 条約上の遺産種別

「富士山」は、世界遺産条約第1条及び『世界遺産条約履行のための作業指針』（以下、『作業指針』という。）第45項に規定にする「記念工作物」及び「遺跡」に該当する。

2) 評価基準への適合性証明

以下に示す理由に基づき、「富士山」には、世界遺産一覧表への記載のための評価基準のうち(iii)、(iv)、(vi)が適用できる。

評価基準(iii)
現存するか消滅しているかにかかわらず、 <u>ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在)</u> である。
評価基準(iii)の適用
<p>独特の形状又は自然現象を持つ山を神仏の居処と見なし、崇拝の対象として神聖視する考え方は、アジア地域に共通の山に対する信仰の文化的伝統である。その中でも富士山に対する文化的伝統は、独立成層火山の荘厳な形姿を持ち、時に活発な火山活動をも見せる山頂・山域への遙拝を通じて、山の神仏を畏怖するとともに、山頂への登拝及び山域・山麓の霊地への巡礼を通じて、山の神仏が持つ霊力の獲得をも意図する独特の性質を持つ。</p> <p>特に18～19世紀前半には、徳川幕府が置かれた江戸の市中からも、その形姿を遠望することが可能であったことから、多くの庶民の間で富士山に対する遙拝・登拝・巡礼の行為が広まった。その過程において、山頂への登拝を中核としつつ、山域・山麓の霊地への巡礼を併せて行うことにより、神仏の霊力の獲得と擬死再生を求める富士山信仰の思想及び儀礼・宗教活動が確立した。富士山の文化的伝統の本質は、時代を超えて今日の富士登山の形式・精神にも確実に継承されている。</p> <p>また、富士山に対する畏怖の念は、日本に固有の神道を基盤として、火山が生んだ自然との共生を重視する伝統とともに、荘厳な形姿を持つ富士山を敬愛し、山麓の湧水などの恵みに感謝する伝統をも育んだ。さらに、それらは富士山を描いた数多の優秀な芸術作品を生み出す母胎ともなった。</p> <p>富士山は、そのような山に対する生きた文化的伝統の類い希なる証拠であることを明示している。</p>

(1) 歴史的に定着した富士山信仰の文化的伝統

独特の形状又は自然現象を持つ山を神仏の居処と見なし、崇拝の対象として神聖視する思想は、アジアに共通の山に対する信仰の文化的伝統である。特に富士山の場合には、火口の底部が火山神である浅間大神の居処であるとされ、荘厳な円錐形を成す独立成層火山の中でも、草木の生えない五合目から山頂にかけての山域が人間にとっての他界(死後の世界)であるとされた。

噴火活動が活発であった8～9世紀には、浅間大神への畏怖の念を表し、噴火と鳴動を鎮めるために、山麓に遙拝の場所が定められた。それらのうちのいくつかの場所には社殿が建てられ、浅間神社の境内が成立した。

12世紀頃に噴火が沈静化したのに伴い、山域は浅間大神やその本地仏とされた大日如来の霊力を求めて分け入った修験道の道者の修行の場となり、さらに15～16世紀には彼らの導きによる庶民の登拝の場となった。

特に登拝活動は、湧水地などで身を清めた後、山麓の神社から登山道を経て他界(死後世界)で

ある五合目以上の山域へと足を踏み入れ、最終的に山頂へと到達することにより、富士山を居処とする神仏の靈力を獲得し、擬死再生することを目的として行われた。

さらに17世紀になると、幕府が置かれた江戸の市中からも富士山の形姿を遠望することが可能であったことから、多くの庶民の間に富士山への遙拝・登拝・巡礼の行為が広まった。教導者である「御師」に導かれて富士山信仰集団である「富士講」に加わった庶民の登拝活動は、18～19世紀前半に最盛期を迎えた。富士山の火山活動によって山域及び山麓に形成された一群の風穴・溶岩樹型・湖沼・滝・湧水などは富士講の靈地とされ、山頂への登拝を中核としつつ、それらの靈地への巡礼をも併せ行うことにより、治病・除災などの靈力を獲得し、罪や穢れを消して生まれ変わることができるとする富士山信仰の思想及び儀礼・宗教活動が確立した。

このように、富士山は、15世紀から19世紀前半の間に、富士山の山頂・山域への登拝及び山域・山麓の靈地への巡礼の行為を通じて、神仏の靈力の獲得及び擬死再生を求める富士山信仰の文化的伝統を表す証拠として定着した。

(2) 今日に継承された富士山信仰の文化的伝統

富士山に対する信仰は、火山活動及びそれに起因して形成された自然の地形に対する畏怖の念を基盤として、中国・朝鮮半島から伝来した神仙思想(道教)及び仏教(特に密教)などとも融合ししつつ、日本に独特の山岳信仰を代表する遙拝及び登拝へと発展を遂げ、その本質は今日にまで確実に継承された。

特に、金剛杖と呼ばれる木製の杖を突きながら、頂上を目指して登山道を一步一步登り詰めていく伝統的な登山の形式は、夏季を中心に外国人を含む多くの一般の登山客により現在も活発に継承されており、スポーツ的要素を含む近代的な登山の形式とは全く異なる富士登山に独特のものである。山頂付近から望まれる日の出の光景は「ご来光」と呼ばれ、夜中登山の過程で富士登山の神聖なる本質に接することのできる瞬間として重視されている。

また、富士登山のみならず、山麓各地の浅間神社に対する信仰、山域・山麓の一群の風穴・溶岩樹型・湖沼・滝・湧水などの靈地における様々な富士山信仰に関する宗教的な儀礼・活動も今日に継承されている。

さらに、富士山への畏怖の念は、日本に固有の神道を基盤として、火山が生んだ自然との共生を重視する伝統を育むとともに、富士山を敬愛し、山麓の湧水などの恵みにも感謝する現在の日本人の姿勢にも反映している。それは、荘厳な富士山の形姿に対する憧憬の念とともに、富士山を描いた多くの芸術作品を生み出す母胎ともなった。

このように、富士山信仰の文化的伝統の本質は、時代を超えて現代の登山の形式及び様々な富士山信仰に関する宗教的な儀礼・活動にも確実に継承され、今日の日本人の富士山に対する姿勢にも反映している。

評価基準(iv)
歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。
評価基準(iv)の適用
<p>18～19世紀前半に最盛期を迎えた登拝及び巡礼の流行は、山頂と山麓の神社とを結ぶ登山道、その沿道及び山麓の霊場などから成る富士山信仰の体系を完成させた。さらに、そのような信仰の体系は、民衆を登拝・巡礼へと誘導するために作成された数多の参詣図に描かれ、神聖なる「名山」としての富士山の景観の類型を確立させた。</p> <p>また、富士山に対する展望は、富士山の荘厳な形姿を画像化しようとする18～19世紀の芸術活動の源泉となり、顕著な普遍的意義を持つ作品群などを通じて、日本及び日本文化を象徴する「名山」としての富士山の景観の類型を定着させた。</p> <p>富士山は、そのような近代以前の、山に対する信仰活動及び山に対する展望に基づく芸術活動を通じて、多くの人々に日本の神聖で荘厳な山の景観の類型の顕著な事例として認識されるようになり、その結果、「名山」としての世界的な地位を確立した。</p>

(1) 神聖なる「名山」としての景観の類型の顕著な事例

噴火が沈静化の兆しを見せた12世紀頃から、富士山の山域及び山頂への宗教的登山が始まり、15～16世紀には庶民の間にも拡大し、登拝の様式が整った。

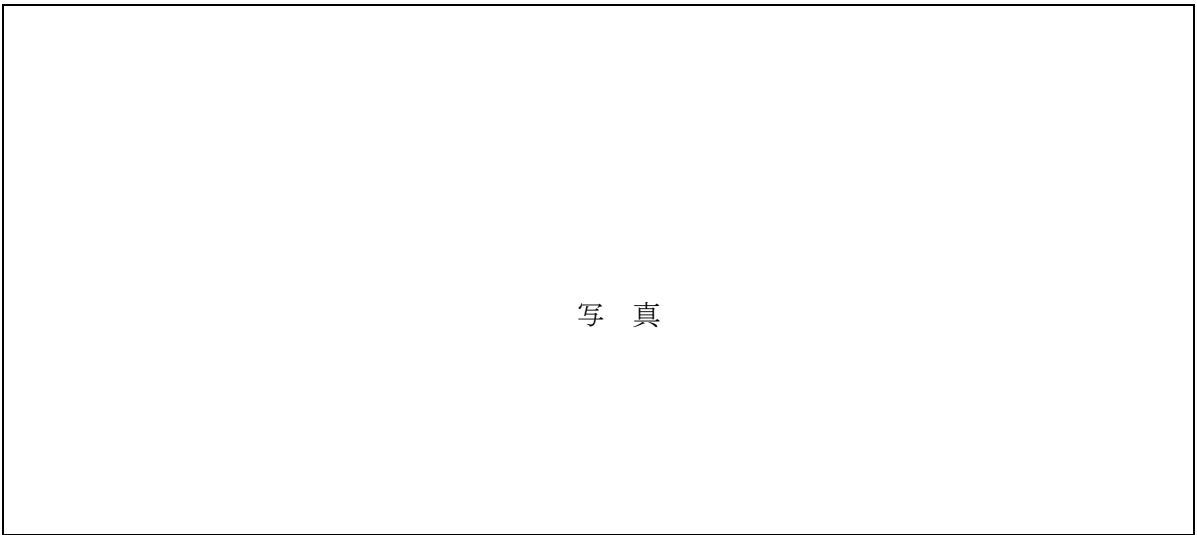
18～19世紀前半には、山頂への登拝のみならず山麓の霊地に対する巡礼の形式が完成し、登山に訪れた人々の間において、富士山信仰に基づく景観の基本的な構造が確実に認識されるようになった。それは、山頂と山麓の神社とを結ぶ登山道、その沿道と山麓の霊場などから成る富士山信仰の体系を反映した景観の構造であった。

それは、卑小な存在である人間が、「草山」又は「カヤ原」と呼ばれた山麓の草原地帯に位置する神社の境内、湧水地・湖沼において身を清め、「木山」又は「深山」と呼ばれた中腹の森林地帯に位置する小祠などの一群の宗教施設を順に巡りつつ、最終的に「焼山」又は「ハゲ山」と呼ばれた砂礫地帯である神仏の世界又は他界(死後世界)へと到達するという登拝・巡礼の行為を通じて、人々に認識されるようになった。

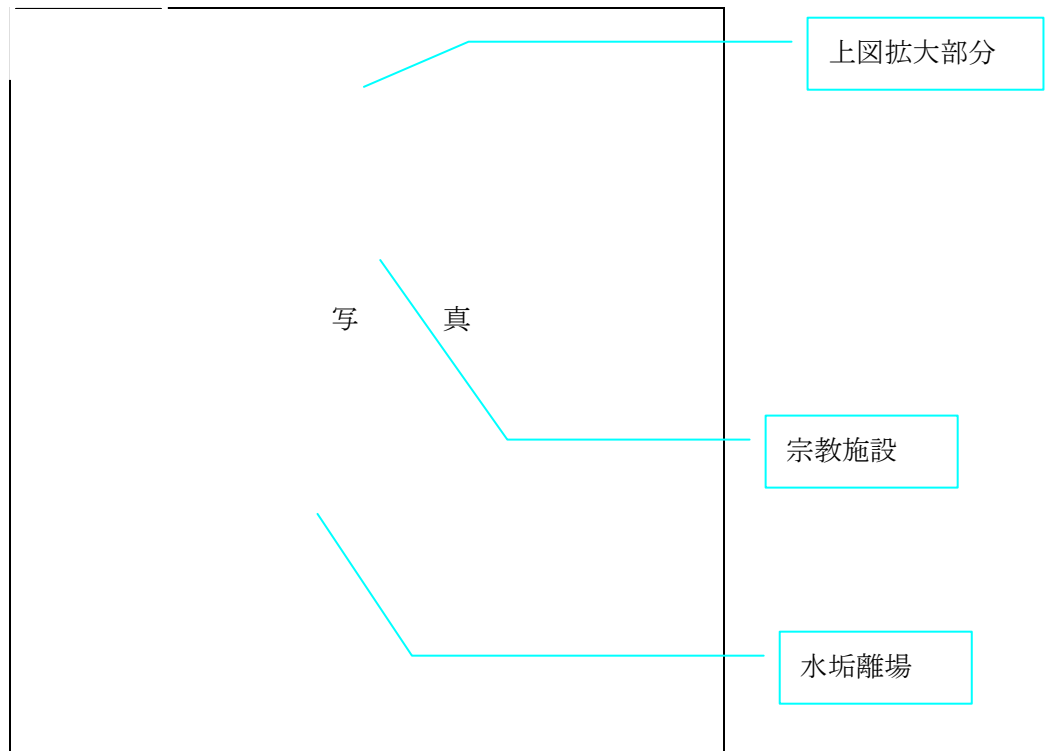
そのような富士山の景観構造は、『絹本著色富士曼荼羅図』をはじめ、17～19世紀前半に民衆の富士信仰を鼓舞するために作成された数多の参詣図において明示された。富士山信仰の教導者である「御師」は、参詣図を用いて「富士講」に加わった多くの民衆を登拝・巡礼へと誘導した。

こうして、登拝・巡礼に訪れる人口が増加するのに伴って、18世紀後半～19世紀前半には、上記の富士山信仰に関わる景観構造に関する認識がほとんどの日本人の間に定着し、神聖なる「名山」としての富士山の地位が確立した。

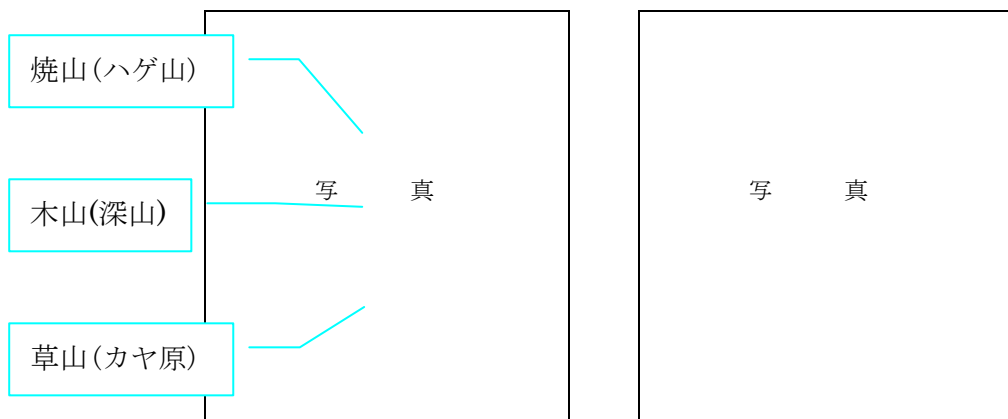
したがって、富士山信仰に関わる景観は、神聖なる「名山」としての富士山の地位を確立させた景観の類型の顕著な事例である



《絹本著色富士曼荼羅図》（部分：16世紀頃）



《絹本著色富士曼荼羅図》（16世紀頃）



右 「富士山のゾーニング」

左 『三尊九尊図』

(2) 日本及び日本文化を象徴する「名山」としての景観の類型の顕著な事例

古来、神聖視された富士山への「遙拝」という宗教行為は、独立成層火山である富士山の荘厳な円錐形の山容を觀賞するための「展望」の行為へと展開し、崇高な山容を愛でる人々の創作活動を鼓舞した。18～19世紀には、富士山の展望地として独特かつ優秀な場所が選ばれ、そこから望まれる富士山の荘厳な形姿を図像化した数多の芸術作品が生み出された。特に、世界的に著名な歌川広重の富士山を主題とする浮世絵の中には、三保松原と富士山を一つの画面に納めた図像があるのをはじめ、本栖湖の湖面を前景として豊かな樹叢の背後に荘厳な形姿を見せる富士山は日本の紙幣の図様としても使われた。

したがって、富士山の展望景観は、国際的にも知られた顕著な普遍的意義を持つ図像として多くの人々に共通して認識されるようになり、日本及び日本文化を象徴する「名山」としての富士山の地位を確立させた景観の類型の顕著な事例である。

評価基準(vi)
顕著な普遍的意義を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、 <u>芸術的作品</u> 、あるいは文学的作品と直接または実質的な関連性がある(この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。
評価基準(vi)の適用
<p>富士山は、日本の最高峰であるとともに、荘厳な円錐形を成す独立成層火山の形姿のゆえに、日本固有の詩歌・物語文学に描かれるなど、古くから様々な芸術活動の母胎となってきた。特に、19世紀前半の葛飾北斎や歌川広重の浮世絵に描かれた富士山の図像は、近・現代の西洋美術のモチーフとして多用され、欧州における数多の芸術作品に多大なる影響を与えたのみならず、日本及び日本の文化を象徴する記号として広く海外に定着したことから、顕著な普遍的意義を持つ。</p> <p>富士山は、そのような顕著な普遍的意義を持つ芸術作品と直接的・有形的な関連性を持ち、日本及び日本の文化の象徴としての記号化された意味を持つ類い希なる山である。</p>

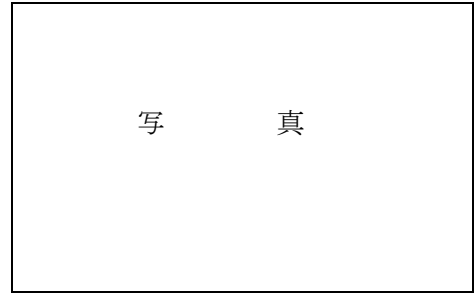
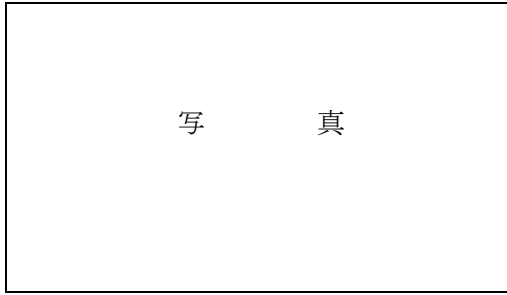
独立成層火山である富士山の荘厳な形姿は、湖沼や海の水面を前景とする数多の芸術作品を生み出す源泉となった。

そのような芸術作品の中でも、最も海外に影響を与えたのは、葛飾北斎の「富嶽三十六景」や歌川広重の「不二三十六景」など19世紀前半の浮世絵に描かれた富士山の図像であった。これらの作品群は日本の開国に伴って西洋にも輸出され、その構図・表現方法が19世紀半ば以降の西洋においてジャポニスムと呼ぶ日本芸術の流行を生み出す契機をもたらした。それらは、富士山を題材とする多くの工芸作品とともに、モネ、ゴッホなどの印象派の画家やロートレック、ボナールなどの世紀末の芸術家に大きな影響を与えた。

また、19世紀後半から20世紀初頭にかけては、日本が万国博覧会に出品した絵画・工芸作品をはじめ、浮世絵・絵葉書、日本の輸出品、日本を訪れた外国人が富士山から着想を得て創作した紀行文など、富士山を題材とする数多の商品や作品が欧州において生み出された。

こうして、富士山は日本及び日本の文化の象徴としての意味を持つようになり、世界の著名な山とは明確に区別される富士山の記号化された意味が世界中に定着した。

富士山は、そのような顕著な普遍的意義を持つ芸術作品と直接的・有形的な関連性を持ち、日本及び日本の文化の象徴としての記号化された意味を持つに至った類い希なる山である。



左《神奈川沖浪裏》右《凱風快晴》 葛飾北斎「富嶽三十六景」より（1831～36年）



ゴッホ《タンギー親爺の肖像》（1887年）

b) 顕著な普遍的価値の証明

a)において証明した評価基準への適合性の結果として、「富士山」は以下に記す観点から顕著な普遍的価値を持つ。

顕著な普遍的価値の言明

富士山は、神聖で荘厳な形姿を持つ独立成層火山であり、日本を代表し象徴する日本の最高峰（標高3,776m）として世界的に著名である。

山頂・山域への登拝及び山域・山麓への巡礼を通じて、神仏の霊力を獲得し、擬死再生を求める富士山信仰の独特の文化的伝統は、時代を超えて現代の富士登山の形式にも確実に継承された。

また、富士山に対する畏怖の念は、日本に固有の神道を基盤として、火山が生んだ自然との共生を重視する伝統とともに、荘厳な形姿を持つ富士山を敬愛し、山麓の湧水などの恵みに感謝する伝統をも育んだ。さらに、それらは海外にも影響を与えた葛飾北斎及び歌川広重の顕著な普遍的意義を持つ浮世絵などの図像を生み出す源泉となり、日本及び日本の文化の象徴としての、記号化された意味を持つようになった。

さらに、富士山は、近代以前の山に対する信仰活動及び山に対する展望に基づく芸術活動を通じて、多くの人々に日本の神聖で荘厳な「名山」の典型的な景観の類型として認識されるようになり、日本と日本文化を象徴する「名山」としての世界的な地位を確立した。

このように、富士山は、山岳に対する信仰の在り方や芸術活動などを通じ、山に対する生きた文化的伝統の証拠を表すのみならず、数多の芸術作品の題材として描かれた世界的にも著名な神聖で荘厳な山の景観の類型の傑出した事例であることを示しており、他に類例を見ない顕著な普遍的価値を持つ山である。

写 真

本栖湖からの富士山

写 真

三保松原からの富士山

c) 比較検討による証明

1) 比較軸の特定

富士山の顕著な普遍的価値については、b)での言明のように、山岳に対する信仰の在り方や芸術活動を通じて示されるものであるため、比較検討による証明においても、『信仰の対象』、『芸術の源泉』という2つの比較軸により分析を行うことにより、作業指針第132段落における比較分析の目的は達成されたと考える。

信仰については、2001年9月に和歌山県で開催された国際会議「アジア・太平洋地域における信仰の山の文化的景観に関する専門家会議」(以下、「信仰の山会議」という)の結論及び勧告を参考に整理する。芸術の源については、山及び周辺の景観美と芸術作品との関連性により整理する。

信仰の山会議においては、信仰の山の認定及び保護に関する様々なテーマと問題が討議された。ここで、信仰の山の遺産としての価値は、有形的価値、無形的価値の形態をとって現れるとされた。また、信仰の山の自然的特性についても評価が可能とされた。信仰の山会議で示された指標を参考に、富士山の顕著な普遍的価値を表す要素を勘案して、自然的特性としては、「形状・標高」(独立峰かどうか、富士山と同程度の標高か)、「岩盤や岩(洞窟を含む)・水域」「火山」(火山であることに由来する特徴的な風穴・湧水地・湖沼などがあるか)、有形的価値としては、「洞窟」「歴史的な巡礼路又は参詣道」「神社」「寺院」がそれぞれ存在するかどうか、無形的価値としては、「継続性」(崇拜儀礼などが今も行われているか)、「存在」(山自体が信仰の対象か)、「慣習」(登拝、湧水地等への巡礼を行っているか)、「アイデンティティ」(山自体が国、民族の象徴となっているか)、「知名度」(どの程度知られ又は訪問されているか、富士山と同程度(山頂までの登山者が約30万人、山麓が2,000万人)か)、といった観点から、評価することとする。

同様に、顕著な普遍的意義を持つ芸術的作品との関連性については、山の景観美が芸術作品を生み出す母胎となったかどうか、またそれらの作品群が海外にも広く知られ、世界史に大きな影響を与えたかどうか、といった観点から、評価することとする。

2) 海外同種資産の特定

同種資産の特定にあたっては、『信仰の対象』に関するものとしては、①「信仰の山会議」で信仰の山と紹介されている山岳、『芸術の源泉』に関するものとしては、②世界遺産リストの概要で芸術への明確な関連性が示されている山岳、③海外の専門家による研究書等で芸術の山として紹介されている山岳等を抽出した。また、両者に関するものとしては、④イコモスによる研究書「Filling the Gaps」の類型別分析・テーマ別分析、⑤文化的景観に関する研究書の分析を行った。具体的には、③では、『The World Heritage Convention, Twenty Years Later』(Léon Pressouyre. UNESCO Publishing, 1996.)、『Sacred Mountains of the World』(Edwin Bernbaum. Sierra Club Books, San Francisco, 1990.)、『What is OUV? ICOMOS』(Hendrick Bäbler verlag, 2008.)の三つの文献を対象として資産を抽出した。④では、類型別・テーマのうち、「文学・芸術への関連性、演劇」、「聖なる山」、「アジア・太平洋地域の土着信仰」に関する山岳等を抽出した。⑤では、ユネスコ世界遺産センターから刊行されたPeter J. Fowler氏による研究書『World Heritage Cultural Landscapes 1992-2002』の中で、山が特徴として挙げられている資産のうち、「美的資質」、「集団のアイデンティティ」、「信仰、聖地、神聖性」の特徴を持つ資産を抽出した。

以上より、富士山の比較対象とする海外の同種資産は表1の35件となる。その中で富士山の顕著な普遍的価値や評価基準の言明と共通性のあるものに○、共通性の大きいものに◎を付した。信仰面では、自然的・有形的な側面である遺跡群や巡礼地の物証が残り、儀礼や活動など慣習的に信

仰の核心が継承されているものに○、さらに登拝という信仰形態に代表されるように、登ることに宗教的意義を与えたり、湧水池や湖沼など自然的特性が巡礼地とされるなど宗教的活動の場とされているものを◎としている。芸術面では山自体が絵画や文学等の題材とされ、数多くの作品を生み出す母胎となったものに○、さらに画派等を生んだり、海外への影響を持つなど、富士山と同様に美術史への影響力があるものを◎としている。◎が付された比較対象について、1)で示した比較軸である信仰の物証(自然的特性、有形的価値、無形的価値)、芸術作品との関連性により、同種資産を整理すると表2、表3のとおりになる。

表 1 : 比較対象とした海外の山岳等 (35 件)

	番号	山名	資産名	評価基準	国名	信仰	芸術
アジア・太平洋地域	1	ウルル、カタ・ジュタ	ウルルーカタ・ジュタ国立公園	(v)(vi)(vii)(ix)	オーストラリア	○	
	2	サバラン山	サバラン	—	イラン	○	
	3	スライマンートー	スライマンートー聖山	(iii)(vi)	キルギス	○	
	4	プーカオ山	チャンパサック県の文化的景観にあるワット・プーと関連古代遺産群	(iii)(iv)(vi)	ラオス	○	
	5	ボグドハン山、ブルカン・カルドウン山、オトゴン・テンゲル山	モンゴルの聖なる山:ボグドハン山、ブルカン・カルドウン山、オトゴン・テンゲル山	—	モンゴル	○	
	6	ヒマラヤ山脈	サガルマータ国立公園	(vii)	ネパール	○	
	7	ルアペフ山、ナウルホエ山、トンガリロ山	トンガリロ国立公園	(vi)(vii)(viii)	ニュージーランド	○	
	8	泰山	泰山	(i)(ii)(iii)(iv)(v)(vi)(vii)	中国	◎	○
	9	黄山	黄山	(ii)(vii)(x)	中国		◎
	10	武当山	武当山の古代建築物群	(i)(ii)(vi)	中国	○	○
	11	廬山	廬山国立公園	(ii)(iii)(iv)(vi)	中国	○	◎
	12	峨眉山	峨眉山と楽山大仏	(iv)(vi)(x)	中国	◎	○
	13	武夷山	武夷山	(iii)(vi)(vii)(x)	中国	○	
	14	青城山	青城山と都江堰水利(灌漑)施設	(ii)(iv)(iv)	中国	○	
	15	三清山	三清山国立公園	(vii)	中国	○	
	16	五台山	五台山	(ii)(iii)(iv)(vi)	中国	◎	○
	17	嵩山	“天地之中”登封の歴史的建築物群	(iii)(vi)	中国	○	
18	華山、衡山、恒山、嵩山	泰山の登録拡大として四つの聖山	—	中国	○		
19	雁蕩山	雁蕩山	—	中国	○		
20	南山	慶州歴史地区	(ii)(iii)	韓国	○		
21	漢拏山	済州火山島と溶岩洞窟群	(vii)(viii)	韓国	○		
22	アダムスピーク	スリランカ中央高原	(ix)(x)	スリランカ	◎		
アジア・太平洋地域以外	23	アパラチア山脈	グレート・スモーキー山脈国立公園	(vii)(viii)(ix)(x)	アメリカ		◎
	24	キラウエア山	ハワイ火山国立公園	(viii)	アメリカ	○	
	25	ロッキー山脈	カナディアン・ロッキー山脈自然公園群、恐竜州立自然公園、ウォータートン・グレイシャー国際平和自然公園、イエローストーン国立公園	(vii)(viii)(ix)(x)	カナダ・アメリカ		◎
	26	シナイ山	聖カトリナ修道院	(i)(iii)(iv)(vi)	エジプト	○	
	27	サント・ヴィクトワール山	サント・ヴィクトワール山とセザンヌに関連する土地	—	フランス		◎
	28	ペルデュ山	ピレネー山脈-ペルデュ山	(iii)(iv)(v)(vii)(viii)	スペイン及びフランス		◎
	29	アトス山	アトス	(i)(ii)(iv)(v)(vi)(vii)	ギリシャ	○	
	30	オリンポス山	オリンポス山周辺	—	ギリシャ	○	○
	31	ドロミテ山塊	ドロミテ	(vii)(viii)	イタリア		○
	32	ケニア山	ケニア山国立公園/自然林	(vii)(ix)	ケニア	○	
	33	ワスカラン山	ワスカラン国立公園	(vii)(viii)	ペルー	○	
	34	スイス・アルプス(ユングフラウ・アレッツェル峰、ピチホルン峰ほか)	スイス・アルプス ユングフラウ・アレッツェル	(vii)(viii)(ix)	スイス		◎
	35	キリマンジャロ山	キリマンジャロ国立公園	(vii)	タンザニア	○	○
	富士山	富士山	(iii)(iv)(vi)	日本	◎	◎	

信仰 ○ : 自然的・有形的な側面である遺跡群や巡礼地の物証が残り、儀礼や活動など慣習的に信仰の核心が継承さ

れている

◎：さらに登ることに宗教的意義を与えたり、湧水池や湖沼などの自然的特性が宗教的活動の場とされている

芸術 ○：山自体が絵画や文学等の題材とされ、数多くの作品を生み出す母胎となった

◎：さらに画派等を生んだり、海外への影響を持つなど、富士山と同様に美術史への影響力がある

表 2 : 信仰関連の山岳等

山名	信仰の物証	
	自然的特性、有形的価値	無形的価値
泰山	<ul style="list-style-type: none"> ・参詣道、寺院 	<ul style="list-style-type: none"> ・秦の時代より、皇帝即位の際の儀式である「封禪の儀」を執り行っていた。 ・儒教・仏教・道教の聖地である。特に道教では「五嶽」の筆頭とされる。 ・人間の魂は泰山に還るといふ信仰があり、「東嶽大帝」人生の生死を司る、「碧霞元君」子授けの神、「泰山石敢当」悪霊が家に侵入するのを防ぐなど、様々な信仰の形態をとる。 ・中国のある程度の規模の町には、泰山を祀る廟(「東嶽廟」あるいは「天齋行宮」)があり、泰山に登ることができない人々は、泰山の代わりにこれらに詣でている。 ・毎年春から夏にかけて、村々の善男善女は、香頭とよばれる引率者に率いられて登山する。 ・山頂の風景(「五嶽独尊」の石刻)が中国紙幣(五元)の図案になるなど、中国人の精神的シンボルと捉えられている。
峨眉山	<ul style="list-style-type: none"> ・同程度以上の標高(万仏頂 3,099m) ・参詣道、寺院 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国における仏教の最初の聖地である。現在は仏教、道教、儒教が併存する。 ・山全体に築かれた宗教施設や日の出・ブロッケン現象といった自然現象が信仰の対象である。
五台山	<ul style="list-style-type: none"> ・同程度以上の標高(葉頭峰 3,058m) ・参詣道、寺院 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国仏教四名山の一つで、文殊菩薩が悟りを開いた地とされる。漢とチベット仏教の融合と発展における積極的な役割を果たした。 ・自然景観を神聖なものとする。5つの台頂に築かれた寺院(「朝台」)に参詣することが最大の願いである。朝台を簡略化した祈る場所である小朝台がある。
アダムスピーク	<ul style="list-style-type: none"> ・ストウーパ、沐浴場 	<ul style="list-style-type: none"> ・釈迦が訪問した地と伝えられる。 ・山頂に聖なる足跡があり、仏教、ヒンドゥー教、イスラム教それぞれの聖地とされ、巡礼者が訪れる。

表3：芸術関連の山岳等

番号 山名	芸術作品との関連性
黄山	<ul style="list-style-type: none"> 中国の歴史の中で美術と文学において賞賛されている(例えば、16世紀半ばの山水画)。 黄山を描いた山水画は黄山画派と呼ばれた。 黄山にある迎客松を描いた絵は多くの民家や人民大会堂にも飾られている。
廬山	<ul style="list-style-type: none"> 陶淵明、李白など多くの文人の創作の対象となった。 日本の随筆『枕草子』にも廬山にある香炉峰が登場する。 山水画、山水詩は数多く作られ、特に李白が滝を見る「観瀑図」は、尾形光琳など日本の画家にも大きな影響を与えた。
アパラチア山脈	<ul style="list-style-type: none"> フレデリック・チャーチやトーマス・コールといったアメリカの風景画家に描かれている。 レオン・ブレイス『世界遺産条約20年を経て』の「複合遺産と文化的景観」の項で、富士山とともに、自然景観を讃える芸術作品が生み出される最上の景観の例とされている。
ロッキー山脈	<ul style="list-style-type: none"> 19世紀のアメリカ人画家であるアルバート・ビアスタットは、“ロッキーマウンテン画派”の指導者である。彼の絵画は、ロマン主義運動の理念を最も顕著に現わしている。 「View of the Rocky Mountains」はホワイトハウスに飾られている。 富士山と同程度以上の標高(エルバート山4,401m)。
サント・ヴィクトワール山	<ul style="list-style-type: none"> ポール・セザンヌは、サント・ヴィクトワール山を宗教的な関連性を持たない絵画として何度も繰り返し描いた。これにより、サント・ヴィクトワール山は西洋美術作品の中でも最も有名な山となった。
ペルデュ山	<ul style="list-style-type: none"> この風景は生活の伝統(牧畜との暮らし、国境の文化、ピレネー独特の文化)と芸術・文学作品(ヴィクトル・ユゴー等)が関連して、顕著な普遍的価値を構成している。 ヨーロッパ芸術の中でロマン主義が発展していく上で重要な役割を果たした。 富士山と同程度以上の標高(3,352m)。
スイス-アルプス(ユングフラウ峰、ビーチホルン峰、ほか)	<ul style="list-style-type: none"> 印象的な風景はヨーロッパ芸術、文学等において重要な役割を担った。 レオナルド・ダ・ヴィンチはモンテ・ローザのスケッチをモナリザの背景として描いた。 アルベルト・デューラーは聖人やその他の宗教画でアルプスのスケッチを用いている。 富士山と同程度以上の標高(フィンスターアールホルン4,274m)。

3) 国内同種資産の特定

同様の方法で、日本国内の資産について、世界遺産登録物件または暫定リストから抽出すると、表4のとおり3つの山が考えられ、それらについて評価を行った(表5、表6)。

表4：比較対象とした国内の山岳等(3件)

番号	山名	資産名	評価基準	国名	信仰	芸術
1	弥山	巖島神社	(i)(ii)(iv)(vi)	日本	◎	○
2	御蓋山(春日山)	古都奈良の文化財	(ii)(iii)(iv)(vi)	日本	◎	○
3	紀伊山地	紀伊山地の霊場と参詣道	(ii)(iii)(iv)(vi)	日本	◎	○

表5：信仰関連の国内の山岳等(3件)

山名	信仰の物証	
	自然的特性 有形的価値	無形的価値
弥山	神社	<ul style="list-style-type: none"> 古くは彌山を含む島全体を神聖視し、対岸から遙拝していたのであるが、やがて水際に社殿が成立し、弥山を含めた背後の山腹が社殿群の背景的效果をもつ自然景観として重要視された。 神道の施設であり、仏教との混交と分離の歴史を示す文化遺産として、日本の宗教的空間の特質を理解する上で重要な根拠である。
御蓋山 (春日山)	神社	<ul style="list-style-type: none"> 春日大社の社叢は社殿の背後に展開する神域をなし、特定の自然の山や森を神格化しようとした日本独特の神道思想と密接に関係する文化的景観の顕著な事例である。 登録まで、入山は宗教的職業者に限られ続けてきた。
紀伊山地	参詣道、神社、寺院、滝	<ul style="list-style-type: none"> 日本古来の自然崇拜の思想と大陸から伝来した仏教とが融合して形成された修験道などの行場としても重視され発展した。 神聖性の高い自然及び継続的に行われている宗教儀礼は、信仰の山の文化的景観を構成する要素として優秀かつ多様である。 山自体が修験の場であり、山中で廻峰行という宗教行為が行われている。 「熊野三山」の寺社への参詣は11世紀に皇族及び貴族において行われ、15世紀後半以降、庶民が中心となり、「蟻の熊野詣」と呼ばれるほど活況を呈した。

表6：芸術関連の国内の山岳等(3件)

山名	芸術作品との関連性
弥山	<ul style="list-style-type: none"> 山麓の巖島神社では、「舞楽」、「能」、「歌舞伎・浄瑠璃」等が古くから盛んであり、それらの一部は現在でも神社で行われている。また、『平家物語』の主要な舞台の一つである。 日本三景のひとつとされる巖島は、江戸時代中期以降多くの人々が訪れる名所となり、巖島神社が浮世絵等の題材として取上げられ、神社の背景として彌山も描かれた。
御蓋山 (春日山)	<ul style="list-style-type: none"> 『万葉集』をはじめ、数多くの和歌の題材となったほか、御蓋山が描かれた春日曼茶羅等、信仰に関係した絵画も残る。
紀伊山地	<ul style="list-style-type: none"> 熊野信仰に関連する那智参詣曼茶羅図や熊野曼茶羅図等が描かれた。また、霊場を舞台とした「人形浄瑠璃」、「歌舞伎」や、熊野参詣の紀行文等が残る。また、『太平記』の主要な舞台の一つである。 特に吉野山は、『万葉集』をはじめ、数多くの和歌の題材となったほか、中世以降は桜の名所として広く知られ、浮世絵等の題材となった。

4) 結論

他の信仰・芸術に関連する山岳と比べて、富士山の特徴は以下のとおりである。

(1) 海外の信仰関連の山岳との比較

噴火や溶岩の流出を繰り返す富士山は恐ろしくかつ神秘的な山として、古くから「遙拝」の対象であった。日本の古代国家システムが整った8世紀以降、噴火を鎮めるため山麓に浅間神社が建てられた。12世紀に修験者の道として登山道が開かれ、15～16世紀には修験者に引率され、「登拝」を中心とした宗教的な活動が盛んとなった。山頂につくられた宗教施設だけでなく、一群の風穴・溶岩樹型・湖沼・滝・湧水地も巡礼・修行の場となった。さらに18～19世紀には「御師」により参詣図等により導かれた多くの庶民が「富士講」に加わり、登拝は最盛期を迎えた。富士山は、現代まで継承された山に対する生きた文化的伝統を顕著に表す物証であるとともに、『信仰の山』として神聖な景観の類型となった。また、富士山は、原始的な山岳信仰や、多様な宗教の介入によって生み出された信仰まで、そのいずれも失うことなく現在に至るまで継承している。これは、富士山が、前者の信仰的特徴である儀礼等が継承されるキリマンジャロ山、ウルル、カタ・ジュタ、後者の信仰的特徴である特定の宗教の聖地とされる泰山等の中国の山々やアダムスピークの両者の特徴を合わせ持つとすることができる。

比較対象とした信仰に関連する山岳の多くは、山自体ではなく、山麓に点在する宗教施設や石仏が信仰の対象であり、そうした宗教施設等を参詣するための道が整備されている。また、一部は山頂にそうした宗教施設があるため、参拝が登山の形態をとる。富士山においても、山頂付近に宗教関連施設の遺跡が存在するが、登拝のような伝統的な登山の形式や巡礼行為が宗教的に重要視されている点で、比較対象の山岳とは異なるものである。アダムスピークは多くの巡礼者が登山の形態をとるが、頂上の聖なる足跡とされる岩を目指す点で、宗教施設に参拝する形態と類似するものであり、富士山の登拝とは異なると考える。また、比較対象の山岳の一部にはその聖なるがゆえに登山を制限しているか、見ることを宗教的に禁じている山もある。さらに、富士山への登山は夜明け前の山頂到着を目指す登山者が多いことにも特徴がある。これは、山頂付近で日の出を拝むためであるが、17世紀以降、道者が山頂周辺において「御来迎(仏の来迎と見なされたブロッケン現象)」(のち「ご来光(日の出)」)を拝んだことに由来する。こうした自然現象に宗教的な意義を見出す傾向は、比較対象とした山岳の中では峨眉山等にも見られる。

富士山は首都圏の縁辺部に位置するため、その標高(3,776m)に比した登頂者の多さ(年間約30万人、夏の2ヶ月に集中する)は他に例がなく、しかも山頂部への道路や軌道によるアクセスがないことから、登頂者は徒歩6時間以上かけて、山頂を目指すことになる。この登山形態は、日本で20世紀前半に開花する近代アルピニズムに起源するものではなく、17世紀以降の江戸(現在の東京)を中心に数多く組織された富士講の登拝活動を母胎に発展したものである。また、富士山への登拝活動は、多くの巡礼や参詣が歴史的に観光の性格を持ち続けてきたように、この時代から庶民にとっては観光的要素を持つものであり、それが後に国民的な登山活動へとスタイルを変えていったが、金剛杖を突きながらご来光を目指す姿は、一般の登山者により現在も継続的に行われている。こうした発展過程は、富士山の文化的伝統の本質が時代を超えて今日の富士登山の形式・精神にも確実に継承されていることを示している。

以上より、海外の信仰関連の山岳との比較において、富士山は、①多様な信仰形態があり、その形態がいずれも継承されていること、②登拝という特徴ある信仰形態を持ち、それが中世から現代まで長い間継承され、今も非常に多くの人々が行っていることにその特徴がある。

(2) 海外の芸術関連の山岳との比較

独立峰であり、高い標高を持つ富士山の荘厳な姿は、四方の広い範囲から眺めることができ、古くから芸術活動の母胎となった。これらの富士山を題材にした芸術作品のうち、最も海外に影響を与えたのは、葛飾北斎や歌川広重の浮世絵である。これらをはじめとする作品は、ジャポニスムと呼ばれた西洋における日本芸術の流行を生み、モネやセザンヌなどの西欧の印象派の画家達は浮世絵から、画面構成や連作という着想を学んでいる。

『Sacred Mountains of the World』中では、「中国と異なり、日本には、富士山というとりわけ心を揺さぶる山があり、その単純な形体から異なる描写法が用いられた。広く定型化した手法を用いて初期の風景画に描かれることで、19世紀、富士山は、日本芸術で最も注目され、西洋社会にまで知れ渡ることになる。一様な外観を持つ円錐形である富士山は、なだらかで幾何学的な形体と均質な色の塊を強調する木版浮世絵に描く対象として理想的であった」とされている。

レオン・プレスイールは『世界遺産条約 20年を経て』の「複合遺産と文化的景観」の項で、日本画における富士山を、トスカナ地方の絵画におけるフィレンツェ郊外の田園風景、フレデリック・チャーチからトマス・コールに至るアメリカ人風景画家にとってのアパラチア山脈などとともに、自然景観を讃える芸術作品が生み出される最上の景観としている。

芸術的作品との関連性では、アパラチア山脈やロッキー山脈のように、山々を描いた作品や画家が芸術史の上で一つの流派を形成したものもあるが、その作品の影響は国内に留まるものが多い。また、廬山が描かれたような中国の山水画は日本にも大きな影響を与えたが、それは主に中世の一時期に留まる。富士山は2 b) 歴史と発展の表■●で示したように、古代から現代まで長い時間にわたって、和歌や絵画など様々な芸術活動の母胎となり、影響を与えている山であり、近世以降で西洋美術史に影響をもたらす芸術作品を生み出す母胎となった山は富士山しかない。

比較対象とした山の中では特に泰山との類似性が強いと考えられる。信仰面では、泰山は人間の魂は泰山に還るという信仰や悪霊を防ぐ「石敢当」など様々な信仰形態をもつ点、中国各地で泰山代わりに「東嶽廟」詣を行っている点、引率者に率いられて登山する点が、原始的宗教形態から修験道、登拝など多様な信仰形態が継続し、富士塚という代参施設を持ち、御師という登山の世話をする者に支えられている富士山と似ている。また、泰山の山頂の風景が中国紙幣の図案になるなど、中国人の精神的シンボルと捉えられている点も、日本及び日本文化を象徴する「名山」である富士山と似ており、信仰面では同程度の価値を有すると考えられる。しかしながら、芸術面では、泰山では唐代を中心に多くの詩が詠まれているが、富士山のように長い時間にわたって多様な芸術の対象とされ、その影響が国内や隣接国を超えて及んでいるわけではなく、この点では富士山に優位性がある。

前述した、アダムスピーク、峨眉山は信仰面において富士山との類似する部分があり、その価値に優越をつけるのは難しいが、富士山のように多様な芸術の対象とされ、その影響の大きさを鑑みると、芸術面では富士山の優位性は大きい。

以上より、海外の芸術関連の山岳との比較において、富士山は、①長い時代にわたって多様な芸術活動の母胎となった点、②芸術作品の影響が国内や隣接国を越え、西欧にまで及んでいる点にその特徴がある。

(3) 国内の信仰関連・芸術関連の山岳との比較

信仰との関連性では、比較対象の資産では、古くは山自体が神聖視されたが、その後は宗教施設が発展し、山は背景となっていった。紀伊山地では、修験道の道場として山々をめぐる行為が宗教行為とされ、その後「熊野三山」の寺社への参詣は皇族及び貴族において行われ、15世紀

後半以降、庶民へも広がった。富士山でも初期においてはこうした修験者による登山が中心であったが、その後、修験者に導かれた一般人の登拝が増加し、富士講による大衆登山へと発展し、現在も夏を中心に約30万人が徒歩による富士山の登山を体験している。近代アルピニズムとは異なる価値観で山頂を目指す登山形式である登拝という信仰の核心が今も多くの人々に継承されている点において富士山の優位性は明らかである。

芸術作品との関連性では、比較対象の資産では、紀伊山地のうち、吉野山は『万葉集』などの古代の和歌に詠まれ、近世の浮世絵に描かれている。熊野神社は曼荼羅図が多数存在する。一方、弥山は近世の絵画、御蓋山は古代の和歌など、その対象とされた時期や分野が概ね限定される。一方、富士山は、和歌や俳句、絵画、文学など多くの分野において数多くの作品を輩出し、その中には葛飾北斎がインスピレーションを喚起され、描いた浮世絵「富嶽三十六景」のように西洋の美術史に大きな影響を与えた作品もある。その多様性においては紀伊山地と類似性を有するが、生み出した芸術作品の影響の大きさの面で富士山の優位性は明らかである。

以上より、国内の信仰関連・芸術関連の山岳との比較において、富士山は、①登拝という特徴ある信仰形態が継承され、今も非常に多くの人々が行っていること、②芸術作品の影響が国内や隣接国を越え、西欧にまで及んでいる点にその特徴がある。

(4) その他の特徴的な点

信仰や芸術面の他に、19世紀後半から20世紀初頭にかけて、日本が万国博覧会に出品した絵画・工芸作品をはじめ、浮世絵・絵葉書、日本の輸出品、日本を訪れた外国人による紀行文など、富士山を題材とする数多の作品や商品が欧州において広まった。こうして、富士山は日本及び日本文化の象徴としての意味を持つようになり、他の世界の著名な山と明確に区別される富士山の記号化された意味が世界中に定着した。

また、IUCNが2009年に行ったテーマ別研究である『世界遺産の火山』では、世界遺産一覧表には一般の人々が一様に認めている火山の多くが含まれていないことは興味深いとし、その例として、イタリアのエトナ火山や富士山などを挙げている。とくに富士山は、火山とその周辺地域を訪れる年間の観光客が地球上のどの火山よりも多い点で重要とされている。こうしたギャップを埋めるために、知名度、科学的重要性、文化及び教育的価値を基準に個々の長所を検討すべきとしている。

d) 完全性及び真実性

1) 完全性

富士山の顕著な普遍的価値は、b)での言明のように、『信仰の対象』、『芸術の源泉』という2つの価値軸に整理できる。『世界遺産条約履行のための作業指針』第88項に規定された条件に基づき価値軸ごとの分析は、以下に示すとおりである。

(1) 顕著な普遍的価値を表すのに必要な要素がすべて含まれ(第88項-a)、資産の重要性を伝える諸要素・過程を完全に代表した適切な範囲が確保され(第88項-b)ていなければならない。

『信仰の対象』としての富士山山体の範囲は、富士山本宮浅間大社の境内地である八合目から山頂までの最も神聖視された地を中心に、富士講信者に「焼山」と呼ばれ神聖な地域あるいは他界とみなされた森林限界より上方の区域だけでなく、神聖性の一つの境界として騎馬での入山が制限された「馬返」より上に該当する概ね標高1,500m以上の区域としており、富士山山体の、聖なる山としての範囲は完全に確保されている。

また信仰の景観としての完全性を確保するために、聖なる山としての範囲だけでなく、登山道、神社、並びに儀式・修行・巡礼の場を加えた。山麓には浅間神社並びに富士五湖などの儀式・修行・巡礼の場があり、神仏の在所である山頂に向かって登拝する者が列をなす登山道が伸びている様子は、信仰が展開する過程で富士山の景観認識として定着していくが、これら全ての要素によって形成される富士山の推薦範囲は、登拝の過程に係る景観認識を完全に表現している。

登山道は、信仰登山が盛んに行われていた18～19世紀に認識されていた登山道を全て含む。なお、その後鉄道駅の設置に伴い設けられた御殿場口登山道も、須山口登山道の一部として推薦範囲に含まれている。各登山道には、登拝者の休息・宿泊のための小屋や、行場・拝所・祠堂などの宗教施設が、登山の過程に沿って意図的に配置されており、完結した信仰空間が形成されている。

登山道の起点となった浅間神社も不足なく資産に含まれている。その他、御室浅間神社や河口浅間神社といった富士山信仰を語る上で欠かすことの出来ない重要な浅間神社や、富士講信者を迎えて登拝の世話をを行った御師の住宅、特定の富士講が巡礼・修行を行った地として代表的な湖沼、滝、風穴・溶岩樹型も全て推薦資産の範囲に含まれている。

『芸術の源泉』としての富士山の範囲は、その重要性を示す諸要素・過程を完全に表した適切な範囲が確保されている。展望の対象である富士山山体は、展望地点から山頂を見た時の視角と富士山の稜線が引く秀麗な曲線の広がりをもとに勘案すると十分な範囲が設定されており、様々な芸術活動の母胎となった富士山の美しい輪郭を不足なく代表している。展望地点については、和歌の題材や謡曲の舞台になるとともに富士山を描く際の典型的な構図に含まれる景勝地として多くの絵画に描かれた三保松原や、著名な写真家によって撮影され日本国の紙幣の図柄として何度も使用された写真の撮影地点である本栖湖が、富士山の主要な展望地点として推薦資産の範囲に含まれている。富士山から中距離に位置する本栖湖からの展望は、湖畔の展望地点、本栖湖、背後に広がる山々などの周辺環境、展望面に広がり眺望の重要な要素をなしている富士山原始林及び青木ヶ原樹海等の森林を完全に包含している。富士山から遠距離に位置する三保松原からの展望は、視点場又は舞台となった三保松原の重要な要素である砂浜や羽衣の松を始めとした松林を含んでおり、資産の顕著な普遍的価値を保持する範囲として十分である。

富士山の 顕著な普遍的価値	信仰の対象	芸術の源泉
富士山の顕著な普遍的価値を表す概要の要素	<ul style="list-style-type: none"> 1 富士山城 1-1 山頂の信仰遺跡 1-2 大宮・村山口登山道(現富士宮口登山道) 1-3 須山口登山道(現御殿場口登山道) 1-4 須走口登山道 1-5 吉田口登山道 1-6 北口本宮富士浅間神社 1-7 西湖 1-8 精進湖 1-9 本栖湖 2 富士山本宮浅間大社 3 山宮浅間神社 4 村山浅間神社 5 須山浅間神社 6 富士浅間神社(須走浅間神社) 7 河口浅間神社 8 富士御室浅間神社 9 御師住宅(旧外川家住宅) 10 御師住宅(小佐野家住宅) 11 山中湖 12 河口湖 13 忍野八海(出口池) 14 忍野八海(お釜池) 15 忍野八海(底抜池) 16 忍野八海(銚子池) 17 忍野八海(湧池) 18 忍野八海(濁池) 19 忍野八海(鏡池) 20 忍野八海(菖蒲池) 21 船津胎内樹型 22 吉田胎内樹型 23 人穴富士講遺跡 24 白糸ノ滝 	<ul style="list-style-type: none"> 1 富士山城 1-9 本栖湖 2 5 三保松原

(2) 管理及び/又は管理放棄による負の影響を受けて(第88項-c)はならない。

「5 b) 法に基づく指定保護」で述べるように、推薦範囲は、価値の種類に応じて、文化財保護法に基づく特別名勝、史跡、名勝又は天然記念物、並びに自然公園法に基づく国立公園の特別保護地区又は特別地域に指定され、若しくは国有林野の管理経営に関する法律に基づき富士山及び周辺の国有林が富士森林計画区として位置づけられており、長期的に適切な保護・保全が講じられている。

資産の周辺地域は、自然公園法、国有林野の経営管理に関する法律、景観法に基づく景観条例及び景観計画、又は市町村独自の景観条例や土地利用事業指導要綱の下、万全の保全措置が講じられており、外部からの要因による推薦範囲への負の影響を排除している。

また、文化財保護法に基づき特別名勝、史跡、名勝又は天然記念物に指定された構成要素については、それぞれ保存管理計画又は保存活用計画を定めて管理者を明記しているとともに、それ以外の推薦範囲についても、保全を担保する法令を所管する省庁が明確であり、管理放棄による負の影響はない。さらに、管理者並びに所管省庁を中心に、他の関係省庁や地元の土地所有者等との調整の下、保全又は改善のための対策を明示した包括的保存管理計画を策定し、資産及び緩衝地帯並びに保全管理区域の一体的な管理を行っている。したがって、『世界遺産条約履行のための作業指針』第88項-c)に挙げられた開発や管理放棄による顕著な普遍的価値への負の影響はなく、資産及び周辺環境の保全に関する完全性も揺らぎはない。

2) 真実性

富士山は、1707年を最後に噴火しておらず、以降、*形態*に変更はない。また、有史以来時代を超えて、*精神・機能*の観点からみた真実性は確実に維持されている。さらに、所有者をはじめ、国及び地方公共団体によって法に基づいた適切な維持管理が行われ、文化資産としての価値を失することなく良好な状態を保っている。以下に、『世界遺産条約履行のための作業指針』第82項に示された文化遺産の評価に適用される真実性の属性に基づいた、構成資産の種類ごとの分析を示す。

(1) 神社・御師住宅

神社について、建築の歴史的価値を表す*平面形式*、*構造様式*、内外の*立面意匠*は顕著な普遍的価値が最もよく表現される時代のままである。近代以降の保存修理事業においては、建立後に修理又は改変された後補部分について、後補材の撤去・復原・欠失した部分の復旧を行うなど、高い真実性が追究されてきた。脆弱な材料・材質から成る木造建築の修理に関する*伝統*をはじめ、そこに用いられる*技術*についても確実に継承されている。また、富士山の顕著な普遍的価値が最もよく表現される時代の*位置*を維持し、境内林などに囲まれた*周辺の環境*も良好である。さらに、宗教空間としての*用途・機能*を何百年も維持してきた。

(2) その他の信仰関連遺跡

富士五湖及び忍野八海においては、文献や石碑などの状況証拠から、内八海巡りや富士山根元八湖が行われていたことがわかっている。人々の信仰心を駆り立てた湖沼・湧水の水そのもの(*位置*、*感性*など)は、顕著な普遍的価値の核心として現在に継承されている。さらに、*周辺環境*においても、自然公園法や景観法に基づく景観計画などにより風致景観との調和を図る景観保全が行われており、景観全体の真実性は確実に保証されている。

白糸ノ滝においては、富士講信者が滝壺で修行したことが信者の記録及びその挿図で確認でき

る。

船津胎内樹型及び吉田胎内樹型の中には祠などが祀られ、穴自体を神聖視する精神、宗教空間としての機能は現在も受け継がれている。入洞者の安全のため、船津胎内樹型の入り口部分は改変が加えられているが、それ以外の形状・位置の真実性は、自然崩落の場合を除き、確実に継承されている。

人穴富士講遺跡においては、碑塔のほとんどに建立者、講の名称や年号(創建年号や関係者の死亡年号)などが記載されており、真実性に疑いの余地はない。

4. 保全状況と資産に与える影響

a) 現在の保全状況

1) 資産全体の保全状況

富士山の保全状況の現状・課題については以下のとおりである。

(1) 登拝・巡礼の場

(1-1) 富士山城、登山道

富士山城には富士山信仰の核心である八合目以上の地域とその物証として地上に残された信仰関連の人為的な地形・施設、沿道に残された石造物等の諸施設、道とその地下に埋蔵されている遺構・遺物が含まれる。これらは文化財保護法により、厳密に保存され現時点において良好な状態である。また、登山道については道路管理者によって日常的な維持管理が行われている。登山者・来訪者の増大に伴うトイレのし尿やゴミの処理状況については、改善する傾向にある。

(1-2) 神社、御師住宅

富士山信仰の歴史的価値を示す中核的存在である神社の境内・社殿・御師住宅は文化財保護法により適切に保存されているとともに、維持修理等が行われており、現時点における保存状況は良好である。

(1-3) 霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湧水地・湖沼

富士山信仰を表す独特の自然地形等は文化財保護法・自然公園法により保護され、その風致景観も含め、総じて良好な保存状況にある。

(2) 展望景観

(2-1) 本栖湖西北岸(展望地点)から富士山城・山頂に至る展望景観

本栖湖西北岸の中ノ倉峠からの展望景観については、展望地点から富士山城へと展開する良好な風致景観の広い範囲が資産に含まれる。本栖湖からの展望景観については、文化財保護法及び自然公園法により、負の影響を与える可能性のある開発の規制や、国有林野の管理運営に関する法律に基づき、国有林として国が適切な管理・経営を行っていることにより、極めて良好な状態を保持している。

(2-2) 三保松原から富士山城・山頂への展望景観

三保松原を展望地点とする展望景観については、展望地点から山城までの距離が約4.5kmと離隔があり、両者の間に介在する海面又は人口密集地(富士宮市・富士市の市街地)が遠望景観に与える影響は極めて小さいことから、これらの区域を資産の範囲から除外している。そのうち、海面については干拓・埋立などの負の影響を与える開発が実質的に想定できないうえ、人口密集地を成す市街地の遠望景観についても建築物の高さを規制することにより適切に制御されている。

三保松原からの富士山城の展望景観については、文化財保護法及び自然公園法による負の影響を与える可能性のある開発を厳重に規制していることや、国有林野の管理運営に関する法律に基づき、国有林として国が適切な管理・経営を行っていることにより、極めて良好な状態を保持している。

2) 構成資産の保全状況

(1) 富士山城

富士山頂から山城・山麓にかけて広がる資産の範囲の保存状況は、現時点において良好である。

大沢崩れ(富士山西側の山頂付近の大沢川源頭部から標高2,200m付近にかけて展開している土砂崩れ)が約1,000年前より継続して発生しており、特に西面山腹の五合目付近においては、かつての信仰に関わる道「御中道」の通行等が禁止されている区域がある。この区域では、国土交通省が土砂災害の防止を目的として土砂崩れの拡大防止対策等を継続的に実施している。

その他の富士山城においては、山小屋や環境配慮型のバイオ処理方式トイレ等の維持、廃棄物の移送、及び傷病者・医師の搬送のためのブルドーザーの通行路があるが、その使用は必要最小限にとどめられている。

登山者・来訪者の増加に伴う放流式トイレのし尿の垂れ流し及びごみの放置が富士山の自然環境に負の影響を与えていると指摘されてきたが、バイオ処理方式トイレ等の設置が進み、登山者・来訪者の富士山保全の意識が高揚したことなどにより、改善する傾向にある。

(1-1) 山頂の信仰遺跡

山頂の信仰遺跡である神社や石造物については、厳しい気象条件により、常に損壊の危険性にさらされているが、現時点における保存状況は良好であり、特に改修・整備の必要はない。

(1-2) 大宮・村山口登山道(現富士宮口登山道)

構成資産の範囲に含まれる六合目以上の大宮・村山口登山道の沿道は風致景観も良く、道路管理者である静岡県が適切に維持管理を行っており、現時点における保存状況は良好である。

(1-3) 須山口登山道(現御殿場口登山道)

須山口登山道のうち、二合八勺以上の区域については道路管理者である静岡県が維持管理を行っており、現時点における保存状況は良好である。

(1-4) 須走口登山道

須走口登山道においては、土砂崩れによる浸食防止のために、一部に修復された部分が見られるものの、道路管理者である静岡県が適切に維持管理を行っており、現時点における保存状況は良好である。九合目には、富士浅間神社の末社である迎久須志神社が存在し、日の出を遥拝する場所である「日ノ見御前」も良好に残存している。

(1-5) 吉田口登山道

吉田口登山道においては、降水による浸食防止のため一部に修復された部分が見られるものの、道路管理者である山梨県により日常的に維持管理が行われており、現時点における保存状況は良好である。登山道の起点には北口本宮富士浅間神社が存在するほか、その周辺には御師住宅も存在し、登山道とともに、今なお継続している登拝の行為及び富士講の隆盛期における登拝の状況を伝えている。

(1-6) 北口本宮富士浅間神社

境内の地割を表す地形・地物、社殿等の建造物については、定期的な維持修理等が行われ

ているほか、自動火災報知設備や消火器等の導入も行われており、現時点における保存状況は良好である。

また、防風林としても機能している社叢の適切な維持・管理も行われており、台風等による被害の軽減が図られているほか、今後の修理においては、建造物の耐震性を評価し、構造補強等の地震に対する対策の検討を行う。

慢性的な渋滞緩和、歩行者の安全性向上等を目的として境内の北側を通過する国道138号の拡幅が計画されているが、良好な神社の周辺環境が保持できるよう、専門家により計画内容の妥当性について検討が進められている。

(1-7) 西湖

現時点における保存状況は良好である。西湖は釣りを中心としたレジャー行為の場となっているほか、湖水は水力発電等のために取水されている。現在、西湖を含む富士五湖全体の利用の在り方について、官民協働により検討が行われているところである。

(1-8) 精進湖

現時点における保存状況は良好である。精進湖は釣りやカヌーなどのレジャー行為の場となっている。現在、精進湖を含む富士五湖全体の利用の在り方について、官民協働により検討が行われているところである。

(1-9) 本栖湖

現時点における保存状況は良好である。本栖湖は釣りやウインドサーフィンなどのレジャー行為の場となっているほか、湖水は水力発電等のために取水されている。また、自然公園法に基づき、湖面全域を対象として動力船の使用が規制されている。現在、本栖湖を含む富士五湖全体の利用の在り方について、官民協働での検討が行われているところである。

(2) 富士山本宮浅間大社

境内の地割りを表す地形・地物、社殿等の建造物については、定期的に維持修理が行われており、現時点における保存状況は良好である。湧玉池に関しては、全般的に良好な状態にあるが、藻類が繁殖しているため、専門家により対策についての検討が行われている。

(3) 山宮浅間神社

現時点における保存状況は良好である。境内から富士山頂を見通す展望は、本神社と富士山との関係を把握する上で極めて重要であることから、地元の住民が樹叢の一部について伐採を行い、展望の確保に努めている。ただし、緩衝地帯に存在すると考えられる富士山本宮浅間大社と山宮浅間神社とを結ぶ御神幸道の両側に立てられていた標石については、残存するものが少なくなっており、適切な保存管理が必要である。

(4) 村山浅間神社

現時点における保全状態は良好である。境内に存在する老木・古木については、定期的な枝打ち等の管理を行うなど保存の措置が採られている。

(5) 須山浅間神社

境内には樹齢500年を超える22本もの巨木をはじめ、社殿・石造物等の信仰に関わる遺構については、日常的な維持管理を小まめに行うなど適切な保存管理が行われている。

(6) 富士浅間神社(須走浅間神社)

境内に存在する数多くの巨木をはじめ、富士講に関わる石造物の保存状況は良好である。

(7) 河口浅間神社

大鳥居、随神門、その奥に続く拝殿・本殿については、定期的に維持修理が行われており、また、樹高40メートルを超える「七本スギ」を中心とした社叢などは、霊地としての境内の優れた風致景観を保持していることから現時点における保存状況は良好である。

(8) 富士御室浅間神社

境内及び社殿の定期的な維持修理が行われており、現時点における境内全体の保存状況は概ね良好である。ただし、本殿については、定期的な小修繕のほか、必要に応じて保存修理を行う。今後の修理においては、地震対策を含めた保存修理技術等の検討を行う。

また、防風林としても機能している社叢の適切な維持・管理も行われており、台風等による被害の軽減が図られている。

(9) 御師住宅(旧外川家住宅)

御師住宅のうち、旧外川家住宅については2006～2007年に所有者である富士吉田市が大規模な修理を行い、また、所有者等により日常的な維持管理・点検が行われているほか、火災警報設備や消火栓等の消火設備の導入も行われており、現時点における保存状況は良好である。日常的な点検により、き損箇所の早期発見及び修理を行うが、今後の修理においては建造物の耐震性を評価し、構造補強等の地震に対する対策の検討を行う。

2008年4月から敷地及び建物内部を一般公開しており、来訪者が登拝行為について学ぶことができるように、外川家協力会員が解説を行っている。

(10) 御師住宅(小佐野家住宅)

御師住宅のうち、小佐野家住宅については、所有者等により日常的な維持管理が行われているほか、柱・板壁の修理、消防設備等の導入が行われており、現時点における保存状況は良好である。現在、所有者親族の住居となっており、敷地及び建物は一般公開されていない。

(11) 山中湖

現時点における保存状況は良好である。山中湖は釣りやヨットなどのレジャー行為の場となっているほか、湖水は水力発電等のために取水されている。現在、山中湖を含む富士五湖全体の利用の在り方について、官民協働により検討が行われているところである。

(12) 河口湖

現時点における保存状況は良好である。河口湖は釣りやボートなどのレジャー行為の場となっているほか、湖水は水力発電等のために取水されている。現在、河口湖を含む富士五湖全体の利用の在り方について、官民協働により検討が行われているところである。

(13) 忍野八海(出口池)

(14) 忍野八海(お釜池)

(15) 忍野八海(底抜池)

(16) 忍野八海(銚子池)

(17) 忍野八海(湧池)

(18) 忍野八海(濁池)

(19) 忍野八海(鏡池)

(20) 忍野八海(菖蒲池)

富士登山に先だつて禊ぎを行う場とされた8つの湧水は、総じて良好な保存状況にある。しかし、一部の湧水では湧出量の低下又は人為的な形状の変更なども認められるほか、土産物店及び住宅の建築物が湧水に近接するなど、霊地としての周辺環境に解決すべき課題がある。忍野村が天然記念物としての保存管理計画を策定するとともに、その周辺環境を含めて景観法に基づく景観計画を策定するなど、段階的な改善の対策を実施している。

(21) 船津胎内樹型

富士河口湖町により日常的な維持管理が行われており、現時点における保存状況は良好である。信仰を目的とするのみならず、自然学習・観光も目的として、多くの人々が入洞するが、樹型が狭小であるため、入出洞の順路は一方通行となっている。入洞口には拝殿が建てられ、霊地としての環境を維持している。

(22) 吉田胎内樹型

富士吉田市及び富士山北口御師団により、日常的な維持管理が行われていることから、現時点における保存状況は良好である。霊地の中心となる樹型の入り口には扉が設置され、祭事などの特定日以外は施錠されていることから、厳格な管理が行われている。

(23) 人穴富士講遺跡

遺跡内には一部損壊した碑塔があるものの、長谷川角行が千日の間籠もって修行したとされる溶岩洞穴の内部は、良好な保存状況を維持している。

(24) 白糸ノ滝

現時点における保存状況は良好である。滝の流水による自然地形の浸食については、現時点において特に対策が採られてはいないが、滝の風致景観に対する負の影響は認められない。滝の直近に位置する廃屋及び滝の導入路の両側に位置する複数の物販店・休憩施設については、必要に応じて、撤去・移転も含めた総合的な整備に努める。

(25)三保松原

三保松原は、前面に広がる海浜とともに白砂青松の良好な風致景観を成し、富士山を展望できる景勝地として歴史的に多くの人を訪れた場所である。しかし、海浜については、河川等からの土砂供給が減少し、浸食が危惧されたことから、海浜の保全を図ることを主目的として、人工的に砂を補給し、砂浜の維持・回復を行う養浜の実施、及び必要最小限のヘッドランドやL字突堤等を設置している。なお、河川からの土砂供給の復活により、潮流による海浜への土砂供給が復活し、河口付近から海浜は回復しつつあり、現在資産範囲の5km手前まで回復が確認されている。

また、松原においてもマツノザイセンチュウによる松枯れがみられるため、マツの樹幹への薬剤注入及び薬剤散布による予防措置を行っているほか、植林及び枯損した松の伐倒・除去を実施している。

b) 資産に与える影響の要因

1) 開発の圧力

資産及び緩衝地帯において、工作物・建築物の新增改築、土地の形質変更、木竹の伐採等の行為を行う場合には、文化財保護法、自然公園法、景観条例及び景観計画(景観法に基づく)、都市計画法等の下に、それらの規模、形態・構造に関する規制(工作物・建築物に関しては、それらの高さ・色彩・意匠等の規制を含む)が行われるため、資産の価値を著しく低下させるような開発は起り得ない。

多くの観光客が訪れる山麓部では、風致景観との調和にも十分配慮しつつ、ホテル・ゴルフ・スキー場等の観光施設等の建設が行われてきた。また、住民の居住地近辺では、道路整備や下水道整備等の都市基盤整備が行われている。こうした建設や整備は、法規制の範囲内で今後とも適切に実施される。

生活利便施設としては、御殿場市内に御殿場市・小山町広域行政組合によるごみ処理施設建設が計画されている。当該建設計画については、事前に静岡県、御殿場市、地権者で協議を重ね、富士山の景観に影響のない意匠・形態・高さ・色彩の施設とする方向で調整しているが、その確実な実施に努める。

主な道路整備事業としては、北口本宮富士浅間神社と御師住宅との間を走る国道138号の拡幅が計画されている。当事業は、慢性的な渋滞緩和、歩行者の安全性の向上を目的とするものであるが、国・山梨県・関係市町村等の関係機関と有識者等からなる「富士北麓地域交通円滑化対策検討会」において、沿道環境の保全、交通の諸問題の解消、地域の発展に資する道路整備の方針を検討しており、当該資産の価値の保護に影響はない。

2) 環境の圧力

(1) 酸性雨

資産の価値を低下させるような自然的環境の変化としては、酸性雨による影響が想定されるが、現在のところ、酸性雨による被害の報告はない。しかし、今後、山頂の信仰遺跡である構造物や寺社等の建造物の腐食の進行が懸念される。

(2) 気候温暖化

気候の温暖化により、これまで富士山で確認されていた連続的な永久凍土が不連続の状態とな

っており、森林限界の上昇が加速することや植生の変化等が起り得ることが指摘されている。現在、永久凍土の状態や森林限界の上昇速度について、研究機関による調査が継続的に実施されている。

林野庁、山梨県では、間伐等を実施し、二酸化炭素を吸収・貯蔵する機能を持つ健全な森林を整備している。

(3) 樹木に対する野生生物の食害

富士山域の周辺地域においては、ニホンジカによる立木の食害も報告されている。また、笹や草木類の食害も報告されている。

林野庁、山梨県・静岡県及び関係市町村では、ニホンジカ等による樹幹の剥皮について柵設置等の防除対策を行っている。

また、山梨県・静岡県及び関係市町村では、巡視等によりニホンジカの個体数の把握に努め、計画的に捕獲を行う管理捕獲を実施している。

3) 自然災害と危機管理

(1) 噴火及びそれに伴う災害

富士山は活火山であり、噴火及びそれに伴う噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰、降灰後の降雨による土石流などの自然災害の発生により資産や景観などへの影響が予想される。気象庁をはじめとする行政機関、大学・研究機関が常時観測を行うとともに、国の富士山火山防災協議会の報告書に基づき山梨県・静岡県及び関係市町村において地域防災計画により避難計画を策定している。

(2) 土砂崩れ・土石流(主に大沢崩れ)・落石・転石

斜面地では、土砂崩れや土石流による地形の浸食、落石などの発生が想定される。それらについては、国土交通省が中心となり、大沢崩れ(富士山西側の山頂付近の大沢川源頭部から標高2,200m付近にかけて展開している土砂崩れ)源頭部における浸食防止及び山脚固定などを目的とする溪床対策工事を継続的に実施しているほか、山麓における土石流災害防止を目的とした砂防堰堤・遊砂地等の砂防施設を整備するなど、地形崩落や下流域への土砂流出の防止対策を実施している。また、林野庁及び山梨県においては、土砂の流出を防備するため、大沢崩れ周辺の森林を「土砂流出防備保安林」として指定し、立木等の伐採を制限するとともに、大沢崩れをはじめ浸食・崩壊が進む谷地形の下流域において、溪岸浸食の防止・不安定土砂の固定及び土石流の拡散防止のための治山施設を整備している。

登山道を管理する山梨県・静岡県では、落石・転石の危険から登山者等の安全を確保するため、沿道の必要な箇所に導流堤・防護壁・防護柵を設置している。

(3) 地震

近い将来、富士山を含む駿河湾沿いの地域ではプレート境界を震源域としてマグニチュード8程度の地震の発生が予測されている。その対策としては、大規模地震対策特別措置法に基づき、国が東海地震対策大綱を定め、予知を目的とした観測体制、予知を前提とした避難・警戒体制、避難路等の地震防災施設の整備を実施するとともに、災害対策基本法に基づき、国、山梨県・静岡県、関係市町村が各々の防災計画を策定している。

また、地震の発生により神社等の建造物の倒壊など、資産への影響が予想されるが、建造物の耐震性を評価し、構造補強等の対策を検討している。

(4) 風水害

過去の台風被害に関しては、国有林風倒被害地に対して自生種(ケヤキ・ヒメシャラ等)などの植栽・保育を実施している。また、大雨・洪水に関しては、河川改修などにより水害の軽減・防止に努めている。

風水害による被害は、神社等の建造物の倒壊・浸水などが予想されるが、風水害により影響を受けやすい箇所の点検と早めの修理を行うなどの対策が講じられている。

(5) 火災

山火事に対しては、予防と初期消火が重要であり、林野庁及び山梨県では、豊かな自然環境を保全・管理するため、市町村、地元消防団等と連携を密にして、森林保全巡視を強化している。また、国・山梨県・静岡県・関係市町村の間での連絡・協力体制を確立し、特に富士宮市と富士市を通過する「林道富士山麓線」は防火林道としての機能を備えている。また、山麓の草原地帯において行われている野焼きに関しても、延焼防止のために十分な幅の防火帯を設けるなど、防火対策を講じている。

また、神社等の建造物の火災に対しては、自動火災報知設備等の防火設備の整備や自主防火組織の整備などの対策が講じられている。

4) 来訪者及び観光の圧力

(1) 登山者・来訪者

現在、八合目以上の山頂部では年間約30万人、山麓部では年間約1,600万人の来訪者があり、増加の傾向にある。富士山における夏期登山は、富士講に加わった庶民の登拝活動に起源を持つ大衆登山の伝統を受け継いでおり、富士山の顕著な普遍的価値の重要な部分を構成している。

登山者の安全に関しては、「富士山総合指導センター(富士宮口五合目)」、「富士山衛生センター(富士宮口八合目)」、「富士山安全指導センター(吉田口六合目)」、「富士山七合目救護所(吉田口七合目)」、「富士山八合目富士吉田救護所(吉田口八合目)」が設けられている。また、富士宮口登山道及び吉田口登山道の沿道に存在するすべての山小屋には、自動体外式除細動器(AED)が設置されている。

(2) 自動車

自動車を利用して訪れる来訪者は、富士山スカイラインで年間平均約12万台、富士スバルラインで年間平均約41万台に達しており、それらの排気ガスの環境への負荷や渋滞が課題となっている。その対策として、山梨県・静岡県、関係市町村及び関係団体などが、土曜日・日曜日・休日を中心に登山道ごとに15～26日間(2011年)にわたって自家用車の通行を禁止するとともに、山麓の乗り換え駐車場と五合目駐車場との間のシャトルバス等を運行し、できる限り負荷の少ない輸送を行っている。また、山梨県では、2011年夏に、中央自動車道富士吉田線と東富士五湖道路が接続する富士吉田インターチェンジ付近に1,400台の駐車場を整備し、富士スバルライン五合目駐車場とを結ぶシャトルバスの運行を開始するなど、できる限り環境への負荷の少ない輸送を充実させる施策を講じてきた。

(3) ごみ・廃棄物

登山者・来訪者によるごみの放置に関する対策についても、課題となっている。現在、五合目以上の山中で発生するごみに関しては、国、山梨県・静岡県、関係市町村、民間団体、ボランテ

イアによる清掃作業が定期的実施されているほか、登山者に対するマナー向上及び来訪者のごみ持ち帰りの呼びかけについても功を奏しており、登山道の周辺のごみはかなり少なくなっている。

また、山麓周辺の道路沿いにおいて確認されている廃棄物の不法投棄については、国、山梨県・静岡県、関係市町村等により、道路に監視カメラを設置したり、清掃を行ったりするなどの対策を講じたりしている。

(4) し尿

し尿処理対策に関しては、2006年までに五合目から山頂にかけての区域に存在するすべてのトイレをバイオ処理方式等に改良し、富士山の環境への負荷を軽減した。個々のトイレにおいては、登山者・来訪者の増加や厳しい自然環境の中で、それぞれのトイレ管理者が適切に維持管理を行っている。

5) 資産と緩衝地帯の居住者人口

構成資産内人口： 188人
 緩衝地帯内人口： 82,455人
 合計： 82,643人
 集計年： 2011年

No.	構成資産の名称		構成資産範囲内 人口(人)	緩衝地帯内 人口(人)	合計 (人)
1	富士山		162	79,974	80,162
	1-1	山頂の信仰遺跡			
	1-2	大宮・村山口登山道(現富士宮口登山道)			
	1-3	須山口登山道(現御殿場口登山道)			
	1-4	須走口登山道			
	1-5	吉田口登山道			
	1-6	北口本宮富士浅間神社			
	1-7	西湖			
	1-8	精進湖			
	1-9	本栖湖			
2	富士山本宮浅間大社		0		
3	山宮浅間神社		0		
4	村山浅間神社		0		
5	須山浅間神社		0		
6	富士浅間神社(須走浅間神社)		0		
7	河口浅間神社		0		
8	富士御室浅間神社		0		
9	御師住宅(旧外川家住宅)		0		

1 0	御師住宅(小佐野家住宅)	1		
1 1	山中湖	0		
1 2	河口湖	0		
1 3	忍野八海(出口池)	0		
1 4	忍野八海(お釜池)	0		
1 5	忍野八海(底抜池)	0		
1 6	忍野八海(銚子池)	0		
1 7	忍野八海(湧池)	0		
1 8	忍野八海(濁池)	0		
1 9	忍野八海(鏡池)	0		
2 0	忍野八海(菖蒲池)	0		
2 1	船津胎内樹型	0		
2 2	吉田胎内樹型	0		
2 3	人穴富士講遺跡	0		
2 4	白糸ノ滝	25		
2 5	三保松原	0	2,481	2,481

5. 資産の保護と管理

a) 所有関係

各構成資産・要素の所在地及び所有者については、以下に記すとおりである。

No.	構成資産・要素の名称		所在地	所有者
1	富士山城		山梨県(富士吉田市・鳴沢村・富士河口湖町・身延町)	4法人、4機関(財務省、環境省、林野庁、気象庁)、山梨県、小山町
	1-1	山頂の信仰遺跡	静岡県(富士宮市・富士市・裾野市・御殿場市・小山町)	1法人、3機関(財務省、環境省、気象庁)
	1-2	大宮・村山口登山道 (現富士宮口登山道)	県境未確定地	1法人、林野庁
	1-3	須山口登山道 (現御殿場口登山道)		1法人、林野庁
	1-4	須走口登山道		1法人、林野庁
	1-5	吉田口登山道		6法人、個人、林野庁、山梨県、富士吉田市、富士河口湖町
	1-6	北口本宮富士浅間神社		1法人
	1-7	西湖		国土交通省
	1-8	精進湖		国土交通省
	1-9	本栖湖		1法人、国土交通省、山梨県
2	富士山本宮浅間大社		静岡県富士宮市	1法人
3	山宮浅間神社		静岡県富士宮市	1法人
4	村山浅間神社		静岡県富士宮市	2法人、富士宮市
5	須山浅間神社		静岡県裾野市	1法人、個人、裾野市
6	富士浅間神社(須走浅間神社)		静岡県小山町	1法人、小山町
7	河口浅間神社		山梨県富士河口湖町	1法人、富士河口湖町
8	富士御室浅間神社		山梨県富士河口湖町	1法人
9	御師住宅(旧外川家住宅)		山梨県富士吉田市	富士吉田市
10	御師住宅(小佐野家住宅)		山梨県富士吉田市	個人
11	山中湖		山梨県山中湖村	国土交通省
12	河口湖		山梨県富士河口湖町	3法人、国土交通省
13	忍野八海(出口池)		山梨県忍野村	財務省
14	忍野八海(お釜池)		山梨県忍野村	1法人
15	忍野八海(底抜池)		山梨県忍野村	財務省
16	忍野八海(銚子池)		山梨県忍野村	財務省
17	忍野八海(湧池)		山梨県忍野村	財務省
18	忍野八海(濁池)		山梨県忍野村	財務省
19	忍野八海(鏡池)		山梨県忍野村	財務省

20	忍野八海(菖蒲池)	山梨県忍野村	1 法人
21	船津胎内樹型	山梨県富士河口湖町	山梨県、富士河口湖町
22	吉田胎内樹型	山梨県富士吉田市	山梨県
23	人穴富士講遺跡	静岡県富士宮市	1 法人、個人
24	白糸ノ滝	静岡県富士宮市	10 法人、2 機関(国土交通省、財務省)、富士宮市
25	三保松原	静岡県静岡市	2 法人、2 機関(財務省、文部科学省)、個人、静岡県、静岡市

b) 法に基づく指定保護

資産を構成する重要文化財に指定された「記念工作物」、特別名勝、史跡、名勝又は天然記念物に指定された「遺跡」は、古社寺保存法(1897年制定)、史蹟名勝天然紀念物保存法(1919年制定)、国宝保存法(1929年制定)などの下に適切な保護が行われてきた。

また、1950年には、それらの諸法を統合・改革して文化財保護法が制定され、それ以後、現在に至るまで、個々の構成資産はこの法律の下に万全の保護措置が講じられてきた。

さらに、富士山の山体及び北側の構成資産の範囲においては、国立公園法(1936年制定)、それを改定した自然公園法(1957年制定)により、その優れた自然の風景地が保護されてきた。

また、富士山の山体資産範囲南麓の森林は17世紀以降、幕府直轄地として管理されており、それが明治政府に引き継がれて国有林となった。国有林は国有林野の経営管理に関する法律(1951年制定)に基づき保護されてきた。

各構成資産・要素の指定保護の状況については、以下に示すとおりである。

(1) 富士山城

1936年2月1日：富士箱根国立公園の指定(内務省告示第32号)

1952年10月7日：名勝富士山の指定(文化財保護委員会告示第20号)

1952年11月22日：特別名勝富士山の指定(文化財保護委員会告示第21号)

1966年10月6日：特別名勝富士山の指定地域の変更(文化財保護委員会告示第68号)

(1-1) 山頂の信仰遺跡(特別名勝及び国立公園範囲内・(1)に同じ)

2011年2月7日：史跡富士山の指定(文部科学省告示第11号)

(1-2) 大宮・村山口登山道(現富士宮口登山道)(特別名勝及び国立公園範囲内・(1)に同じ)

史跡富士山の追加指定予定

(1-3) 須山口登山道(現御殿場口登山道)(一部のみ特別名勝範囲及び国立公園範囲外、

他は(1)に同じ)

史跡富士山の追加指定予定

(1-4) 須走口登山道(特別名勝及び国立公園範囲内・(1)に同じ)

史跡富士山の追加指定予定

(1-5) 吉田口登山道(特別名勝及び国立公園範囲内・(1)に同じ)

2011年2月7日：史跡富士山の指定(文部科学省告示第11号)

(1-6) 北口本宮富士浅間神社

1907年8月28日：特別保護建造物(富士嶽神社境内東宮本殿)の指定(内務省告示第93号)

1936年2月1日：富士箱根国立公園の指定(内務省告示第32号)

1953年3月31日：重要文化財北口本宮富士浅間神社本殿の指定(文化財保護委員会告

示第59号)

1953年3月31日：重要文化財北口本宮富士浅間神社西宮本殿の指定(文化財保護委員会告示第59号)

2011年2月7日：史跡富士山の指定(文部科学省告示第11号)

(1-7) 西湖

1936年2月1日：富士箱根国立公園の指定(内務省告示第32号)

名勝富士五湖の指定予定

(1-8) 精進湖

1936年2月1日：富士箱根国立公園の指定(内務省告示第32号)

名勝富士五湖の指定予定

(1-9) 本栖湖※本栖湖からの展望面含む

1926年2月24日：天然記念物富士山原始林の指定(内務省告示第19号)

1936年2月1日：富士箱根国立公園の指定(内務省告示第32号)

2010年3月8日：天然記念物富士山原始林及び青木ヶ原樹海の指定(文部科学省告示第41号)

名勝富士五湖の指定予定

(2) 富士山本宮浅間大社

1907年5月27日：特別保護建造物浅間神社本殿の指定(内務省告示第63号)

1944年11月7日：天然記念物湧玉池の指定(文部省告示第1078号)

1952年3月29日：特別天然記念物湧玉池の指定(文化財保護委員会告示第54号)

2011年2月7日：史跡富士山の指定(文部科学省告示第11号)

(3) 山宮浅間神社

2011年2月7日：史跡富士山の指定(文部科学省告示第11号)

(4) 村山浅間神社

2011年2月7日：史跡富士山の指定(文部科学省告示第11号)

(5) 須山浅間神社

2011年2月7日：史跡富士山の指定(文部科学省告示第11号)

(6) 富士浅間神社(須走浅間神社)

2011年2月7日：史跡富士山の指定(文部科学省告示第11号)

(7) 河口浅間神社

1936年2月1日：富士箱根国立公園の指定(内務省告示第32号)

2011年2月7日：史跡富士山の指定(文部科学省告示第11号)

(8) 富士御室浅間神社

1936年2月1日：富士箱根国立公園の指定(内務省告示第32号)

1985年5月18日：重要文化財富士御室浅間神社本殿の指定(文部省告示第67号)

2011年2月7日：史跡富士山の指定(文部科学省告示第11号)

(9) 御師住宅(旧外川家住宅)

2011年6月20日：重要文化財旧外川家住宅の指定(文部省告示第95号)

(10) 御師住宅(小佐野家住宅)

1976年5月20日：重要文化財小佐野家住宅の指定(文部省告示第99号)

(11) 山中湖

1936年2月1日：富士箱根国立公園の指定(内務省告示第32号)

名勝富士五湖の指定予定

(12) 河口湖

1936年2月1日：富士箱根国立公園の指定(内務省告示第32号)

名勝富士五湖の指定予定

(13～20) 忍野八海

1934年5月1日：天然記念物忍野八海の指定(文部省告示第181号)

(21) 船津胎内樹型

1929年12月17日：天然記念物船津胎内樹型の指定(文部省告示第370号)

1936年2月1日：富士箱根国立公園の指定(内務省告示第32号)

(22) 吉田胎内樹型

1929年12月17日：天然記念物吉田胎内樹型の指定(文部省告示第370号)

1936年2月1日：富士箱根国立公園の指定(内務省告示第32号)

(23) 人穴富士講遺跡

1936年2月1日：富士箱根国立公園の指定(内務省告示第32号)

史跡富士山の追加指定予定

(24) 白糸ノ滝

1936年2月1日：富士箱根国立公園の指定(内務省告示第32号)

1936年3月6日：名勝及天然記念物白糸ノ滝の指定(文部省告示第314号)

1996年7月16日：富士箱根伊豆国立公園の公園区域の変更(白糸ノ滝周辺・環境省告示

(25) 三保松原

- 1922年3月8日名勝三保松原の指定(内務省告示第49号)
- 1951年3月6日日本平県立自然公園に指定(静岡県告示第127号)
- 1977年4月1日名勝三保松原の一部指定解除(文部省告示第44号)
- 1990年3月29日名勝三保松原の追加指定及び一部指定解除(文部省告示第31号)

c) 保護の実施手段

1) 資産

富士山の顕著な普遍的価値の保存管理は、表●に示す文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律により、確実に担保されている。また、構成資産及び枢要な要素の保存管理の方法及び現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為(以下、「現状変更等」という。)をしようとする場合の取扱いの詳細については、表●に示す法令との緊密な関係の下に定められた個別の計画(「包括的保存管理計画」の別冊に収録。)に示すとおりである。

(1) 「登拝・巡礼の場」としての保存管理を担保・実施するための法令・計画

『信仰の山』としての「登拝・巡礼の場」である山麓の神社境内(建造物群・霊場・湧水を含む。)、富士山域に分布する霊場、山頂と山麓の神社とを結ぶ登山道、その沿道に所在する山小屋、山麓に分布する一群の風穴・溶岩樹型・湖沼・滝・湧水地などの巡礼地については、文化財保護法に基づき、重要文化財・特別名勝・史跡・名勝・天然記念物に指定することにより、確実な保存管理の方法を担保している。具体的には、文化財に指定した個々の構成資産については、所有者又は文化財保護法に基づき管理団体に指定されている地方公共団体等が、保存管理計画(「包括的保存管理計画」の別冊に収録。)を策定し、確実な保存管理を実施している。

一方、個々の構成資産の文化的価値の基盤を成す自然環境及び森林については、自然公園法に基づき特別保護地区、特別地域に指定し、適切な保存管理を行っているほか、国有財産として国が自ら管理を行う国有林野の区域をも含んでおり、適切な保存管理の方法を担保している。具体的には、国が、自然公園法に基づき、富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画及び富士山地域管理計画を策定するとともに、国有林野の管理経営に関する法律に基づき、富士森林計画区地域管理経営計画及び山梨東部森林計画区地域管理経営計画を策定し、確実な保存管理の方法を実施している。

(2) 「展望景観」としての保存管理を担保・実施するための法令・計画

- ① 『芸術の源泉』としての「展望景観」を構成する富士山域、本栖湖とその湖岸にかけての地域については、文化財保護法に基づき特別名勝・史跡・名勝・天然記念物に指定するとともに、自然公園法に基づき特別保護地区、特別地域にも指定し、国有林野の管理経営に関する法律に基づき国有林として国の管理下にも置くことにより、それぞれ確実な保存管理を担保している。

具体的には、文化財に指定された個々の構成資産については、所有者又は文化財保護法に基づき管理団体に指定された地方公共団体等が、保存管理計画を策定し、展望景観としての確実な保存管理を実施している。

また、自然公園法に基づき、富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画、富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画を策定するとともに、国有林野の管理経営に関する法律に基づき、富士森林計画区域管理経営計画を策定し、展望景観としての確実な保存管理の方法を実施している。

② 『芸術の源泉』としての「展望景観」を構成する富士山城と三保松原については、文化財保護法に基づき特別名勝・史跡・名勝に指定するとともに、自然公園法に基づき特別保護地区、特別地域にも指定し、国有林野の管理経営に関する法律に基づき国有林として国の管理経営下にも置くことにより、それぞれ確実な保存管理を担保している。

具体的には、文化財に指定された個々の構成資産について、所有者又は文化財保護法に基づき管理団体に指定された地方公共団体等が、保存管理計画を策定し、展望景観としての確実な保存管理を実施している。

また、自然公園法及び静岡県自然公園条例に基づき、富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画、富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画を策定するとともに、国が国有林野の管理経営に関する法律に基づき、富士森林計画区域管理経営計画を策定し、展望景観としての確実な保存管理を実施している。

表●資産に適用される諸法令の概略(詳細は別添資料●(包括分冊)参照)

法令名	目的等	規制概要	対象となる資産	許認可等
文化財保護法	文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。 『信仰の山』を構成する山麓の神社、山頂と山麓を結ぶ登山道、山域に分布する霊場等をはじめ、『芸術の源泉』を構成する山体・展望地及び両者を結ぶ展望線などを、重要文化財・特別名勝・史跡・名勝・天然記念物に指定し、富士山の顕著な普遍的価値の保護を法的に担保している。	重要文化財、特別名勝・史跡・名勝・天然記念物等の文化財に指定された個々の構成資産又はその枢要の要素については、所有者又は文化財保護法に基づき管理団体に指定された地方公共団体等が保存管理計画を策定し、個々の文化財の立地・形態・性質に応じた保存管理の方針・方法、現状変更等の取扱基準を定めている。 詳細については別冊を参照のこと。	1富士山城 1-1 山頂の信仰遺跡 1-2 大宮・村山口登山道(現富士宮口登山道) 1-3 須山口登山道(現御殿場口登山道) 1-4 須走口登山道 1-5 吉田口登山道 1-6 北口本宮富士浅間神社 1-7 西湖 1-8 精進湖 1-9 本栖湖 2富士山本宮浅間大社 3山宮浅間神社 4村山浅間神社 5須走浅間神社 6富士浅間神社(須走浅間神社) 7河口浅間神社 8富士御室浅間神社 9御師住宅	文化庁長官の許可又は同意(許可又は同意の権限に属する事務の一部については、県又は市の教育委員会に委譲されている。)

			(旧外川家住宅) 10御師住宅 (小佐野家住宅) 11山中湖 12河口湖 13忍野八海(出口池) 14忍野八海(お釜池) 15忍野八海(底抜池) 16忍野八海(銚子池) 17忍野八海(湧池) 18忍野八海(濁池) 19忍野八海(鏡池) 20忍野八海(菖蒲池) 21船津胎内樹型 22吉田胎内樹型 23人穴富士講遺跡 24白糸ノ滝 25三保松原	
自然公園法	<p>優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>『芸術の源泉』を構成する富士山・展望地点及び両者を結ぶ展望線などを、富士箱根伊豆国立公園の「特別保護地区」又は「特別地域」に指定されており、富士山の顕著な普遍的価値の保護を法的に担保している。</p>	<p>富士箱根伊豆国立公園の保護と適正な利用を行うために、富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画を定めている。公園計画に基づき、国立公園内の施設の種類・配置、規制の強弱等を定めている。</p> <p>また、富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画を定めており、この計画に基づき、国立公園内の風致景觀の保護や利用の方針を定めている。</p> <p>詳細については別冊を参照のこと。</p>	1富士山城 1-1 山頂の信仰遺跡 1-2 大宮・村山口登山道 (現富士宮口登山道) 1-3 須山口登山道 (現御殿場口登山道) 1-4 須走口登山道 1-5 吉田口登山道 1-6 北口本宮富士浅間神社 1-7 西湖 1-8 精進湖 1-9 本栖湖 8富士御室浅間神社 11山中湖 12河口湖 22吉田胎内樹型 24白糸ノ滝	環境大臣 又は県知事の許可(特別保護地区・特別地域)
国有林野の管理経営に関する法律	<p>国有林野の管理経営に関する計画を明らかにするとともに、</p>	<p>国有林野の適切な管理経営を目的として、国有林野の管理経営</p>	1富士山城 1-2 大宮・村山口登山道 (現富士宮口登山道)	管理経営 基本計画は農林水産大

	<p>適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。</p> <p>『芸術の源泉』を構成する富士山・展望地及び両者を結ぶ展望線などは国有林の範囲に含まれ、国有林野の管理経営に関する基本計画の下に適切な森林の管理経営を実施していることから、富士山の顕著な普遍的価値の保存管理を担保している。</p>	<p>に関する基本計画(「管理経営基本計画」)を定めている。</p> <p>また、管理経営基本計画に即して、森林計画区別に、国有林野の管理経営に関する計画(「地域管理経営計画」)を定めている。</p> <p>当該構成資産に含まれる国有林野においては、「富士森林計画区地域管理経営計画」及び「山梨東部森林計画区地域管理経営計画」を策定し、人工林の適切な整備等の管理を行っている。</p> <p>詳細については別冊を参照のこと。</p>	<p>1-3 須山口登山道 (現御殿場口登山道)</p> <p>1-4 須走口登山道</p> <p>1-5 吉田口登山道</p>	<p>臣が定める。</p> <p>地域管理経営計画は森林管理局長が定める。</p>
--	--	--	--	---

2) 緩衝地帯

(1) 設定の考え方

緩衝地帯は、『信仰の山』としての「登拝・巡礼」及び『芸術の源泉』としての「展望景観」の2つの側面から導き出される富士山の顕著な普遍的価値に対して、物理的又は景観上の負の影響が想起し得る範囲を対象として、以下に記す6点を考慮しつつ設定した。

- a. 富士山を中心として、山麓に点在する浅間神社・御師住宅・湖沼等の一群の構成資産の一体性を確保できること。
- b. 三保松原からの富士山に対する展望景観を保全するために、南麓の広い範囲を緩衝地帯とすること。
- c. 各構成資産の直近の地域においては、「登拝・巡礼の場」又は「展望地点」としての相応しい地形・植生・水脈を維持できるとともに、構成資産の内側から外側に対する良好な展望をも確保できること。
- d. 神社境内・登山道の周辺においては、富士山の山頂・稜線に対する展望に十分配慮すること。
- e. 構成資産以外の神社境内及び文化財保護法に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」で、富士山信仰に関連するものが分布する範囲を含むこと。
- f. 市街地・道路などの土地利用形態の境界、行政界、各種法令等による境界、道路等の地形・地物の位置など、容易に境界線を認知できること。

(2) 保全の方法

緩衝地帯における環境変化、自然災害、来訪者及び観光の側面からの保全は、表●に示す法令等により、確実に担保されている。また、現状変更等をしようとする場合の取扱いの詳細については、表●に示す法令等との緊密な関係の下に定められた個別の計画(「包括的保存管理計画」の別冊に収録。)に示すとおりである。また、緩衝地帯において特に留意すべき民間及び公共施設整備の側面からの保全の方法について記す。

緩衝地帯における道路整備事業や下水道事業などの都市基盤整備事業については沿道景観の改善、交通諸問題の解消等にも配慮しつつ、登拝・巡礼の場である構成資産及び展望地点・展望景観の両面における負の影響が生じないよう十分な留意の下に、線形・意匠・工法等について検討する。

また、道路整備事業と並行して電柱・電線の地中化を進め、資産の風致景観にも十分配慮した道路施設・看板等の改善を行う。

さらに、ホテル等の観光施設の建設については、高さ、建物の大きさ等の基準を設けるなど、資産へ負の影響を及ぼさないよう、景観に配慮する。

(3) 法令等による保全

緩衝地帯の全域に対しては、文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律をはじめ、景観法(及び同法に基づく景観条例・景観計画)、都市計画法(及び同法に基づく地域地区)、海岸法、及び山梨県・静岡県、関係市町村が定める条例等を適用し、資産の周辺環境として万全な法的保護措置を担保している。

表● 緩衝地帯に適用される諸法令等の概略(詳細は別添資料●(包括分冊)参照)

法令名	目的	規制概要	許認可等
文化財保護法	文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。 『信仰の山』を構成する山体、『芸術の源泉』を構成する展望地などの周辺環境の一部を、史跡・名勝・天然記念物の指定地に含めており、緩衝地帯としての景観・環境の保全を法的に担保している。	重要文化財、特別名勝・史跡・名勝・天然記念物等の文化財に指定された個々の構成資産又はその枢要の要素については、所有者又は文化財保護法に基づき管理団体に指定された地方公共団体等が保存管理計画を策定し、個々の文化財の立地・形態・性質に応じた保存管理の方針・方法、現状変更等の取扱基準を定めている。 詳細については別冊を参照のこと。	文化庁長官の許可又は同意(許可又は同意の権限に属する事務の一部については、県又は市の教育委員会に委譲されている。)
自然公園法	優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに	富士箱根伊豆国立公園の保護と適正な利用を行うために、富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画を定	環境大臣又は県知事の許可(特別保護地区・特別地域)、届出(普通地域)

	<p>に、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>『信仰の山』を構成する山麓の神社、山頂と山麓を結ぶ登山道、山域に分布する霊場など、『芸術の源泉』を構成する山体・展望地及び両者を結ぶ展望線などの周辺環境の一部を、富士箱根伊豆国立公園の「特別保護地区」、「特別地域」又は「普通地域」に指定しており、緩衝地帯としての景観・環境の保全を法的に担保している。</p>	<p>めている。公園計画に基づき、国立公園内の施設の種類・配置、規制の強弱等を定めている。</p> <p>また、富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画を定めており、この計画に基づき、国立公園内の風致景観の保護や利用の方針を定めている。</p> <p>詳細については別冊を参照のこと。</p>	
<p>国有林野の管理経営に関する法律</p>	<p>国有林の管理経営に関する計画を明らかにするとともに、適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。</p> <p>国有林においては、国が森林の適切な管理経営の事業を実施しており、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。</p>	<p>国有林野の適切な管理経営を目的として、国有林野の管理経営に関する基本計画（「管理経営基本計画」）を定めている。</p> <p>また、管理経営基本計画に即して、森林計画区別に、国有林野の管理経営に関する計画（「地域管理経営計画」）を定めている。</p> <p>当該緩衝地域の国有林野においては、「富士森林計画区地域管理経営計画」を策定し、人工林の適切な整備等の管理を行っている。</p> <p>詳細については別冊を参照のこと。</p>	<p>管理経営基本計画は農林水産大臣が定める。</p> <p>地域管理経営計画は森林管理局長が定める。</p>
<p>景観条例及び景観計画（景観法に基づく）</p>	<p>各市町村の優れた景観の保全・整備を図ることを目的とする。</p> <p>『信仰の山』を構成する霊地などの周辺環境を、各市町村が景観法に基づく景観計画において景観計画区域に含め、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保してい</p>	<p>建築物・工作物の新築・改築・増築等、木竹の伐採、土地の形質変更等について、届出対象及び届出対象行為の景観形成基準を定めている。</p>	<p>忍野村長・静岡市長・富士宮市長・富士市長への届出</p>

	る。		
都市計画法	<p>都市の健全な発展と秩序ある整備を図っていくことを目的とする。</p> <p>『信仰の山』を構成する霊場(須山浅間神社・富士浅間神社)の周辺環境のほとんどは市街化調整区域であり、開発行為が制限され、環境の保全を担保している。</p> <p>『芸術の源泉』を構成する展望地(三保松原)の周辺環境については、自然緑地景観の保全、ゆとりとうるおいのある住宅地としての土地利用を適切に維持し、地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導している。</p>	都市計画区域における開発行為等の許可基準を定めている。	静岡県知事(静岡市を除く範囲)・静岡市長(特定行政庁)の許可
山梨県風致地区条例	<p>都市における風致の維持を目的とする。</p> <p>『信仰の山』を構成する霊地としての湧水(忍野八海(出口池))の周辺環境については、都市計画法に基づく風致地区条例により「忍野風致地区」に指定し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。</p>	工作物・建築物の新築・増築・改築、宅地の造成、土地の形質変更、木竹の伐採等の行為については、許可が必要であることを定めている。	忍野村長の許可
海岸法	<p>海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全や適正な利用を図ることを目的とする。</p> <p>『芸術の源泉』を構成する展望地(三保松原)の周辺環境については、海岸法に基づき海浜を適切に維持しており、緩衝地帯としての景観・環境の保全を法的に担保している。</p>	土石を採取すること、水面又は公共海岸の土地以外の土地に他の施設等を新設又は改築すること、土地を掘削、盛土、切土すること等の行為については、海岸管理者の許可が必要であることを定めている。	海岸管理者である静岡県知事の許可

自主条例	<p>優れた景観の保全・創造を図ることをはじめ、富士山の優れた文化的な景観を次世代へと引き継ぐことを目的とする。</p> <p>『信仰の山』を構成する山体、霊場(御師住宅)の周辺環境については、山梨県景観条例、富士吉田市富士山世界文化遺産候補条例に基づき、住宅地としての建築物等の外観を維持し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。</p>	<p>建築物・工作物の新築・改築・増築等のうち一定規模を超えるものについて、届出の対象とする行為の基準、届け出た場合に求めるべき基準(位置・形態・色彩・意匠等)を定めている。</p>	山梨県知事・富士吉田市長への届出
土地利用事業指導要綱	<p>土地利用事業の施行に関し、事業実施者に適正な指導を行うことを目的とする。</p> <p>『信仰の山』を構成する霊場(須山浅間神社、富士浅間神社)の周辺環境については、地方公共団体が定める各々の土地利用事業指導要綱に基づき、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。</p>	<p>土地利用事業のうち、一定規模を超えるものについて、対象とする事業及び承認の基準を定めている。</p>	御殿場市長・裾野市長・小山町長の承認

3) 保全管理区域

(1) 設定の考え方

資産及び緩衝地帯の外側に富士山の顕著な普遍的価値の保存に直接的には関係しない範囲を対象として、保全管理区域を設定した。保全管理区域は、国・山梨県・市町村・地元団体・所有者等が自主的な管理に努め、以て資産の保護に資する役割を持つ。保全管理区域として、以下の2地域を設定する。

① 富士吉田市等市街地・忍野村集落地域

富士吉田市の市街地に位置する御師住宅及び忍野村の集落に接している忍野八海の周辺地域については、概ね周囲の一街区の範囲を対象として緩衝地帯を設定し、その外側の市街地又は集落地域の広い範囲を対象として保全管理区域を定める。

② 演習場等

富士山域に隣接する演習場等については、土地利用形態の性質から保全管理区域とする。

(2) 保全の方法

保全管理区域における環境変化、自然災害、来訪者及び観光、民間および公共施設整備の側

面からの保全是、表●に示す条例等により、確実に担保されている。また、現状変更等をしようとする場合の取扱いの詳細については、表●に示す条例等との緊密な関係の下に定められた個別の計画(「包括的保存管理計画」の別冊に収録。)に示すとおりである。また、管理区域において特に留意すべき民間および公共施設整備及び演習場等の側面からの保全の方法について記す。

①公共施設整備等

保全管理区域においては、ゴミ処理施設などの生活利便施設の建設などの事業が計画されている。こうした施設の建設に当たっては、展望景観に負の影響が生じないように、意匠・高さ・色彩などについて調整を行う。

②演習場等

演習場内の多くは、地元住民団体による採草等の土地利用の慣行がある場所であったが、北富士演習場及び東富士演習場として使用されている現在においても地元住民団体に所属する地域住民の立ち入りが許容されており、採草等の行為は現在もなお継続的に行われている。したがって、演習場等としての利用は、そのような伝統的な土地利用形態の継続を前提として行われてきたのであり、結果的に無秩序な開発から当該地域を護る重要な役割をも果たしてきた。

演習場内で行われる実弾射撃を含む行為は日本国の防衛上の観点から必要なものとされている。この行為は、富士山の『信仰の山』の観点から重要な意味を持つ登山行為に対して負の影響を与えるものではない。また、『芸術の源泉』の観点から重要な意味を持つ2つの展望地点である本栖湖西北岸及び三保松原から演習場等は視認できないため、演習場等の存在は富士山に対する展望景観に対しても、負の影響を与えてはいない。加えて、上述のように、伝統的な土地利用の一環として、山梨県をはじめ、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合、東富士入会組合、関係入会組合、土地所有者である財産区・法人など長年の実績を有する地元住民団体による採草や森林施業等の活動も行われており、資産・緩衝地帯の周辺環境は良好に保全されている。

(3)法令等による保全

①富士吉田市等市街地・忍野村集落地域

富士吉田市等の市街地及び忍野村の集落地においては、都市基盤整備等の事業が行われており、今後とも同様の開発が計画されている。この地域に対しては、山梨県景観条例及び忍野村景観条例等を適用し、自発的な保全措置を講じることとする。

②演習場等

演習場等の土地においては、地元住民団体による採草等の土地利用の慣行を前提として、日本国にとって防衛の観点から必要なものとされる演習場等としての利用が、結果的に無秩序な開発から当該地域を護る重要な役割を果たしてきた。したがって、資産及び緩衝地帯との一体的な保全を継続するためには、今後とも現在の土地利用形態に基づくことが必要である。

表●保全管理区域に適用される諸法令等の概略

法令名	目的	規制概要	許認可等
忍野村景観条例及び景観計画 (景観法に基づく)	忍野村内に存在する豊富な景観資源を保全・活用し、良好な景観を創出することにより、快適な生活環境の創出と地域の活性化を図り、優れた景観や文化を次世代に継承することを目的とする。 『信仰の山』を構成する霊地(忍野八海)の周辺環境は、忍野村景観条例及び景観計画に基づき保全されている。	建築物・工作物の新築・増築・改築、木竹の伐採、土地の形質変更等の行為の中から、届出の対象とする行為の基準、届け出た場合に求めるべき景観形成基準を定めている。	忍野村長への届出
山梨県景観条例	かけがえのない自然や貴重な歴史的・文化的資産を取り巻く景観を後世に継承するとともに、県民にとって魅力ある景観を創造することが、快適な環境を形成するうえで極めて重要であることに鑑み、景観形成に関し必要な事項を定めることにより、優れた景観の保全・創造を図り、以て個性豊かで潤いのある県土の実現に資することを目的としている。 『信仰の山』を構成する富士山北麓(富士吉田市域)の霊地などの周辺環境は、山梨県景観条例に基づき保全されている。	建築物・工作物の新築・増築・改築等のうち、一定の規模を超えるものについて、届出の対象とする基準(高さ・面積)を定めるとともに、届け出た場合に求めるべき景観形成基準(位置・形態・色彩・意匠等)を定めている。	県知事への届出
土地利用事業指導要綱	土地利用事業の施行に関し、事業実施者に適正な指導を行うことを目的とする。 『信仰の山』を構成する霊場(須山浅間神社、富士浅間神社)の周辺環境については、地方公共団体が定める各々の土地利用事業指導要綱に基づき、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	土地利用事業のうち、一定規模を超えるものについて、承認の対象とする事業の基準を求めている。	御殿場市長・裾野市長の承認

資料● 推薦資産及び緩衝地帯の範囲図

推薦資産及び緩衝地帯の範囲及び法的保護区分図

推薦資産の範囲及び法的保護区分図

d) 推薦資産が所在する市町村・県に関する諸計画

計画名称	主体	策定年等
① 総合計画		
チャレンジ山梨行動計画	山梨県	2007年12月策定
山梨県社会資本重点整備計画(第二次)	山梨県	2009年3月策定
静岡県総合計画	静岡県	2011年3月策定
第5次富士吉田市総合計画	富士吉田市	2008年3月策定
第一次身延町総合計画	身延町	2007年3月策定
西桂町第4次長期総合計画	西桂町	2011年3月策定
第5次忍野村総合計画	忍野村	2008年4月策定
山中湖第4次長期総合計画	山中湖村	2010年5月策定
鳴沢村第4次長期総合計画	鳴沢村	2007年3月策定
第1次富士河口湖町総合計画	富士河口湖町	2008年8月策定
第一次静岡市総合計画	静岡市	2005年3月策定
第4次富士宮市総合計画	富士宮市	2006年3月策定
第五次富士市総合計画	富士市	2011年3月策定
第三次御殿場市総合計画	御殿場市	2001年策定
第四次裾野市総合計画	裾野市	2011年3月策定
第三次小山町総合計画	小山町	2001年3月策定
② 自然・環境関係		
富士山総合環境保全対策基本指針	山梨県	1998年3月策定
富士山総合環境保全指針	静岡県	1996年3月策定
山梨県環境基本計画	山梨県	2005年2月策定
やまなし森林・林業基本計画	山梨県	2004年2月策定
第2次県有林管理計画	山梨県	2006年4月策定
地域森林計画(山梨県東部森林計画区)	山梨県	2008年4月策定
地域森林計画(富士川中流森林計画区)	山梨県	2009年4月策定
静岡県森林共生基本計画	静岡県	2007年3月策定
地域森林計画(富士地域森林計画)	静岡県	2011年4月策定
地域森林計画(静岡地域森林計画)	静岡県	2010年4月策定
③ 都市計画区域マスタープラン及び市町村都市計画マスタープラン		
山梨県都市計画マスタープラン	山梨県	2010年3月策定
富士北麓都市計画区域マスタープラン(富士吉田市、西桂町、山中湖村及び富士河口湖町の一部、忍野村の全域)	山梨県	2011年3月策定
岳南広域都市計画区域マスタープラン(富士市、富士宮市)	静岡県	2011年3月策定
静岡都市計画区域マスタープラン(静岡市)	静岡県	2010年12月策定
御殿場小山広域都市計画区域マスタープラン(御殿場	静岡県	2010年12月策定

市、小山町)		
裾野都市計画区域マスタープラン(裾野市)	静岡県	2010年12月策定
富士川都市計画区域マスタープラン(富士市(旧富士川町))	静岡県	2006年2月策定
富士吉田市都市計画マスタープラン	富士吉田市	2002年3月策定
山中湖村都市計画マスタープラン	山中湖村	2004年3月策定
富士河口湖町都市計画マスタープラン	富士河口湖町	2010年12月策定
静岡市都市計画マスタープラン	静岡市	2006年2月策定
富士宮市都市計画マスタープラン	富士宮市	2002年3月策定
富士市都市計画マスタープラン	富士市	2004年3月策定
御殿場市都市計画マスタープラン	御殿場市	2008年3月策定
裾野市都市計画マスタープラン	裾野市	2010年12月策定
小山町都市計画マスタープラン	小山町	2002年3月策定
④ 防災関係		
山梨県地域防災計画	山梨県	2009年12月策定
静岡県地域防災計画	静岡県	2008年6月改訂
地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画(第三次五箇年計画)	静岡県	2006年策定
富士吉田市地域防災計画	富士吉田市	2010年3月策定
身延町地域防災計画	身延町	2006年3月策定
西桂町地域防災計画	西桂町	2009年3月策定
山中湖村地域防災計画	山中湖村	2007年3月策定
鳴沢村地域防災計画	鳴沢村	2009年策定
富士河口湖町地域防災計画	富士河口湖町	2009年3月策定
静岡市地域防災計画	静岡市	2009年2月改訂
富士宮市地域防災計画	富士宮市	2008年度改訂
富士市地域防災計画	富士市	2011年3月改訂
御殿場市地域防災計画	御殿場市	2008年度改訂
裾野市地域防災計画	裾野市	2011年3月改訂
小山町富士山火山防災マップ	小山町	2004年策定

e) 資産の保存管理計画又はその他の保存管理体制

資産のうち、重要文化財・特別名勝・史跡・名勝・天然記念物に指定されている範囲については、1919年に制定された史蹟名勝天然記念物保存法及び1950年以降においては文化財保護法に基づく段階的な指定により保護措置がとられ、所有者又は文化財保護法に基づき管理団体に指定されている地方公共団体等が保存管理計画を策定し、確実な保存管理を実施している。

これらと重複する範囲を持つ国立公園に指定された区域については1931年に制定された国立公園法及び1957年以降においては自然公園法により保護措置が取られ、環境省が公園計画及び地域管理計画を策定し、これに基づいて公園事業が行われている。

また、これらと重複する範囲を持つ国有林においては、1951年に国有林野の管理経営に関する法律に基づき林野庁(森林管理局長)が定める地域管理経営計画により適切な森林の経営管理と保護を行っている。

さらに、2011年●月には、資産を構成する重要文化財・特別名勝・史跡・名勝・天然記念物、国立公園、国有林と緩衝地帯・保全管理区域について、文化庁、環境省、林野庁、山梨県・静岡県、及び関係市町村が地元の土地所有者及び管理者等の関係者との調整の下に資産及び緩衝地帯・保全管理区域の全体を対象とする包括的保存管理計画を策定し、保存管理全体の整合を図り、これに基づいた保存管理を2011年●月より実施する。

上記の資産全体を対象とする包括的保存管理計画の全文については、本推薦書付属資料一●として添付している。

1) 保存管理計画

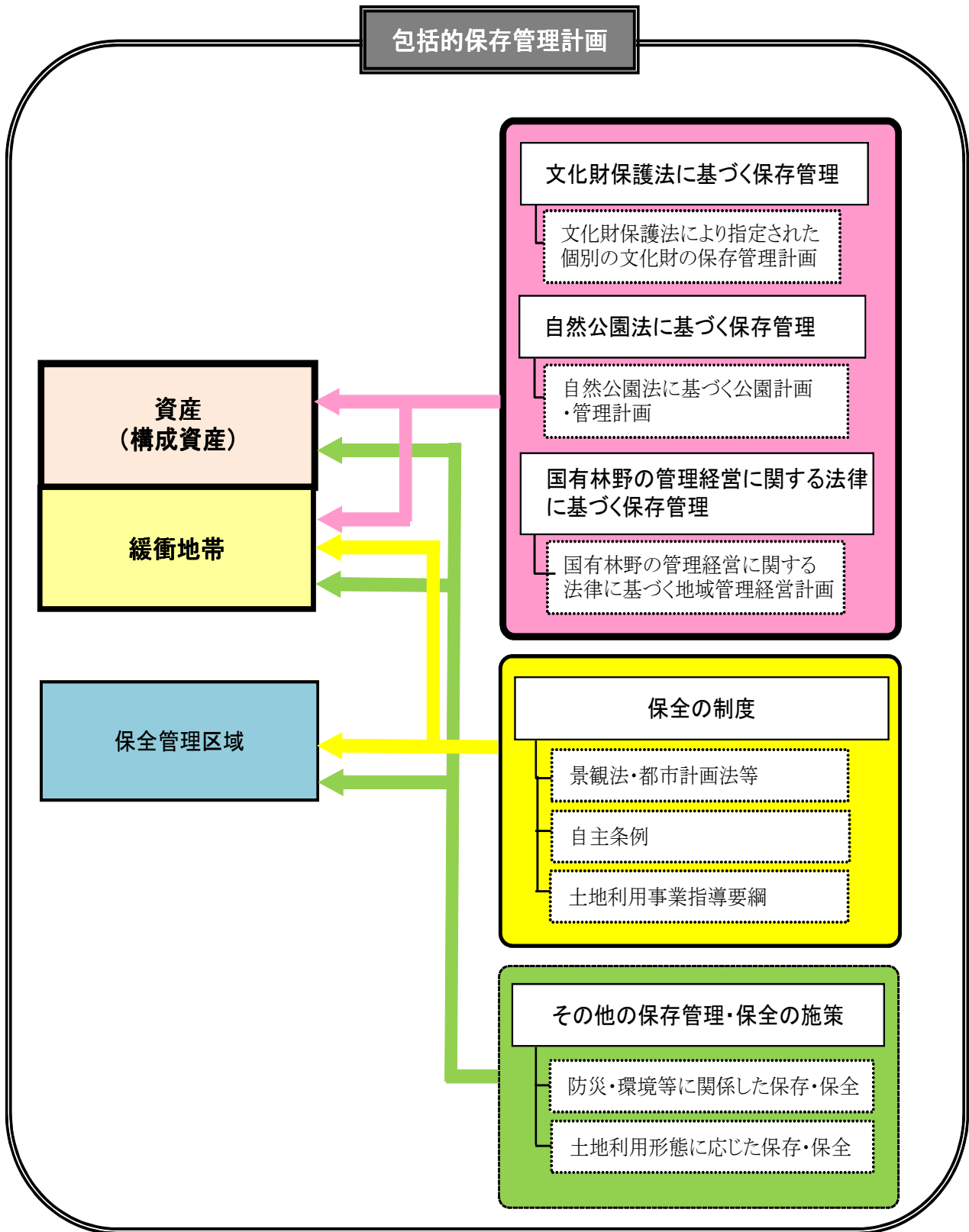
富士山は、富士山域をはじめ、山麓に所在する浅間神社・御師住宅、霊地・巡礼地である風穴・溶岩樹型・湖沼・滝・湧水、顕著な普遍的意義を持つ芸術作品を生み出す源泉となった展望地点及びその展望景観の範囲から構成される。これらの複数の部分から成る資産を一体として保存し、その顕著な普遍的価値を次世代へと継承するためには、その全体を包括的に保存管理するための基本方針・方法等を定めることが必要である。そのため、資産のみならず、その周辺環境を対象として、包括的保存管理計画を策定した。包括的保存管理計画に定める基本方針は、次の6点である(別添参考資料●)。

- (1) 顕著な普遍的価値の保存管理
- (2) 周辺環境の一体的な保全
- (3) 経過観察の実施
- (4) 整備・公開・活用の促進
- (5) 体制の整備・運営
- (6) 行動計画の策定・実施

包括的保存管理計画の策定に当たっては、資産の顕著な普遍的価値を保存管理する上で根拠となる文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律、それらと緊密な関係の下に定められた個別の計画を保存管理の中心として、資産の周辺環境を保全する上で根拠となる法令又は各種制度等との整合性をも十分考慮することとした。

本計画と各法令・計画等との関係については、図●に示すとおりである。また、文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律との緊密な関係の下に定められた個別の計画の名称一覧については、表●に示すとおりである。これら個々の計画等を要約したものについては、別添の包括的保存管理計画に示すとおりである(別添参考資料●)。

図● 包括的保存管理計画と個々の法律・計画等との関係



表● 文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律に関連する計画

計画名称	主体	策定年等
① 文化財保護法関係		
特別名勝富士山保存管理計画	山梨県	2006年3月改訂
特別名勝富士山保存管理計画	静岡県	2006年10月策定
史跡富士山保存管理計画	山梨県	2011年●月策定
史跡富士山保存管理計画	静岡県	2011年●月策定
重要文化財北口本宮富士浅間神社保存活用計画	富士吉田市	2010年3月策定
重要文化財富士御室浅間神社本殿保存活用計画	富士河口湖町	2010年3月策定
名勝富士五湖(河口湖、西湖、精進湖)保存管理計画	富士河口湖町	2011年●月策定
名勝富士五湖(本栖湖)保存管理計画	山梨県	2011年●月策定
重要文化財小佐野家住宅保存活用計画・重要文化財旧外川家住宅保存活用計画	富士吉田市	2011年●月改訂
名勝富士五湖(山中湖)保存管理計画	山中湖村	2011年●月策定
天然記念物忍野八海保存管理計画	忍野村	2011年3月策定
富士河口湖町内国天然記念物溶岩洞穴等保存管理・整備活用計画	富士河口湖町	2010年3月策定
天然記念物吉田胎内樹型保存管理計画	富士吉田市	2010年3月策定
白糸ノ滝保存管理計画	富士宮市	2010年3月改訂
名勝三保松原保存管理計画	静岡市	2011年3月改訂
② 自然公園法関係		
富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画	環境省	2006年3月改訂
富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画	環境省	2000年1月策定
③ 国有林野の管理経営に関する法律関係		
山梨東部森林計画区地域管理経営計画	林野庁	2009年4月策定
富士森林計画区地域管理経営計画	林野庁	2011年4月策定

2) 保存管理体制

包括的保存管理計画に定めた基本方針に基づき、文化庁、環境省、林野庁、防衛省、山梨県・静岡県、及び関係市町村は、広範囲にわたる富士山の資産、緩衝地帯、及び保全管理区域を一体的に管理するため、「富士山世界遺産協議会(仮称)」及び「山梨県世界遺産協議会(仮称)」・「静岡県世界遺産協議会(仮称)」を設置するとともに、富士山世界遺産協議会(仮称)を運営する「連絡調整会議(仮称)」を設置し、本計画に定めた事項を確実に実施していくための体制を整備した。また、山梨県世界遺産協議会(仮称)及び静岡県世界遺産協議会(仮称)においては、必要に応じて、行政、各種団体、資産所有者、地元 NPO 法人、住民代表者等で、ワーキンググループを設置し、十分な連携及び課題の検討を行う予定である。

また、富士山世界遺産協議会(仮称)に対しては、学識経験者が助言者として参加する「富士山学術委員会(仮称)」が、学術的な観点からの報告・助言を行い、全国、山梨県・静岡県にまたがり活動する団体を「連携機関」とし、支援や助言を得ることとしている。

各主体の役割は以下のとおりである。

a. 富士山世界遺産協議会(仮称)

監督権限を有する関係行政機関の長により構成され、保存管理と活用に関する重要事項についての協議・決定を行う最高意思決定機関としての役割を持つ。

b. 山梨県世界遺産協議会(仮称)

国、山梨県、山梨県内関係市町村、地元 NPO 法人、地元住民等により構成され、包括的保存管理計画に掲げる山梨県及び山梨県内関係市町村等の事業の進行管理等を行う。

c. 静岡県世界遺産協議会(仮称)

国、静岡県、静岡県内関係市町、地元 NPO 法人、地元住民等により構成され、包括的保存管理計画に掲げる静岡県及び静岡県内関係市町等の事業の進行管理等を行う。

d. 連絡調整会議(仮称)

国、山梨県・静岡県により構成され、山梨県世界遺産協議会(仮称)と静岡県世界遺産協議会(仮称)からの報告を受け、富士山世界遺産協議会(仮称)の運営を行う。

e. 富士山学術委員会(仮称)

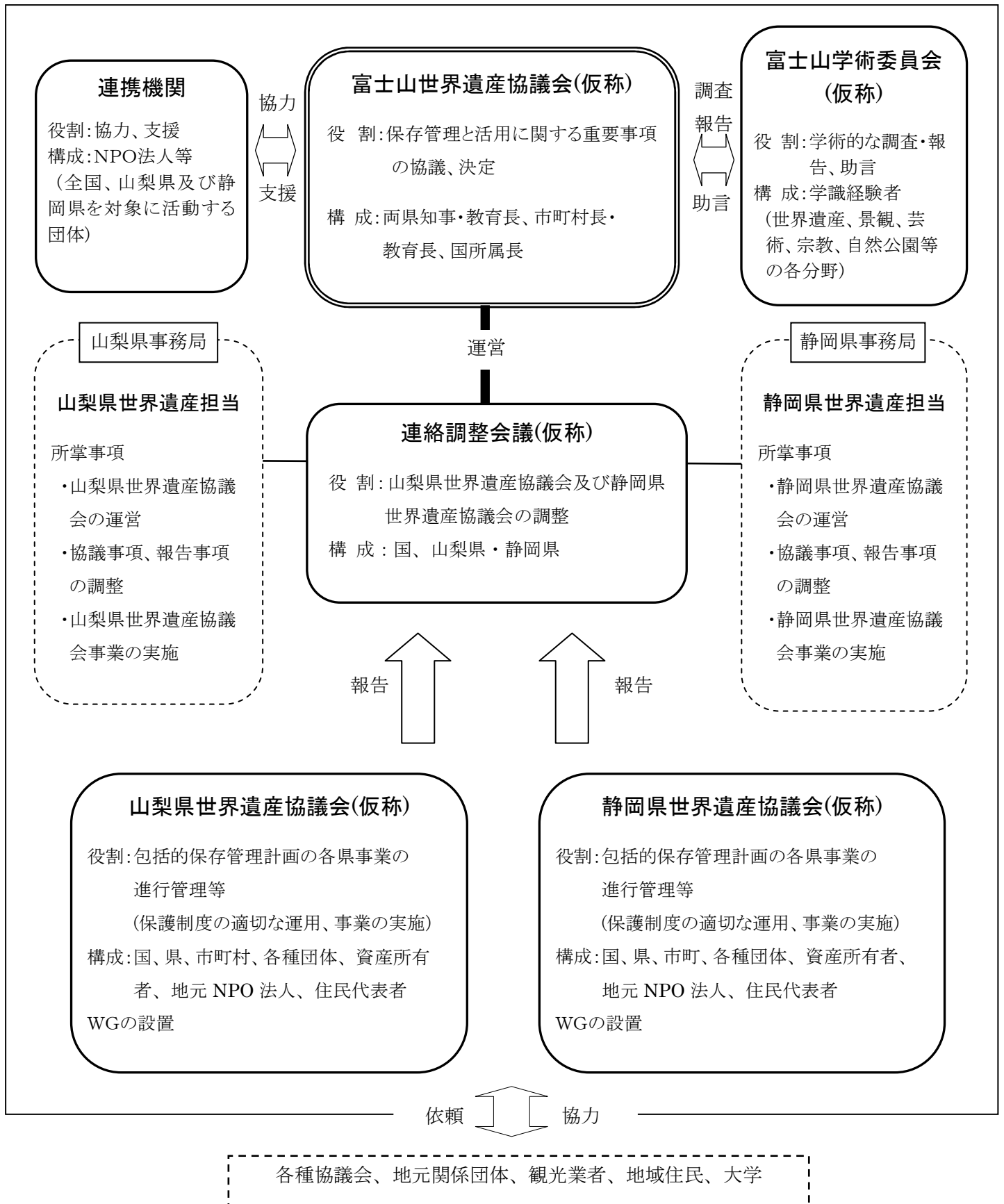
国内の大学及びイコモス会員等の研究者・専門家からなり、学術的な見地から保存管理と活用を図るため、富士山世界遺産協議会(仮称)の求めに応じ、専門的な立場から調査報告・助言を行う。

f. 連携機関

広く富士山の保全や活用、研究などに取り組む NPO 法人や各種団体からなり、県内外の多くの人たちから、保存と活用に関する取り組みへの協力や支援を得る。

この体制の下、各種事業を持続的に実施するために、「富士山世界遺産協議会(仮称)」を頂点とする組織・運営体制において定期的に点検を行い、事業の実績・実態に応じて行動計画の修正を行う。また、各種事業の実施に当たっては、地域住民と行政との間で連携・協働を進める。

図● 「富士山」に係る保存管理の組織体制図



f) 財源及び財政的水準

構成資産又は構成要素である文化財の管理については、それぞれの所有者又は管理団体が行っている。特に「記念工作物」の修理を行う場合には、小修理その他特別な場合を除いて国が必要に応じて経費の50～85%の補助金を交付している。「遺跡」である特別名勝、史跡、名勝、天然記念物において発掘調査・修理・整備の事業を行う場合にも、国が必要に応じて経費の50%の補助金を交付している。これらの国の補助金に併せて、山梨県・静岡県は国の補助金相当額を控除した額の50%に相当する額以内の補助金を交付し、文化財の管理団体となっている所在の県又は市町村が残額を負担する予定である。

また、重要文化財、特別名勝、史跡、名勝、天然記念物において、それぞれ防災施設等を設置する事業についても、同様の比率の下に経費の補助を行うこととしている。

なお、上記の補助金とは別に、2006年より構成資産の整備活用及び保護に関する教育プログラムのための基金を設けており（「富士山基金」）、基金には国内の経済界を中心に民間からの資金提供も行われている。

g) 保全及び保存管理の技術における専門的知識及び研修

資産の文化財としての保存管理については、文化財保護法に基づき所有者(宗教法人を含む)をはじめ、山梨県教育委員会・静岡県教育委員会及び各史跡等の管理団体に指定された各市町村教育委員会が行っている。

山梨県、静岡県においては、関係市町村と緊密に情報交換を行い、資産の保存管理に関して連携を取っている。また、山梨県埋蔵文化財センター、山梨県立博物館及び静岡県埋蔵文化財センター、それぞれの組織内に文化財の高度な保存・管理技術を持つ専門職員及び技術者を配置し、市町村が行う保存管理に対して適切な技術的支援を行っている。

さらに、重要文化財、特別名勝、史跡、名勝、天然記念物を維持するための措置として、簡単な修理又は復旧を行う場合は、事前の届出に基づき、文化庁が適切な技術的指導を行っており、管理技術の水準は極めて高く保たれている。これらの指導の体制については、今後とも継続・強化を図る。

資産の国立公園としての保存管理については、環境省関東地方環境事務所、富士五湖自然保護官事務所、沼津自然保護官事務所に配置された資産の保全管理に必要な自然保護制度や保護管理技術に精通した職員が、自然公園法をはじめとする関係法令等に基づく許認可業務等を行っている。

資産範囲の国有林については、関東森林局、静岡森林管理署に配置された森林等の保全管理に必要な制度や技術に精通した職員が、国有林野の管理経営に関する法律等の関係法令に基づいて国有林を適切に管理するとともに、関連する業務の遂行に当たり、必要な専門的助言を行っている。

また、文化庁・環境省・林野庁(・国土交通省)においては、国内の世界遺産の保存管理に関する情報をはじめ、各国における世界遺産の保存管理状況などに関する情報の収集及び周知に努めている。

資産の見回りや清掃等の日常的な維持管理については、山梨県教育委員会・静岡県教育委員会から囑託された文化財保護指導委員のほか、地域住民・民間団体・管理団体が協働して積極的に行っている。

表● 技術者の資質向上のために行われているおもな研修

h) 来訪者の施設と統計

構成資産の大部分は、周囲に展開する景勝地とともに日本を代表する優れた名所として国内のみならず海外に広く知られており、夏季の登山をはじめとして四季折々の自然の姿を求めて来訪する観光客でにぎわい、現在も国内有数の観光地となっている。

表● 富士山への登山者数の推移(各登山口八合目登山者数)

単位：人

	山梨県	静岡県				合計
	吉田口	富士宮口	御殿場口	須走口	県計	
2005年	108,247	57,962	8,667	25,416	92,045	200,292
2006年	119,631	61,611	9,232	30,536	101,379	221,010
2007年	132,980	54,011	11,157	33,394	98,562	231,542
2008年	172,369	64,034	16,624	52,323	132,981	305,350
2009年	169,217	67,590	11,390	43,861	122,841	292,058
2010年	184,320	78,614	9,845	48,196	136,655	320,975

※環境省八合目赤外線カウンター(2010年：御殿場口は14日間データ取得できず)

表● 富士山への来訪者数の推移(7・8月における各登山口五合目への入れ込み数推計)単位：人

	山梨県	静岡県				合計
	吉田口(年間)	富士宮口	御殿場口	須走口	県計	
2000年		252,100	25,512	81,157	358,769	
2001年		269,560	29,635	85,692	384,887	
2002年		288,410	20,617	112,613	421,640	
2003年	1,484,893	170,976	21,174	98,652	290,802	1,775,695
2004年	1,726,207	269,224	25,834	118,691	413,749	2,139,956
2005年	1,471,616	166,347	20,600	106,952	293,899	1,765,515
2006年	1,777,889	217,400	21,290	97,407	336,097	2,113,986
2007年	2,008,409	365,249	18,320	101,246	484,815	2,493,224
2008年	2,140,931	420,206	21,002	118,111	559,319	2,700,250
2009年	2,226,462	189,894	22,244	118,651	330,789	2,557,251
2010年		212,868	25,968	121,607	360,443	

※「山梨県観光客動態調査」(山梨県)

※富士宮市観光協会、御殿場市商工観光課、小山町産業観光課の統計(静岡県)

表● 主な構成資産の来訪者数の推移(推計等)

単位：人

	富士吉田・河口湖・三ヶ峠周辺	本栖湖・精進湖・西湖周辺	山中湖・忍野八海周辺	三保松原	浅間大社周辺	白糸ノ滝
2000年				統計なし	1,290,000	711,900
2001年				統計なし	1,320,000	645,199
2002年				統計なし	1,330,000	622,150
2003年	5,696,100	2,921,747	3,719,108	625,365	1,150,000	508,292
2004年	6,183,059	3,191,794	3,934,808	659,792	1,140,000	502,966
2005年	5,965,307	2,990,866	3,736,182	538,105	1,030,000	480,247
2006年	6,195,826	2,956,876	3,590,901	603,970	1,324,396	520,880

2007年	6,393,117	3,188,573	3,564,707	646,898	1,532,142	519,279
2008年	6,444,140	3,377,859	3,440,314	669,959	1,517,059	517,437
2009年	6,334,873	3,453,929	3,663,505	713,104	1,381,385	484,248
2010年				578,536	1,341,505	443,841

※「山梨県観光客動態調査」(山梨県)

※各市観光関係部署の統計(静岡県)

i) 資産の整備・活用に関する方針・計画

資産の整備については、富士山の顕著な普遍的価値を構成する『信仰の山』及び『芸術の源泉』の2つの側面に基づき、それぞれ「登拝・巡礼の場」及び「展望景観」の観点から、構成資産の諸要素の意匠・形態、材料・材質、位置・環境、精神性などの真実性及び良好な展望景観の完全性を保持するために、修理・復旧・整備・管理の事業を実施する。

具体的には以下の10点に関する事業を実施する。

- (1) 建造物の火災・地震対策
- (2) 富士御室浅間神社境内の整備
- (3) 富士五湖の利用調整
- (4) 忍野八海及び周辺地域の環境整備
- (5) 白糸ノ滝周辺整備
- (6) 三保松原の整備
- (7) 展望景観の保全対策
- (8) 景観阻害要因の経過観察及び対応
- (9) 修景事業
- (10) 保存管理についての技術支援

資産の活用については包括的保存管理計画に定めた以下の方向性に基づき行われる。

- (1) 構成資産間の関連性を考慮した顕著な普遍的価値の総合的な伝達
- (2) 国内外からの観光客の受け入れ態勢の整備

具体的には、資産の管理者である山梨県・静岡県、関係市町村、及び個別の構成資産の所有者が以下の4点に十分留意しつつ、資産の公開・活用を行う。

①富士山の総合学術調査の充実

神社社殿、御師住宅、考古学的遺跡の修復・整備については、それらの性質に基づく真実性を確実に保持するために、建造物の解体修理に伴う部材調査及び発掘調査等の各種の学術調査を行い、それらの結果に基づき、精度高く実施する。また、歴史学、考古学、建築史学、植物学、地質学など様々な観点からの学術調査研究を継続的に行い、それらの成果を保存・活用上の諸課題解決のために反映させることとする。

山梨県では、2008年から、「山梨県富士山総合学術調査研究委員会」の下に歴史・信仰・芸術などの観点から富士山の総合的な調査・研究を開始し、関連資料の収集・把握・充実に努めている。また、それらの調査研究成果を活用した啓発活動として、地域住民を対象とする報告会を年1回以上開催している。また、静岡県では、静岡県教育委員会の指導の下に、各市町が保存・活用を目的として資産に含まれる文化財の調査を実施し、それらの成果の充実に努め

ている。加えて、こうした調査成果を含め、富士山の自然、歴史、文化等の調査研究の成果を情報発信する拠点として「富士山世界遺産センター（仮称）」の整備を進める。

今後とも、両県においては、保存管理のために必要な調査を実施する。

②適切な公開・活用施設の設置

現在、「山梨県立富士ビジターセンター」をはじめ、表●に示す既存の公開・活用施設においては、富士山の顕著な普遍的価値に関する展示等を行っている。今後は、顕著な普遍的価値の効果的な情報提供の観点から、解説内容・施設・体制について一層の充実を図るとともに、今後は、富士山の自然、歴史、文化等の調査研究の成果を情報発信する拠点として「富士山世界遺産センター(仮称)」の整備を行う。

なお、これらの施設の改修に当たっては、資産に対する景観上の影響も十分考慮しつつ、来訪者に対する情報発信や便益などの機能を充足できるよう適切な位置・規模・意匠を定める。

③地域住民等への普及活動

山梨県・静岡県及び関係市町村は、構成資産間の関連性を考慮した富士山の顕著な普遍的価値を総合的に理解するための講座及び研修会等を実施し、地域住民及び来訪者への情報の伝達を行う。

さらに、日常的な情報提供の一環として、ガイドブック等の充実を図るほか、地域の児童・生徒を対象とした学校教育及び地域住民を対象とした社会教育活動との連携の下に、富士山の顕著な普遍的価値に関する総合的な情報提供を行う。

④国内外からの観光客への対応

2010年に、環境省、山梨県・静岡県は、地元市町村や関係者と連携して、「富士山における標識類総合ガイドライン」及び「富士山における標識類の統合整理計画」を策定し、統一された意匠・形態に基づく4ヶ国語(日本語、英語、中国語、ハングル)の道標・解説板等の設置を進めており、今後ともその推進を図る。

また、多言語によるガイドブックや富士山レンジャー等による自然環境の学習講座を通じて、登山に際してのマナーやルールの周知を行う。さらに、来訪者の目的に応じて複数のモデルコースを設定するとともに、富士山の顕著な普遍的価値に関する情報提供や観光客のマナー向上にも資するガイドの養成を行う。

表● 資産の顕著な普遍的価値の伝達に関する公開・活用施設一覧

NO	名称	所在地	内容
1	山梨県立富士ビジターセンター	富士河口湖町	登山・自然、文化のテーマ別に富士山を知ることができる
2	山梨県環境科学研究所	富士吉田市	環境に関する情報を幅広く収集し、わかりやすく提供
3	富士吉田市歴史民俗博物館	富士吉田市	富士山と富士吉田市の歴史・文化を学べる博物館
4	旧外川家住宅	富士吉田市	外川家の歴史と富士山の信仰に関する資料を展示
5	富士吉田市世界遺産インフォメー	富士吉田市	富士山と富士吉田市の魅力と価値を発信。御師の

	シヨンセンター		街の歴史・文化を案内するガイドツアーも行う
6	河口湖フィールドセンター	富士河口湖町	富士山の成り立ちと、自然の豊かさを知る自然博物館
7	本栖湖観光案内所・本栖歴史館	富士河口湖町	富士山、本栖湖及び本栖地区の自然並びに歴史に関する資料を展示
8	西湖コウモリ穴案内所	富士河口湖町	西湖蝙蝠穴を中心に、周辺一帯に広がる青木ヶ原樹海の自然を体験するネイチャーガイドの拠点
9	富士市立博物館	富士市	「富士に生きる」をテーマに資料の収集・保存・研究調査・講座を実施
10	裾野市立富士山資料館	裾野市	富士山の成り立ち、歴史、動植物、人々の生活に関する資料を展示
11	御殿場市富士山交流センター (「富士山樹空の森」)	御殿場市	富士山の情報発信、地域活性の役割を担う観光拠点
12	富士浅間神社御鎮座 千二百年記念資料館	小山町	神社伝来の社宝、古文書類、富士講・宿坊・山室資料を収蔵展示
13	道の駅すばしり	小山町	富士浅間神社や小山町の歴史に関する資料を展示

じ) 専門分野・技術・管理に関する人的措置

資産のうち文化財については、山梨県教育委員会・静岡県教育委員会の委嘱を受けた文化財保護指導員(以下、「指導員」という。)が定期的に文化財を巡回・点検し、両県教育委員会に対して保護に関する助言を行っている。山梨県・静岡県は、指導員の調査報告に基づき、所有者や関係市町村に対して文化財の保存管理に関する指導を行っている。

また、国立公園に指定された範囲については、環境省が設置した自然保護官が公園内の自然環境や動植物の保護のための調査や、許認可された行為が実際に申請のとおりに行われているかを確認するための巡視などの保護管理のほか、野生生物保護、外来生物対策、里地里山保全など多岐にわたる自然環境保全業務を行っている。

また、国有林については森林管理局及びその下部組織の森林管理署の職員が森林環境の保全と整備などの施策を行っている。このように、将来的に良好な状態の下に資産を維持していくための体制についても万全を期している。

6. 経過観察(モニタリング)の体制

a) 保存状況を計測するための主たる指標

4章に掲げた資産の保全状況及び及び資産に与える影響に対し、次に掲げる3つの側面から負の影響を及ぼす要因及びそれに基づく観察指標を特定し、定期的かつ体系的な経過観察(モニタリング)を実施する。

- ①資産及び周辺環境の保護
- ②各構成資産・展望景観の保護
- ③顕著な普遍的価値の伝達

設定する主な観察指標については、以下の表●～●に示すとおりである。

表● 「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標一覧表

資産及び周辺環境に対する 影響を及ぼす要因		観察指標	指標の測定内容・手法	周期	観察記録主体
環境変化	1. 酸性雨	a)大気汚染に係る環境 基準達成率(二酸化 硫黄)	大気の常時監視を行い、 大気の二酸化硫黄含有量 を測定する。	毎年	山梨県 静岡県
	2. 気候温暖化	b)植生調査	10cm四方の小区画内の 全ての植物をリストアップ し、経年変化を計測する。	5年	環境省 研究機関
		c)森林限界の上昇	森林限界線に地点を定め、 その位置の時間的変化を 観測する。また、航空写真 を用いて時間的変化を 観測する。	毎年	研究機関
		d)気温の経年変化	大気の常時監視を行い、 気温の変化を観測する。	毎年	気象庁
	3. 野生動物及び病 虫による影響	e)林野の病虫獣害によ る被害面積	森林における病虫獣害に よる被害面積を測定する。	毎年	林野庁 山梨県 静岡県
自然災害	4. 噴火	f)火山活動の観測	地震計、傾斜計、GPS 等 による火山活動の観測を 行う。	随時	気象庁 山梨県 静岡県 研究機関
	5. 地震	g)前兆現象の観測	地震計、体積歪計、傾斜 計等による前兆現象の観 測を行う。	随時	気象庁 山梨県 静岡県 研究機関

	6. 自然災害による建造物等や景観への影響	h)文化財き損届け件数	文化財のき損届けの件数による被害の把握を行う。	毎年	山梨県 静岡県 市町村
		i)林野の風水害被害面積	風水害による森林の被害面積を測定する。	毎年	林野庁 山梨県 静岡県
	7. 火災による建造物等や景観への影響	j)林野の火災被害面積	森林における火災による被害面積を測定する。	毎年	林野庁 山梨県 静岡県
来訪者及び観光による影響	8. 来訪者増加による建造物等や景観への影響	k)登山者数(五合目以上)	各登山道の五合目以上への来訪者数を測定する。	毎年	市町村
		l)主要地点への観光客入込み数	主要地点への観光客の入込み数を測定する。	毎年	山梨県 静岡県
		m)登山者数(八合目以上)	各登山道の八合目以上への来訪者数を測定する。	毎年	環境省
		n)自動車数	富士スバルライン、富士山スカイラインにおける自動車数を把握する。	毎年	山梨県 静岡県
民間及び公共施設整備	9. 都市基盤整備による影響	o)電線の地中化延長	電線の地中化の延長状況について把握する。	毎年	山梨県 静岡県

表● 「各構成資産・展望景観の保護」に関する観察指標一覧表

資産及び周辺環境に対する影響		観察指標	指標の測定内容・手法	周期	観察記録主体
各構成資産	1. 建造物における火災	a)防火設備の点検回数	防火設備の点検を行う。	毎年	所有者 管理団体
	2. 湖沼・湧水の水質	b)水質	湖沼(富士五湖)・湧水(忍野八海)の水質(pH、COD、有害物質等)測定を行う。	毎年	山梨県 町村
展望景観	3. 景観阻害要因調査	c) 視点場における景観阻害要因数	展望地(本栖湖、三保松原)において、視界に入り込む阻害要因について把握する。	毎年	山梨県 静岡県

表● 「顕著な普遍的価値の伝達」に関する観察指標一覧表

観察指標	指標の測定内容・手法	周期	記録組織
a)富士山に関する研修会等参加者数	富士山に関する様々な研修会・セミナーへの参加者数を測定する。	毎年	山梨県 静岡県
b)環境保全活動への参加者数	富士山に関する環境保全活動への参加者数を測定する。	毎年	山梨県 静岡県
c)パンフレット・ホームページによる情報提供数	刊行されているパンフレット類及び山梨県・静岡県及び関係市町村が開設しているホームページによる情報提供の回数・状況について把握する。	毎年	山梨県 静岡県

b) 資産の経過観察(モニタリング)のための行政上の体制

定期的報告を含む経過観察(モニタリング)については、以下の表に示すように管理団体である山梨県・静岡県及び関係各市町村が、山梨県教育委員会・静岡県教育委員会を通じて文化庁の指導の下に行う。『世界遺産条約履行のための作業指針』(2008年)第5章に基づき、年度ごとに情報収集及び記録作成を行い、蓄積した成果について6年ごとに保存管理状況の評価としてまとめ、世界遺産センターを通じて世界遺産委員会に定期報告書(英文)を提出する。

モニタリング体制

分担	管轄域	担当組織
1. 担当組織及び担当課名	資産及び緩衝地帯	
2. 監督組織	資産及び緩衝地帯	組織名称 : 文化庁 組織代表者氏名 : 文化庁長官 担当課及び担当責任者氏名 : 記念物課 課長
3. 指導組織	資産及び緩衝地帯	組織名称 : 山梨県教育委員会 : 静岡県教育委員会 組織代表者氏名 : 山梨県教育長 : 静岡県教育長 担当課及び担当責任者氏名 : 山梨県 世界遺産推進課 課長 : 静岡県 世界遺産推進課 課長

c) 以前の保全状況報告の成果

経過観察(モニタリング)に必要とされる諸事項に関し、現時点及び過去における資料・情報については、山梨県・静岡県、及び資産の所在する市町村に適切に収集・保管されている。それらの一覧表については、以下のとおりである。

表●(過去に経過観察のために実施した過去の資料・情報)

番号	編著者	標 題	対象資産	年	要 約

7. 資料

a) 写真・スライド・画像一覧表

No	フォーマット	標 題	撮影年月	撮影者・編集者	著作権保持者	著作権者連絡先	非独占的権利譲渡

b) 保護のための指定に関する文書、管理計画写し又は管理体制の解説及び関係諸計画(抜粋)写し

- 富士山包括的保存管理計画(別添資料参照)
- 文化財保護法(別添資料参照)
- 自然公園法(別添資料参照)
- 国有林野の管理運営に関する法律(別添資料参照)
- 特別名勝富士山保存管理計画(山梨県)
- 特別名勝富士山保存管理計画(静岡県)
- 史跡富士山保存管理計画(山梨県)
- 史跡富士山保存管理計画(静岡県)
- 重要文化財北口本宮富士浅間神社保存活用計画
- 名勝富士五湖(河口湖、西湖、精進湖)保存管理計画
- 名勝富士五湖(本栖湖)保存管理計画
- 重要文化財富士御室浅間神社本殿保存活用計画
- 重要文化財小佐野家住宅 重要文化財旧外川家住宅保存活用計画
- 名勝富士五湖(山中湖)保存管理計画
- 天然記念物忍野八海保存管理計画
- 富士河口湖町内国天然記念物溶岩洞穴等保存管理・整備活用計画
- 天然記念物吉田胎内樹型保存管理計画
- 名勝及び天然記念物白糸ノ滝保存管理計画
- 名勝三保松原保存管理計画
- 富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画
- 富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画
- 日本平・三保の松原県立自然公園公園計画
- 山梨東部森林計画区地域管理経営計画
- 富士森林計画区地域管理経営計画

c) 資産関連資料

対象資産	資料名	発行	発行年
(1) 富士山城	富士山頂信仰遺跡(平成 20 年度富士山世界文化遺産登録事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等業務委託)	財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所	2009 年 (印刷物)
(1) 富士山城	大宮・村山口登山道(平成 20 年度富士山世界文化遺産登録事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等業務委託)	財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所	2009 年 (印刷物)
(1) 富士山城	富士山資料館資料集 富士山須山口登山道調査報告書	裾野市教育委員会 裾野市立富士山資料館	2009 年 (印刷物)
(1) 富士山城	富士吉田市文化財調査報告書 第 3 集 富士山吉田口登山道関連遺跡 (歴史の道整備活用推進事業に伴う調査報告書)	富士吉田市教育委員会	2001 年 (印刷物)
(1) 富士山城	富士吉田市文化財調査報告書 第 4 集 富士山吉田口登山道関連遺跡Ⅱ (歴史の道整備活用推進事業に伴う調査報告書)	富士吉田市教育委員会	2003 年 (印刷物)
(1) 富士山城	山梨県資料叢書	山梨県	2005 年 (印刷物)
(7) 河口浅間神社	山梨県棟札調査報告書 郡内Ⅱ・河内Ⅱ・補遺		
(8) 富士御室浅間神社			
(2) 富士山本宮浅間大社	静岡県埋蔵文化財調査研究所調査報告 第 201 集 浅間大社遺跡 山宮浅間神社遺跡 (平成 20 年度富士山世界文化遺産登録事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等業務委託)	財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所	2009 年 (印刷物)
(3) 山宮浅間神社			
(4) 村山浅間神社	静岡県埋蔵文化財調査研究所調査報告 第 202 集 村山浅間神社遺跡 (平成 20 年度富士山世界文化遺産登録事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等業務委託)	財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所	2009 年 (印刷物)
(9) 御師住宅(旧外川家住宅)	山梨県指定有形文化財 旧外川家住宅保存修理工事報告書	富士吉田市教育委員会	2010 年 (印刷物)
(23) 人穴富士講遺跡	富士宮市文化財調査報告書第 28 集 史蹟人穴Ⅱ(埋蔵文化財にかかわる範囲確認調査報告書)	富士宮市教育委員会	2001 年 (印刷物)

d) 資産管理機関住所(インベントリー、過去の記録などの保存場所)

山梨県教育委員会学術文化財課

山梨県甲府市丸の内 1-6-1

富士吉田市教育委員会歴史文化課

山梨県富士吉田市上吉田 2288-1

身延町教育委員会生涯学習課

山梨県身延町常葉 1093

西桂町教育委員会

山梨県西桂町小沼 1501-1

忍野村教育委員会	山梨県忍野村忍草 1514
山中湖村教育委員会	山梨県山中湖村山中 237-1
鳴沢村教育委員会	山梨県鳴沢村 1575
富士河口湖町教育委員会生涯学習課	山梨県富士河口湖町船津 1754
静岡県教育委員会文化財保護課	静岡県静岡市葵区追手町 9-6
静岡市文化スポーツ部文化財課	静岡県静岡市葵区追手町 5-1
富士市教育委員会文化振興課	静岡県富士市永田町 1-100
富士宮市教育委員会富士山文化課	静岡県富士宮市弓沢町 150
御殿場市教育委員会社会教育課	静岡県御殿場市萩原 483
裾野市教育委員会生涯学習課	静岡県裾野市深良 435
小山町教育委員会生涯学習課	静岡県小山町阿多野 130
富士山本宮浅間大社	静岡県富士宮市宮町 1-1
須山浅間神社	静岡県裾野市須山 722
富士浅間神社	静岡県小山町須走 126

e) 参考文献

(i) 資産全般 (自然・文化的位置付け)

- ・『富士山 信仰と芸術の源』 富士山世界文化遺産登録推進静岡・山梨両県合同会議、NPO 法人富士山を世界遺産にする国民会議 小学館 2009
- ・『富士火山』 日本火山学会編 山梨県環境科学研究所 2007
- ・『日本一の火山 富士山』 荒牧重雄 太田美代 山梨県環境科学研究所 2008
- ・『富士山の自然界』 山梨県編 山梨県 1925
- ・『富士の研究』 V 富士の地理と地質 石原初太郎 官幣大社浅間神社 古今書院 1927
- ・『富士の研究』 VI 富士の動物・植物 岸田久吉 矢部吉禎 官幣大社浅間神社 古今書院 1928
- ・『富士山をめぐる日本人の心性』 天野紀代子、澤登寛聡編 法政大学国際日本学研究所 2007
- ・『富士山文化塾叢書』 第1集～第20集 富士宮市教育委員会 富士宮市教育委員会 1995～2001
- ・『富嶽歴覧－外国人の見た富士山－』 伏見功 現代旅行研究所 1982

(ii) 個別資産

- ・『富士山頂信仰遺跡(平成20年度富士山世界文化遺産登録事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等業務委託)』 財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所 2009
- ・『国有境内地譲与申請不許可処分取消請求事件』 富士山本宮浅間大社 1993
- ・『大宮・村山口登山道(平成20年度富士山世界文化遺産登録事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等業務委託)』 財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所 2009
- ・『富士山資料館資料集 富士山須山口登山道調査報告書』 裾野市教育委員会・裾野市立富士山資料館 2009
- ・『富士吉田市文化財調査報告書 第3集 富士山吉田口登山道関連遺跡(歴史の道整備活用推進計画に伴う調査報告書)』 富士吉田市教育委員会 2001
- ・『富士吉田市文化財調査報告書 第4集 富士山吉田口登山道関連遺跡Ⅱ(歴史の道整備活用推進計画に伴う調査報告書)』 富士吉田市教育委員会 2001

- 報告書』 富士吉田市教育委員会 2003
- ・『山梨県史資料叢書 山梨県棟札調査報告書 郡内Ⅱ・河内Ⅱ・補遺』 山梨県 2005
 - ・『太々神楽と獅子神楽』 富士吉田市歴史民俗博物館 2001
 - ・『国指定記録選択無形民俗文化財調査報告書 吉田の火祭』 富士吉田市教育委員会 2005
 - ・『静岡県指定有形文化財 富士山本宮浅間大社社殿(楼門・拜殿・幣殿・透塀)保存修理工事報告書』 財団法人文化財建造物保存技術協会 富士山本宮浅間大社 2005
 - ・『富士宮市文化財調査報告書 第22集 浅間大社遺跡(神田川ふれあい広場整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書)』 富士宮市教育委員会 1996
 - ・『富士宮市文化財調査報告書 第30集 富士宮市の遺跡Ⅱ』 富士宮市教育委員会 2003
 - ・『富士宮市文化財調査報告書 第31集 浅間大社遺跡Ⅱ』 富士宮市教育委員会 2003
 - ・『富士宮市文化財調査報告書 第33集 富士宮市の遺跡Ⅲ(ワラビ平遺跡、塚本古墳第2次、浅間大社遺跡第5次 発掘調査報告書)』 富士宮市教育委員会 2005
 - ・『富士宮市文化財調査報告書 第39集 浅間大社遺跡Ⅳ』 富士宮市教育委員会 2008
 - ・『静岡県埋蔵文化財調査研究所調査報告 第201集 浅間大社遺跡 山宮浅間神社遺跡 (平成20年度富士山世界文化遺産登録事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等業務委託)』 財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所 2009
 - ・『村山浅間神社調査報告書』 富士宮市教育委員会 2005
 - ・『村山浅間神社調査報告書 一遺跡範囲確認調査編一』 富士宮市教育委員会 2005
 - ・『裾野の文化財』 裾野市教育委員会 2002
 - ・『須山地区の文化財めぐり』 裾野市文化財保護審議委員会 裾野市教育委員会 2007
 - ・『史蹟人穴』 富士宮市教育委員会 1998
 - ・『富士宮市文化財調査報告書第28集 史蹟人穴Ⅱ(埋蔵文化財にかかわる範囲確認調査報告書)』 富士宮市教育委員会 2001
 - ・『人穴浅間神社の碑塔と拓影 人穴浅間神社碑塔群採拓調査の概要』 富士市立博物館 1999
 - ・『名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」保存管理計画策定報告書』 富士宮市教育委員会 1988
 - ・『文学に描かれた清水』 清水市教育委員会 2000

(iii) 保存管理計画

- ・『特別名勝富士山保存管理計画書』 山梨県教育委員会 2006
- ・『特別名勝富士山保存管理計画書』 静岡県教育委員会 2006
- ・『重要文化財 北口本宮富士浅間神社保存活用計画』 富士吉田市 2010
- ・『特別天然記念物「湧玉池」保存管理計画』 静岡県(世界遺産推進室) 2009
- ・『重要文化財富士御室浅間神社本殿保存活用計画』 富士河口湖町教育委員会 2010
- ・『富士山御師 重要文化財 小佐野家住宅保存活用計画 山梨県指定有形文化財 旧外川家住宅保存活用計画』 富士吉田市 2010
- ・『天然記念物「忍野八海」保存管理計画』 忍野村教育委員会 2011
- ・『町内国指定天然記念物溶岩洞穴等保存管理・整備活用計画書』 富士河口湖町教育委員会 2010
- ・『天然記念物 吉田胎内樹型保存管理計画』 富士吉田市 2010
- ・『白糸ノ滝保存管理計画』 富士宮市 2010
- ・『名勝三保松原保存管理計画』 静岡市 2011

(iv) 比較研究

- ・『The World Heritage Convention, Twenty Years Later』 Léon Pressouyre. UNESCO Publishing, 1996
- ・『Sacred Mountains of the World』 Edwin Bernbaum. Sierra Club Books, San Francisco, 1990
- ・『What is OUV? ICOMOS』 Hendrick Bäßler verlag, 2008
- ・『Filling the Gaps – an Action Plan for the Future』 ICOMOS, 2004
- ・『World Heritage Cultural Landscapes 1992-2002』 Peter J. Fowler, 2003
- ・『World Heritage Volcanoes A Thematic Study』 IUCN, 2009

(v) 歴史・信仰全般(日本語)

- ・『富士の研究』Ⅰ 富士の歴史 井野邊茂雄 官幣大社浅間神社 古今書院 1928
- ・『富士の研究』Ⅱ 浅間神社の歴史 宮地直一、廣野三郎 官幣大社浅間神社 古今書院 1929
- ・『富士の研究』Ⅲ 富士の信仰 井野邊茂雄 官幣大社浅間神社 古今書院 1928
- ・『富士の研究』Ⅳ 富士の文学・美術・遺蹟 高柳光壽 澤田章 柴田常恵 他官幣大社浅間神社 古今書院 1929
- ・『富士浅間信仰』 平野榮次編 雄山閣出版 1987
- ・『富士・大山信仰』 西海賢二 岩田書店 2008
- ・『富士・御岳と中部霊山』 鈴木昭英編 名著出版 1978
- ・『富士講の歴史』 岩科小一郎 名著出版 1983
- ・『富士信仰と富士講』 平野榮次 岩田書院 2004
- ・『富士・大山信仰』 西海賢二 岩田書院 2008
- ・『富士山御師の歴史的研究』 甲州史料調査会編 山川出版社 2009
- ・『富士山の精神史 なぜ富士山を三峰に描くのか』 竹谷靱負 青山社 1998
- ・『富士山の祭神論』 竹谷靱負 岩田書院 2006
- ・『富士山御師の歴史的研究』 甲州史料調査会編 山川出版社 2009
- ・『富嶽旅百景』 青柳周一 角川書店 2002
- ・『富士をめぐる しずおか・やまなし文化財ガイドブック』 静岡県教育委員会、山梨県教育委員会 2006
- ・『富士吉田の文化財(その二十一) 富士山縁年建札と女人禁制』 富士吉田市教育委員会 1984
- ・『富士吉田の文化財(その二十二) 富士講』 富士吉田市教育委員会 1985
- ・『富士吉田の文化財(第27集) 御山登り道ー富士禅定ガイドー』 富士吉田市教育委員会 1989
- ・『富士の信仰遺跡』 富士吉田市歴史民俗博物館 2002
- ・『絵葉書に見る富士登山』 富士吉田市歴史民俗博物館 1999
- ・『富士登山案内図』 富士吉田市歴史民俗博物館 2000
- ・『富士山の絵札ー牛玉と御影を中心にー』 富士吉田市歴史民俗博物館 1996
- ・『富士山叢書『甲斐国志』富士北口を往く』 富士吉田市歴史民俗博物館 2005
- ・『富士の神仏ー吉田口登山道の彫像ー』 富士吉田市歴史民俗博物館 2008
- ・『富士山明細図』 富士吉田市歴史民俗博物館 1997
- ・『富嶽寫眞 写された幕末・明治の富士山』 富士吉田市歴史民俗博物館 2003
- ・『国絵図・郡絵図・村絵図』 富士吉田市歴史民俗博物館 2004
- ・『富士山叢書 富士八海をめぐる』 富士吉田市歴史民俗博物館 2003

- ・『富士山叢書 富士をのぼる』 富士吉田市歴史民俗博物館 2006
- ・『富士山叢書 富士山周遊図』 富士吉田市歴史民俗博物館 2004
- ・『富士吉田市歴史民俗博物館叢書 『富士山道しるべ』を歩く』 富士吉田市歴史民俗博物館 2001
- ・『富士吉田市史資料叢書 13 マネキ』 富士吉田市史編さん室 1996
- ・『描かれた富士のふもと』 富士市立博物館 2005
- ・『富士山縁起の世界－赫夜姫・愛鷹・犬飼－』 富士市立博物館 2010
- ・『富士山信仰と富士塚』 富士市立博物館 1995
- ・『富士宮市 歩く博物館ガイドブック』 富士宮市教育委員会 2009

(vi) 芸術全般(日本語)

- ・『富士山の絵画史』 成瀬不二雄 中央公論美術出版 2005
- ・『富士山 美 JAPAN』 河野元昭 四季出版 2005
- ・『ジャポニスム展 JAPONISME』 国立西洋美術館他 国立西洋美術館 1988
- ・『ジャポニスム 幻想の日本』 馬淵明子 ブリュック 1997
- ・『日本の心 富士の美展』 鳥居和之他 3名 NHK 名古屋放送局 1998
- ・『富士－山を写し、山に想う－』 宮内庁三の丸尚蔵館 宮内庁三の丸尚蔵館 2008
- ・開館 30 周年記念展 『富士山 近代に展開した日本の象徴』 平林彰、和田佐知子、太田智子 山梨県立美術館 2008
- ・『富士山の絵画』 収藏品図録 静岡県立美術館 静岡県立美術館 2004
- ・『おめでたいカタチー富士の意匠ー』 富士吉田市歴史民俗博物館 2005
- ・『富士山ゆかりの名品展 ～富士を語る・敬う・形どる』 富士市立博物館 2006

(vii) 歴史史料(日本語)

- ・『甲斐國志』(1814)
- ・『隔搔録』(1825)
- ・『駿河志料』(1861)
- ・『浅間文書纂』(1333～1853 の史料) 富士山本宮浅間大社
- ・『富士の人穴雙紙』 富士市立中央図書館
- ・栄行真山『栄行真山自伝』(1876 以降頃)(個人蔵)

(viii) 県史・市町村史

- ・『山梨県史』
- ・『静岡県史』
- ・『富士吉田市史』
- ・『都留市史』
- ・『忍野村史』
- ・『山中湖村史』
- ・『鳴沢村誌』
- ・『勝山村史』
- ・『静岡市史』
- ・『沼津市史』
- ・『三島市史』

- ・『富士宮市史』
- ・『富士市史』
- ・『御殿場市史』
- ・『裾野市史』
- ・『清水町史』
- ・『長泉町史』
- ・『小山町史』
- ・『清水市史』
- ・『芝川町史』

(ix) 出典

- 1 他の出典から引用された図
- 2 他の出典から引用された写真

8. 連絡先

a) 申請書作成者連絡先

文化庁記念物課

〒100-8959

東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2

Tel +81(0)3 5253 4111

Fax +81(0)3 6734 3822

b) 管理組織・官庁

文化庁記念物課 100-8959 日本国東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2

Tel +81(0)3 5253 4111

Fax +81(0)3 6734 3822

c) その他の組織

d) 公式ウェブサイト

9. 署名